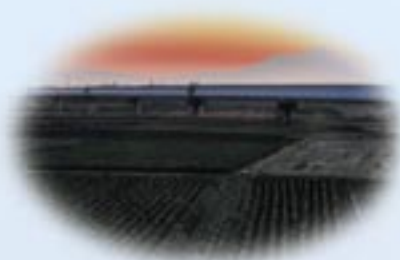


第5次結城市総合計画

2011▶2020

みんなで作る活気と風情のある快適なまち・結城



第5次結城市総合計画



市長あいさつ

本市では、平成13年3月に「第4次結城市総合計画」を策定し、これまでの都市づくりのストックを基盤とし、本市の地域資源をいかしながら、豊かな市民生活を市

民が主体的に取り組む都市づくりを目指して、各種施策を推進してまいりました。

近年、人口減少社会の到来や環境問題の深刻化、経済のグローバル化、地域分権の進展など、本市を取り巻く環境も急激に変化しております。

このような社会全体の潮流の大きな変化を的確にとらえ、多様化する市民のニーズも踏まえながら、さまざまな課題に対応するための取り組みがもとめられています。

こうした中で、多くの市民の皆様に参加をいただきながら、平成32年度を目標年次とする「第5次結城市総合計画」を策定し、これを新たなまちづくりの指針としてまいります。

この計画に基づき、市民の皆様とともに本市の豊富な地域資源を活用し、誰もが住みやすく安全・安心で活力のあるまちの創造と人口を減らさないまちづくりを推進し、「小さくてもきらりと光るまち」の実現を目指してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

計画策定にあたり、様々な視点から熱心にご審議をいただきました市議会議長をはじめ、議員の皆様、総合計画策定審議会委員の皆様、貴重なご意見、ご提案をいただきました白鷗大学の結城史隆教授を委員長とする市民まちづくり委員会の皆様並びに市民、関係各位の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成23年8月

結城市長 前場 文夫

結城市民憲章

(昭和五五年一月一日制定)

結城市は

筑波・日光の二つの山なみを見はるかし

鬼怒の流れ清らかな 美しい自然と

ゆたかな歴史 伝統に恵まれたまちです

このふるさとの誇りを思い

さらに伸びゆく

すみよいまちづくりへの願いをこめて

ここに市民憲章を定めます

一、たがいに信じあい 助けあう

あかるいまちを つくりましょう

一、からだをきたえ 仕事にはげむ

生きがいあるまちを つくりましょう

一、教育をおこし 文化をのばす

かおりたかいまちを つくりましょう

一、自然を愛し 水とみどりに澄む

うつくしいまちを つくりましょう

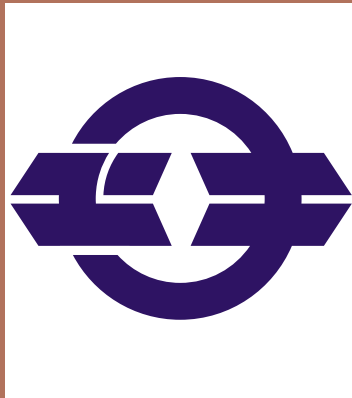
一、伝統を生かし 未来をひらく

ゆたかなまちを つくりましょう



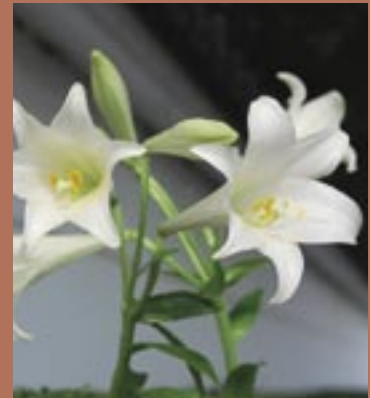
市の木 [桑]

結城市伝統の結城紬・蚕糸業に深い関係がある桑は、市内に昔から多く植培され、「結城のまち」にふさわしい木です。桑は春の新芽の吹く頃、まばゆいばかりの新緑の美しさを見せます。



市章

「ユーキ（結城）」の端的な表現で、円にしたのは市政の円滑と市民の和を意味し、外側への剣先は、市民の向上と外部への飛躍発展性を表したもので、結城市の発展を象徴しています。



市の花 [ユリ]

ユリは純日本的な花です。そして、その清楚さは「紬の里」結城のまちに日本美の独特の風情を織り込み、花姿の謙虚さは結城市を象徴しているかのようです。

第5次結城市総合計画

結城市

目 次

1. 序 論.....	1
1.1 計画の目的.....	2
1.2 計画の構成.....	3
2. 時代背景と結城市の現状.....	5
2.1 結城市の現況.....	6
2.2 社会潮流.....	16
2.3 まちづくりの基本的課題.....	22
3. 基本構想.....	25
3.1 基本理念.....	26
3.2 将来都市像.....	27
3.3 計画人口.....	29
3.4 都市空間整備構想.....	30
3.5 施策の大綱.....	33
4. 基本計画.....	43
4.1 とともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実（保健・福祉）.....	44
4.2 安全で住みやすさを実感できるまちづくり（都市・環境）.....	64
4.3 歴史と自然を育む活力あるまちづくり（産業）.....	86
4.4 未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり（教育・文化）.....	100
4.5 協働で進める持続可能なまちの実現（自治・行財政運営）.....	116
5. 用語集.....	127
資料編.....	139

1. 序 論

1.1 計画の目的

1.2 計画の構成

1. 序 論

1.1 計画の目的

本市では、平成 13 年 3 月に第 4 次結城市総合計画を策定し、「みどりと歴史の いきいき文化創造都市・結城」を将来像に掲げ、歴史や自然などの地域資源*を十分に活用しながら、結城らしさといきいきとした豊かな市民生活を、市民一人ひとり、さらに地域が一体となって主体的に取り組む都市づくりを目指して、今日まで諸施策に取り組んできました。

この間に、我が国は時代の転換期を迎え、成長社会から成熟社会への移行が進んでいます。インターネットの普及といった情報通信関連技術の革新や地球規模で広がる温暖化などの環境問題の深刻化、経済のグローバル化*による国際化に対応し、社会のあり方や市民意識の変容を考える必要が生じています。

平成 11 年には地方分権一括法*により合併特例法*の改正が行われ、全国的に市町村合併が推進されました。その結果、平成 11 年 3 月末に 3,232 あった市町村が、平成 22 年 3 月末には 1,727 になりました。本市の周辺においても、合併を選択した市町村が多くあります。本市では当面は合併を選択せず、持続可能なまちづくりを進めているところです。

今後も行政改革が進む中で地方分権が進展し、行政課題の複雑多岐化、市民ニーズの高度化が進み、それらに対応した市民参画の推進など自治体を取り巻く環境はより一層変化するものと考えられます。

さらに、人口減少や少子高齢化、雇用・就労環境の変化、様々な災害への対応、政権交代による政策転換や予算編成プロセスの大幅な変化などの課題に対応するための取り組みが求められています。

こうした認識を踏まえ、結城市のさらなる発展と誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指し、今後 10 年間の行政運営の基本方針として「第 5 次結城市総合計画」を定めるものです。

1.2 計画の構成

総合計画は、行政運営の基本方針として市の最上位計画に位置づけられている計画であり、将来のまちづくりの基本理念、目指すべき都市像、その都市像を実現するための政策の方向性、具体的施策などを体系化し、それに取り組む行動の指針を明示するものです。

本計画は、以下の基本構想と基本計画によって構成します。また、さらに詳細な事業実施に向けて、本計画とは別に実施計画を定めることとします。

(1) 基本構想

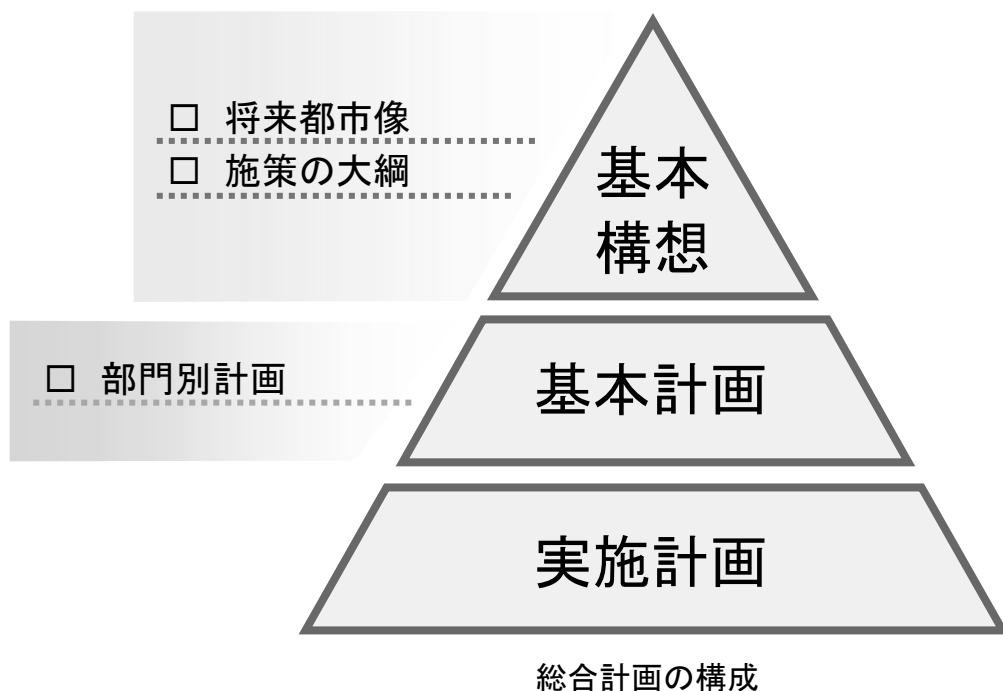
基本構想は、結城市の将来都市像を明らかにし、その実現のための施策の大綱を定めるもので、市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるものです。

基本構想の期間は、平成 23 年度（2011 年）～平成 32 年度（2020 年）の 10 年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策体系を示すとともに、各施策の方向性、達成目標、主要事業などを明らかにするものです。

基本計画の期間は、平成 23 年度（2011 年）～平成 27 年度（2015 年）の 5 年間で前期基本計画、平成 28 年度（2016 年）～平成 32 年度（2020 年）の 5 年間で後期基本計画とします。



(3) 基本計画の構成

基本計画は、次の構成で策定しています。

①現状と課題

基本施策ごとに現在確認されている事象と課題について、箇条書きで整理しています。

②基本施策が目指す姿

基本施策の将来あるべき姿として、方向性を示しています。

③基本施策の目標

基本施策が目指す姿を実現するための目標値を設定しています。

④施策

基本施策が目指す姿及び目標の実現に向けた具体的な施策として、施策内容、主な取り組み、主体、実施時期を示しています。

なお、実施時期は、以下のとおり、短期、中期、継続に区分しています。

- 短期：平成 25 年度頃を目標に取り組みを実践、または完了するもの
- 中期：平成 27 年度頃を目標に取り組みを実践、または完了するもの
- 継続：第 4 次総合計画より引き続いて取り組んでいくもの

⑤主要事業

施策の中でも特に重要な取り組みや事業を主要事業として位置づけています。

主要事業ごとに、事業内容、指標（現況・平成 27 年度）、主体、実施時期を示しています。

2. 時代背景と 結城市の現状

2.1 結城市の現況

2.2 社会潮流

2.3 まちづくりの基本的課題

2. 時代背景と結城市の現状

2.1 結城市の現況

2.1.1 位置と地勢

本市は首都圏 70km 圏内にあり、茨城県西北端の栃木県境に位置しています。東は鬼怒川を挟んで筑西市、南には八千代町、古河市、北西は西仁連川を境に栃木県小山市に接しており、茨城県の西の玄関口となっています。

本市を含む筑波山西側、鬼怒川沿いの地域は古くから養蚕及び織物が盛んであり、本市はその中心地でした。特に、鎌倉時代に結城朝光が城を築いて以降、結城紬の産地として全国的にその名を知られるようになりました。明治維新後は、廃藩置県により茨城県に属し、その後、明治 22 年の町村制施行により結城町、絹川村、上山川村、山川村、江川村が成立し、昭和 29 年には 1 町 4 村が合併し、結城市となり現在に至っています。

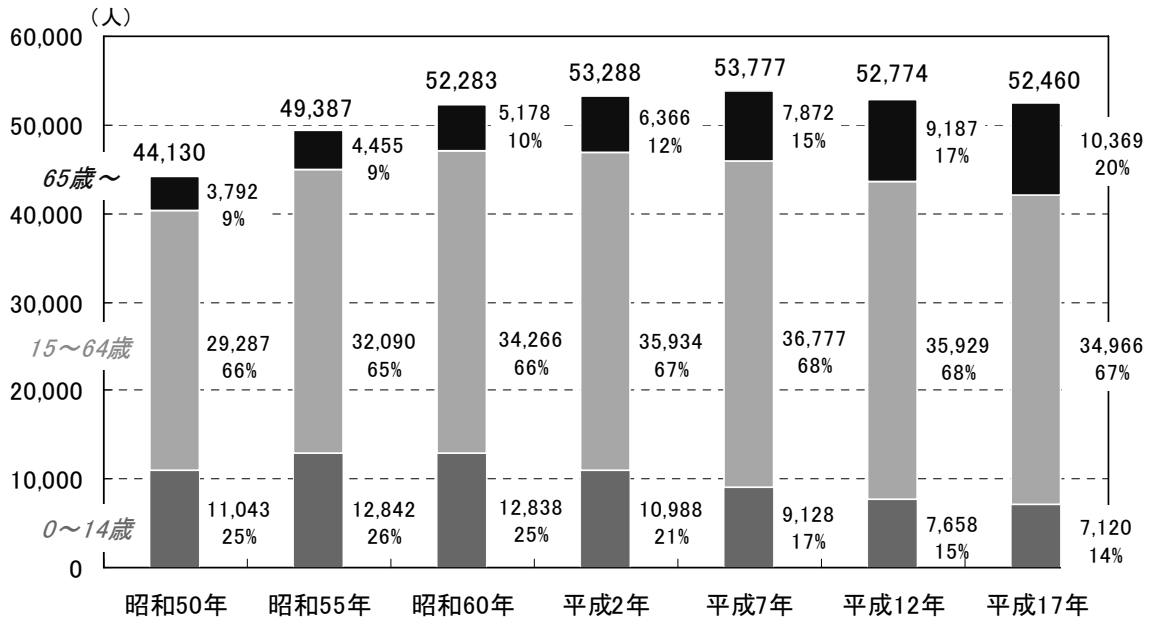


2.1.2 基本指標

(1) 人口

本市の人口は、平成7年まで増加傾向を示していましたが、それをピークに横ばいから減少傾向に転じ、その後10年間で1,317人の減少をみています。

年齢区分別の人口構造においては、若年層の減少、老年層の増加が顕著であり、少子高齢化が進行しています。人口動態をみると、自然動態*は、出生数と死亡数がともに増加する中で、死亡が出生を上回っています。社会動態*は、平成20年に人口増加に転換していますが、それまでは人口の流出傾向が進んでいました。

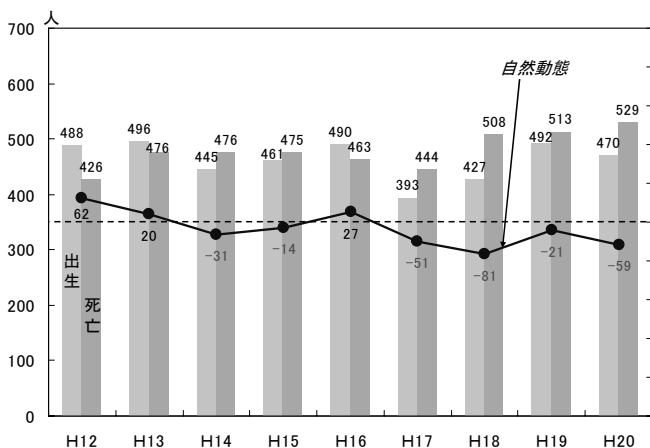


年齢3区分別人口の推移

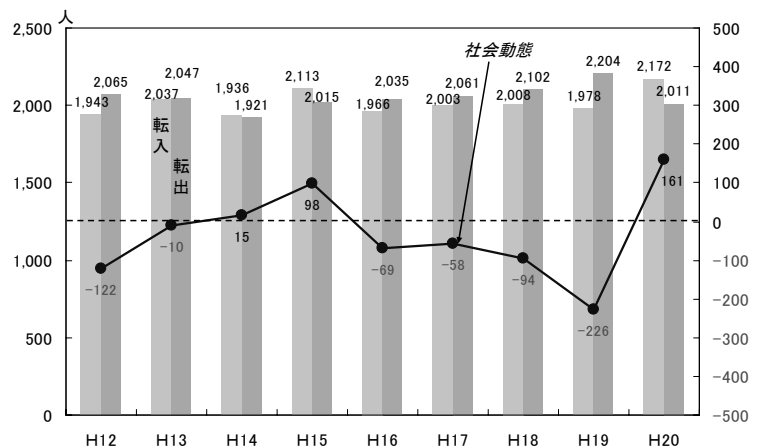
注) 総数は「年齢不詳」含む

出典：国勢調査

注) 図中の構成比は、小数第一位を四捨五入しているため、合計値は100%にならない。



自然動態*の推移



社会動態*の推移

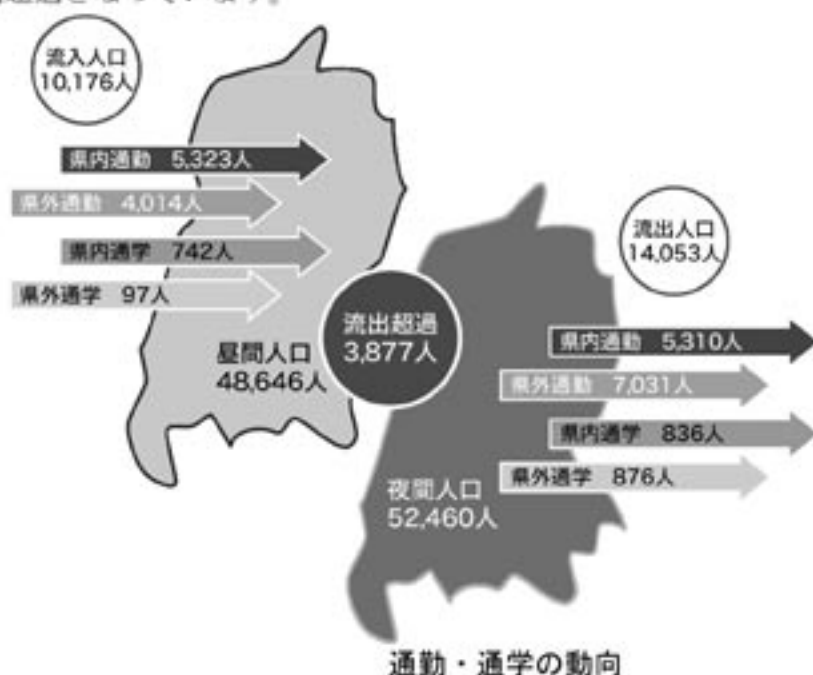
出典：「茨城県の人口」常住人口調査結果報告書

(2) 市民の生活動向

平成 17 年 10 月 1 日現在の本市の夜間人口*は 52,460 人、昼間人口*は 48,646 人で、昼夜間人口比率は、92.7%となっています。

通勤・通学動向をみると、通勤では 3,004 人の流出超過となっています。県内通勤では 13 人の流入超過、県外通勤では 3,017 人の流出超過となっています。

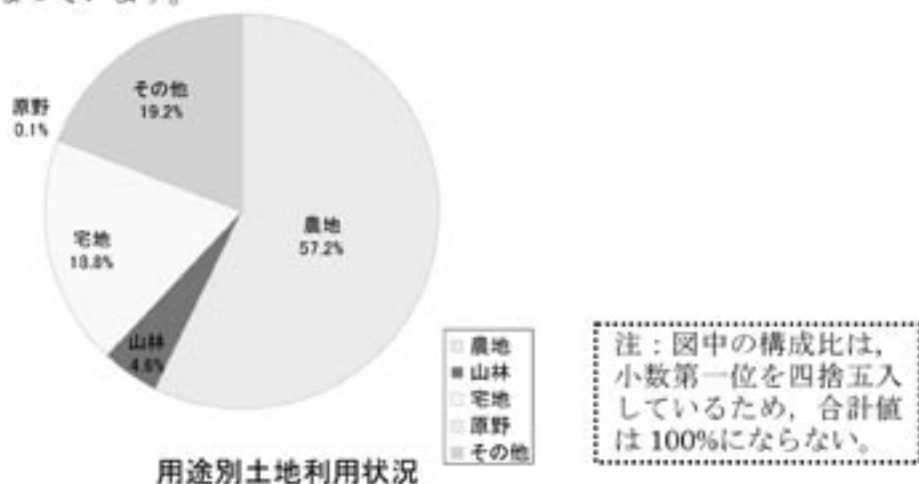
通学では 873 人の流出超過となっており、県内通学では 94 人、県外通学では 779 人の流出超過となっています。



出典：平成 17 年国勢調査

(3) 土地利用

本市の土地利用の状況は、平成 22 年 1 月現在、農地や山林などの自然的土地利用が 40.63km²と市域の 61.9%を占め、宅地などの都市的土地利用は 25.21km²で 38.0%となっています。また、自然的土地利用を用途別にみると、農地が総面積の 57.2%、山林が 4.6%、原野が 0.1%となっています。

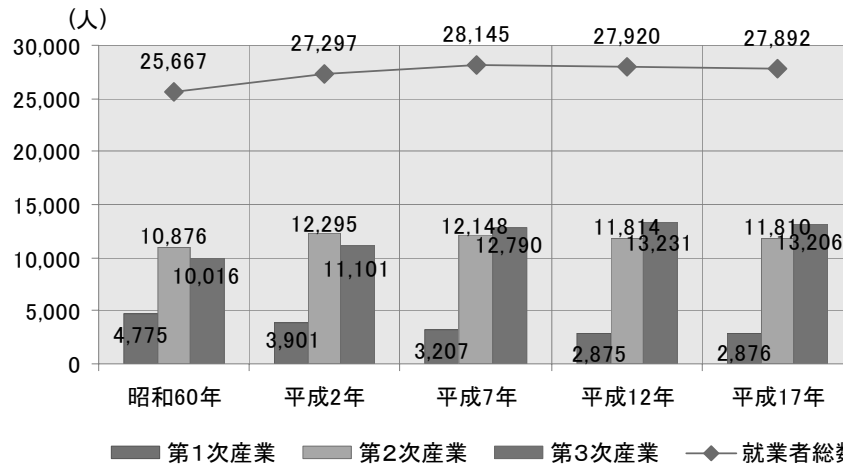


出典：結城市の統計概要（平成 22 年度版）

(4) 産業・経済

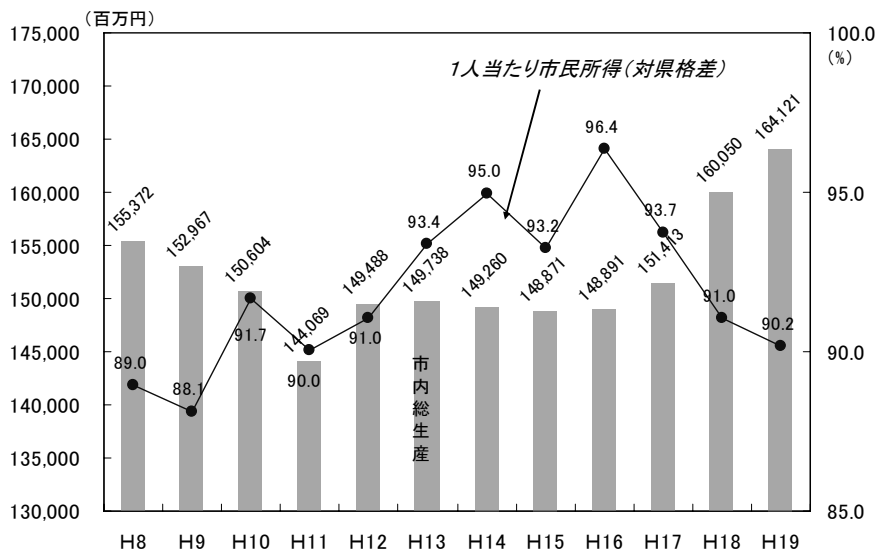
本市の就業者数は総人口と同様に平成7年をピークに減少傾向に転じ、その後10年間で253人の減少となっています。また、産業別の就業構造では、第1次産業*と第2次産業*の割合が減少し、第3次産業*の割合が増加しています。

また、市内総生産*は、平成16年以降増加傾向にあり、市の経済規模は拡大しています。しかし、市民所得*の対県格差が大きくなっています。



産業3分類別就業者数の推移

出典：国勢調査



市内総生産*と一人当たりの市民所得（対県格差）の推移

出典：平成19年度市町村経済計算

2.1.3 市民の意向

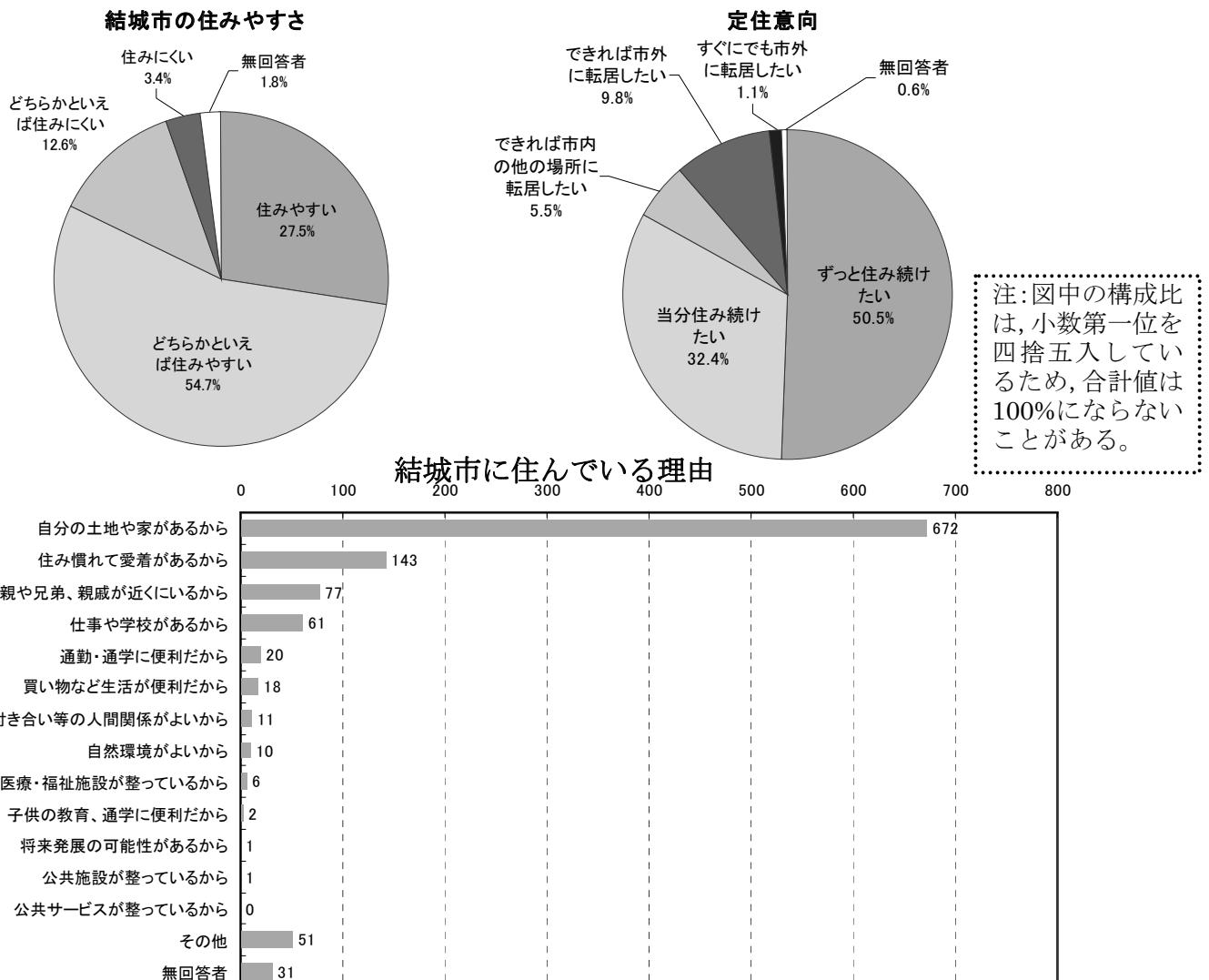
総合計画策定にあたり、まちづくりに対する市民の意向や要望を把握し、今後のまちづくりに向けた施策遂行上の参考資料として活用することを目的に、市民アンケートを実施しました。

(1) 市民 3,000 人アンケート調査結果概要

- 調査期間 : 平成 21 年 12 月 2 日～16 日
- 調査対象者 : 満年齢 18 歳以上の市民 3,000 人 (無作為抽出)
- 調査方法 : 郵送による発送・回収
- 回答者数 : 1,104 人 (男 : 508 人, 女 : 584 人, 無回答 : 12 人)
- 回答率 : 36.8%

(2) 結城市の住みやすさ, 居住意向

- 「結城市が住みやすいか」という質問に対して, 約 82%の人が「非常に住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と好意的にとらえています。
- 「結城市にこれからも住み続けたいか」という質問に対して, 約 83%の人が「ずっと住み続けたい」「当分住み続けたい」と回答しており, 定住意向が非常に高くなっています。
- 「結城市に住んでいる理由は」という質問に対しては, 大部分の方が「自分の土地や家があるから」「住み慣れて愛着があるから」と回答しており, 内向きな理由が多い傾向にあります。



(3) 市民の満足度と重要度

- 満足度と重要度がともに高いのは、「災害からの安全性」「暴力や犯罪などからの安全性」「ごみ収集やリサイクル対策」となっており、現在の施策を継続することが重要です。
- 重要度が高く満足度が低いのは、「交通安全対策」「保健・医療対策」「バリアフリー®対策」「生活道路の改善」「騒音等の公害対策」「市民サービスなどの行政窓口の充実」「高齢者・障害者福祉施設の充実」であり、早急な対策が必要と考えられます。
- 重要度が高く満足度が普通なのは、「雨水排水処理」「学校教育」「保健医療・衛生施設の充実」「子育て環境の充実」であり、段階的な対策が必要です。
- 満足度と重要度がともに低いのは、「公園・広場の利用性」「国際交流の機会」「まちのにぎわい」であり、施策の必要性を再検討する必要があります。

満足度 高 ← 低

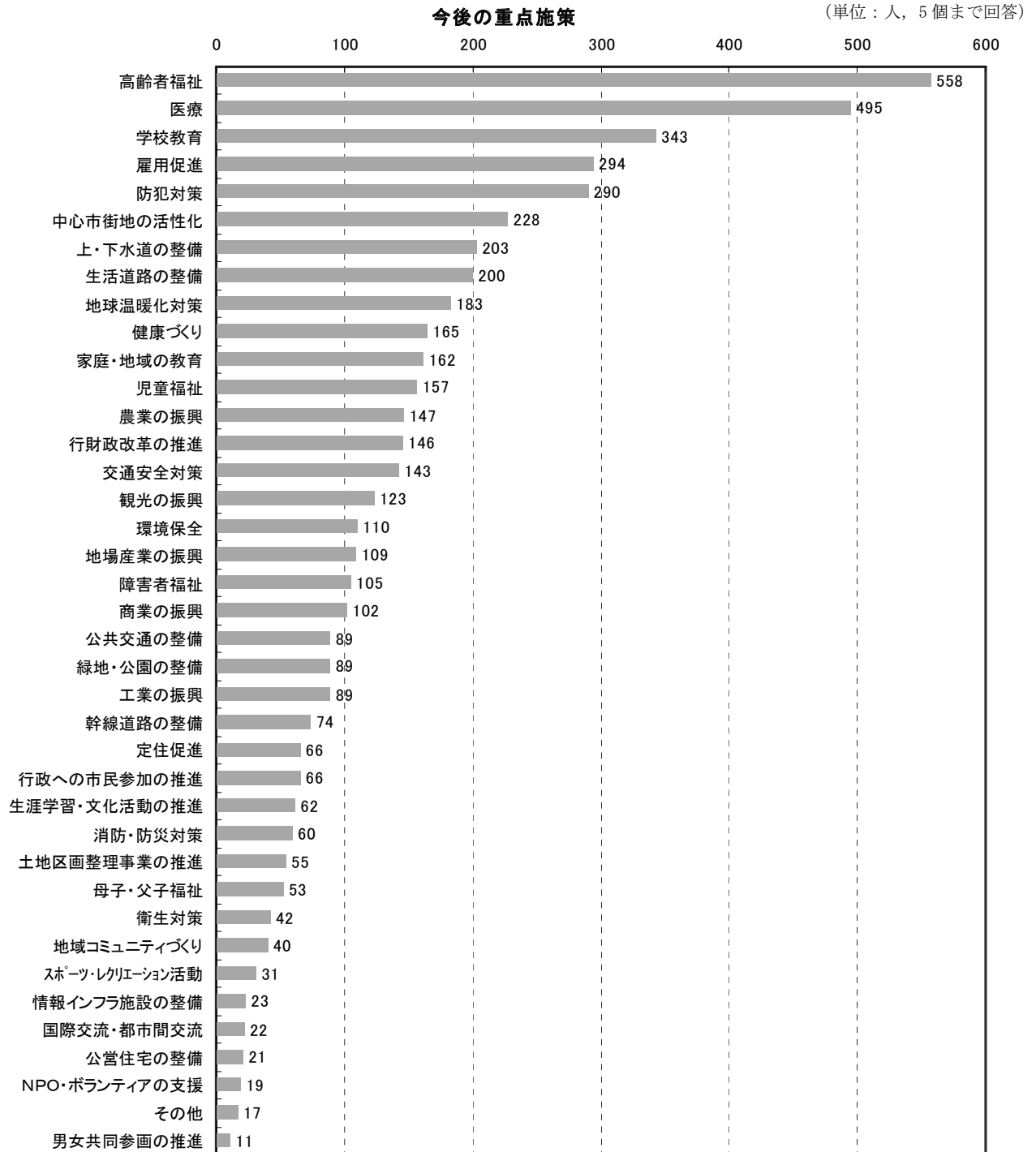
重要度 高

<p>重要度は高い・満足度も高い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害（地震・火災・水害）からの安全性 ・ 暴力や犯罪などからの安全性 ・ ごみの収集やリサイクル対策 	<p>重要度は高い・満足度は普通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道や雨水排水の処理 ・ 学校教育や青少年の健全育成 ・ 保健医療・衛生施設（保健センター等）の充実 ・ 子育て環境（保育所、子育て支援施設等）の充実 	<p>重要度は高い・満足度は低い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者・自転車・自動車の交通安全対策 ・ 保健・医療対策 ・ 道路や施設のバリアフリー®化 ・ 身近な生活道路の使いやすさ ・ 騒音、振動、悪臭などの公害対策 ・ 市民サービスなど行政窓口の充実 ・ 高齢者・障害者福祉施設の充実
<p>重要度は普通・満足度は高い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の買い物等の生活の便利さ 	<p>重要度は普通・満足度も普通</p>	<p>重要度は普通・満足度は低い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道・バスなどの公共交通機関の便利さ ・ 省エネ推進、太陽光発電の普及などの地球温暖化対策
<p>重要度は低い・満足度は高い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な幹線道路の使いやすさ ・ 緑地や公園の緑、川などの水の豊かさ ・ 文化遺産・伝統芸能の保存継承 ・ 文化活動やスポーツ活動への参加の機会 ・ 図書館、公民館、体育館などの文化・スポーツ施設の充実 ・ 地域の集会所や公民館の充実 ・ 自治会*などの地域コミュニティ活動の機会 	<p>重要度は低い・満足度は普通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 街並み・景観の美しさ ・ 芸術や文化に親しむ機会 ・ NPO®などのボランティア活動の機会 	<p>重要度は低い・満足度も低い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園・広場などの利用しやすさ ・ 国際交流の機会 ・ まちのにぎわい

低

(4) 今後の重点施策

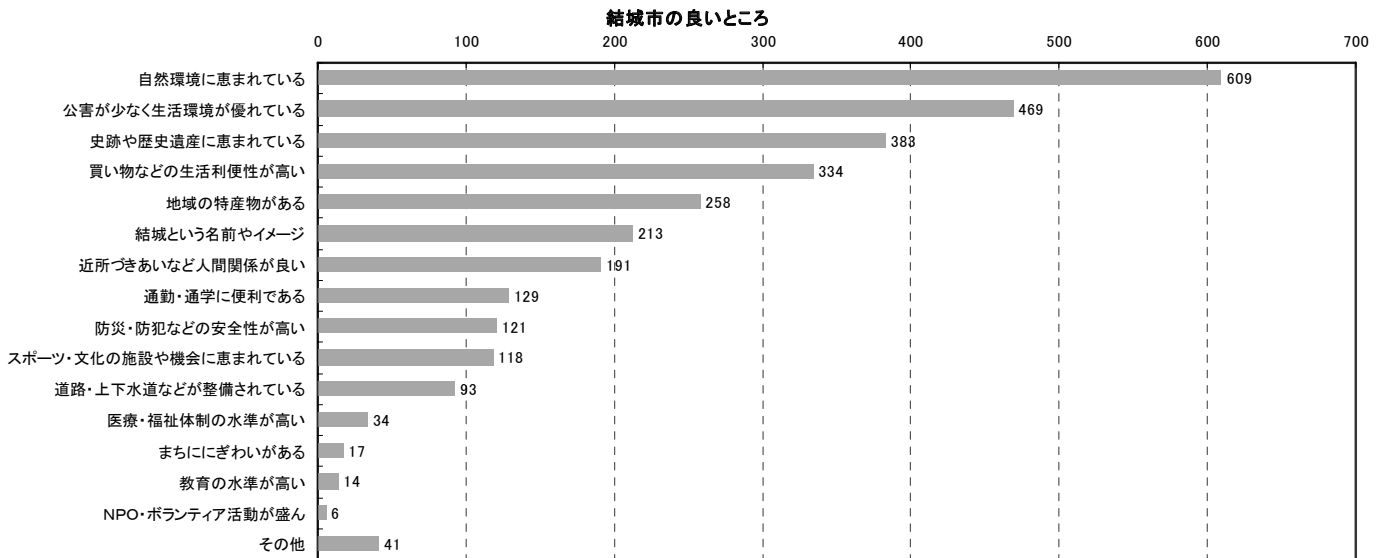
- 今後 10 年間で重点的に進めてほしい施策分野の上位 5 項目は、「高齢者福祉」「医療」「学校教育」「雇用促進」「防犯対策」となっており、施策の拡充が必要と考えられます。
- 「中心市街地の活性化」「上・下水道の整備」「生活道路の整備」などの社会資本*整備も依然として重要視されています。
- 「地球温暖化対策」「行財政改革*の推進」などの新たな課題に対する対策が求められています。



(5) 結城市の良いところ

- 結城市の良いところとしては、「自然環境に恵まれている」「公害が少なく生活環境が優れている」「史跡や歴史遺産に恵まれている」など環境に対する評価が高くなっています。
- 「医療・福祉体制の水準が高い」「まちににぎわいがある」「教育の水準が高い」など、今後重点的に進めてほしい施策分野で上位に位置する項目の評価が非常に低くなっています。

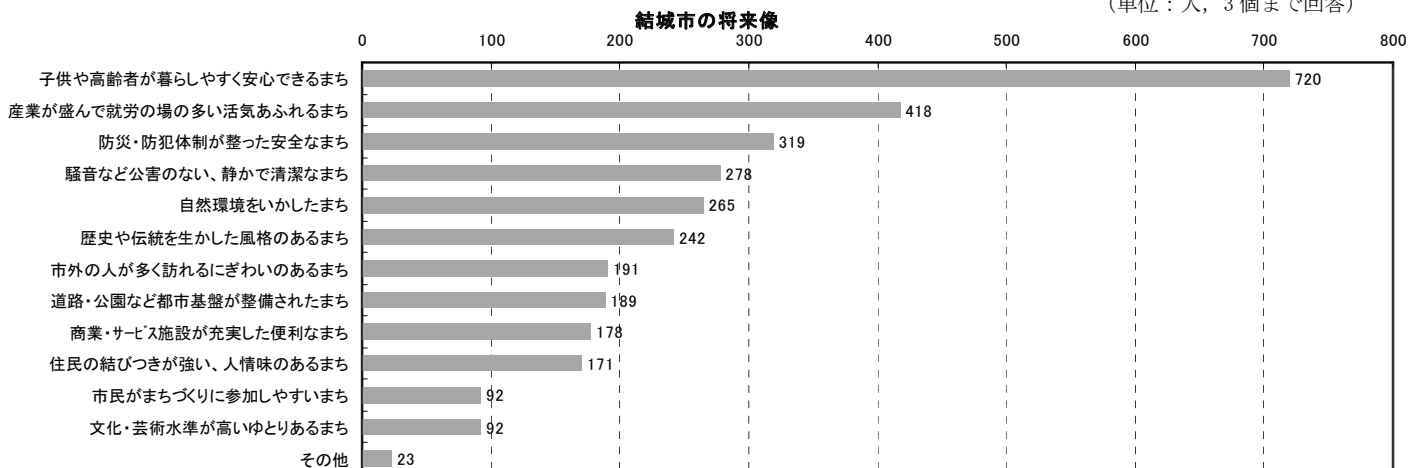
(単位：人、3個まで回答)



(6) 結城市の将来像

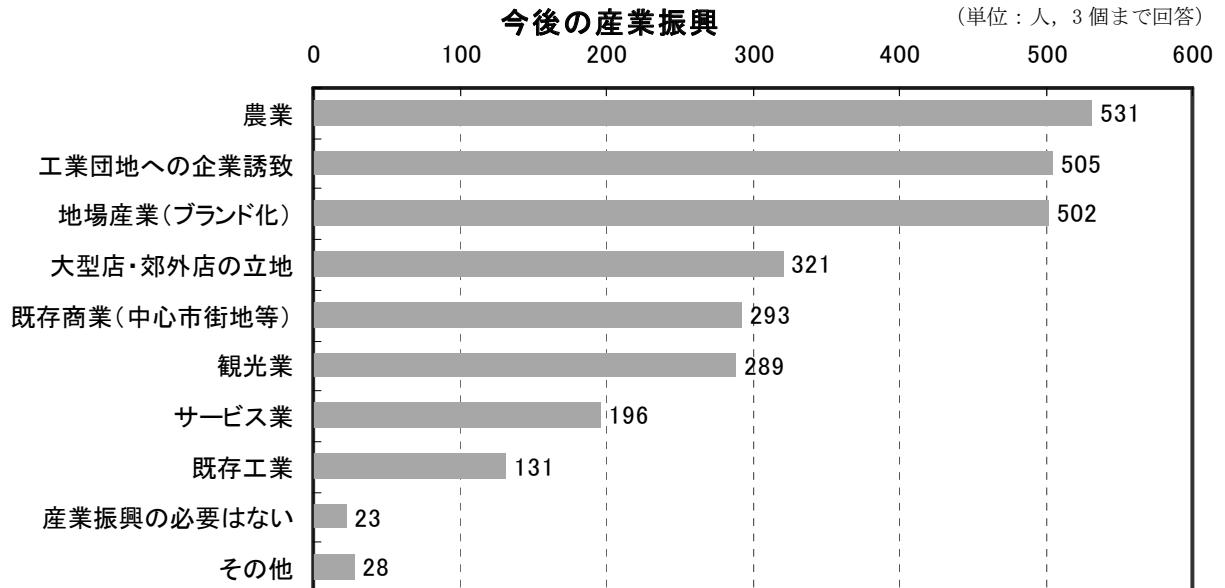
- 結城市の将来像としては、「子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまち」を望む人が最も多く、定住意向が高い地域であることが伺えます。
- 「産業が盛んで就労の場の多い活気あふれるまち」を望む人も多く、現在の結城市には活気が不足しており、それに対する施策が求められていることが伺えます。

(単位：人、3個まで回答)



(7) 産業振興の方向性

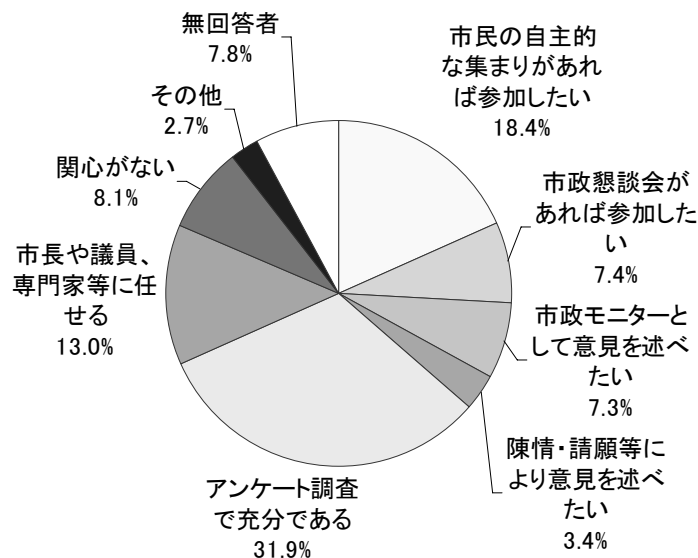
- 結城市が目指すべき産業振興策としては、「農業の強化」「企業誘致」「地場産業の強化」を望む人が多く、モノづくりを核とした産業振興が求められていることが伺えます。
- 「大型店・郊外店の立地」を望む人も多くなっていますが、これは生活者の視点として、生活利便性を向上させることを求めているものと思われます。



(8) 市政への参加について

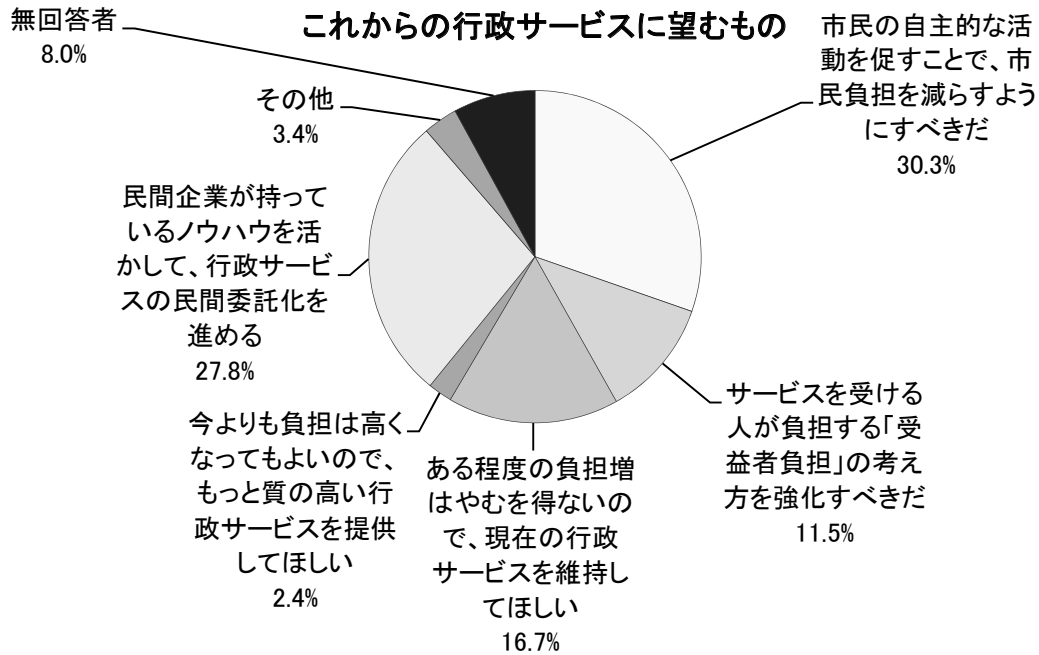
- 市民の市政への参加の意識としては、「アンケート調査で充分」という回答が約32%と最も高く、「市長や議員等に任せる」が13%と市政への参加意識が低い人が比較的多いことが伺えます。
- 「市民の自主的な集まりへの参加」が約18%、「市政懇談会」や「市政モニター」への参加を希望する市民が約15%存在しており、市民活動の支援及び市政への参画機会の拡充が必要です。

市政への参加意識



(9) これからの行政サービスに望むこと

- 今後の行政サービスに望むこととしては、「市民協働*の推進」と「民間委託の推進」という意見が多く、全体の約6割を占めています。このことから、行政サービスは、市民への負担を軽減することが求められています。
- 「現在の行政サービスを維持」という意見も全体の約2割を占めており、重点的に取り組むべき施策を選定する必要があると思われます。

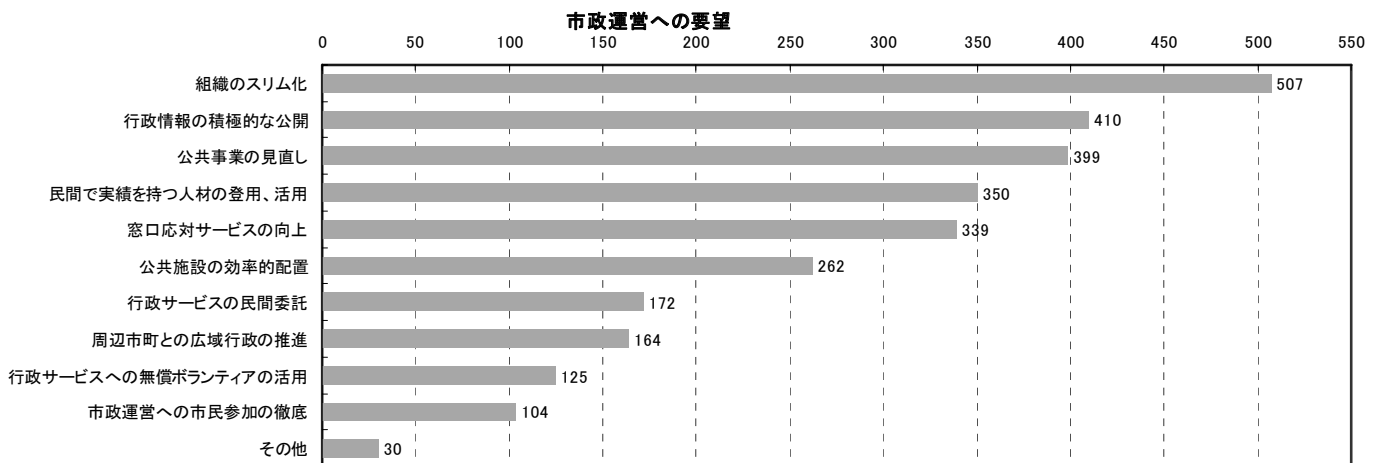


注：図中の構成比は、小数第一位を四捨五入しているため、合計値は100%にならない。

(10) 市政運営に望むこと

- 市民が市政運営に望むこととしては、「組織のスリム化」「公共事業の見直し」など行政の無駄を省き、行財政改革*を推進することが求められていることが伺えます。
- 「行政サービスへの無償ボランティアの活用」「市政運営への市民参加の徹底」への評価は非常に低く、協働*のまちづくりへの意識が依然として低いものと思われます。

(単位：人、3個まで回答)



2.2 社会潮流

公共の福祉と市民生活の向上を実現していく上で、新たな時代の流れに対応できる行政が求められており、以下の点について考慮する必要があります。

2.2.1 健康・福祉

(1) 高齢社会の到来と地域でのシニア層の活躍への期待

団塊の世代の高齢化と医療技術の進歩による平均寿命の延伸で、我が国はこれまでにない高齢社会を迎えています。

近年、高齢者医療費の増大や介護、独居等の高齢者に関する社会問題が発生する一方で、予防医学*の進歩により健康寿命*も伸びてきており、元気な高齢者が多い社会になることが予測されます。

また、リタイアした団塊の世代は、多くの人材が会社から地域に戻り、それぞれが持つ知識や経験をいかして活躍するといったように、地域にとっての大きなチャンスととらえることもできます。

(2) 医療体制の強化と健康づくりの推進

我が国の医療現場は、産科、小児科などの診療科で医師不足が問題となっています。このため、国では、地域に必要な医師の確保に効果的な手を打ち、国民の医療に対する安全・安心を確保することを目指しています。救急医療をはじめとする様々な診療体制を確保し、市民が安心して医療を受けることができるようにすることは地域社会にとっての大きな課題となっています。

また、予防医学*においては、高齢化や疾病構造の変化、医療機関への負担の軽減等から、健康増進が重要視されています。生活習慣病の予防カリキュラムをはじめ、誰もが生涯にわたって健康な生活を送れるよう、各種施策の推進が求められています。

(3) 医療制度の見直し

高齢化に伴い医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と現役世代の負担の明確化を図る観点から75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度が、平成20年4月に施行されました。しかし、医療費の伸びに伴い高齢者の保険料が増加するなど様々な問題が指摘されたため、現在新たな高齢者医療制度が検討されています。

また、市町村が実施している国民健康保険の財政運営は、高齢化や経済状況の悪化等の影響により今後も厳しい状況が続くと見込まれているため、国民健康保険の保険税(料)軽減に向けた広域化や財政支援などといった施策が盛り込まれた国民健康保険法改正案が検討されています。

(4) 高齢者福祉の充実

国では、高齢社会の進展に対応するため、社会全体で高齢者福祉サービスを支える仕組みとして平成12年4月に介護保険制度を創設し、在宅サービスなどの介護サービスの基盤を整備してきました。しかし、介護分野では、従事者の離職率が他分野に比べて高く、常時、求人募集が行われるなど、人手不足が深刻な状況となっています。

今後、高齢社会のより一層の進展により介護ニーズの拡大が見込まれる中、これらを担う人材の定着を支援するとともに、新たな人材を確保していくことが重要な課題となっています。

(5) 子育て支援の充実

国では、少子化対策の一環として、子どもを生み育てやすい環境づくりが進められています。平成19年には「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が策定され、平成20年には「5つの安心プラン：未来を担う『子どもたち』を守り育てる社会」「新待機児童ゼロ作戦」などといった次世代育成支援施策の充実が図られ、現在では次世代育成支援のための新たな制度体系の具体化に向け、保育支援を中心とした政策の検討が進められています。

社会経済状況が変化する中で増加傾向にある共働き世帯やひとり親世帯を支援するとともに、すべての児童が安全で健やかに育つ社会の実現が求められています。

2.2.2 環境・都市基盤

(1) 地球温暖化問題の解決に向けた循環型地域社会の構築

地球温暖化の問題は年々深刻化しており、国連環境計画（UNEP）*が平成21年2月に発表した報告書によると、仮に現状のまま対策が講じられなかった場合、世界の温室効果ガス*排出量は平成52年までに45%増加し、地球の平均気温は6℃上がると推定されています。

こうした状況を踏まえ、国では、地球温暖化をはじめとする環境問題の対策として、低炭素社会づくり*、循環型社会づくり、自然共生型社会*づくりが総合的に進められており、環境負荷軽減のため、社会システムの転換や技術革新、生活様式の転換が求められています。

(2) コンパクトで持続する都市構造への転換

自家用車への過度な依存や都市の郊外化により、中心市街地に活力が失われ、高齢者などの交通弱者にとって不便で、地域全体にとっても環境負荷の高い都市環境となっているため、地球環境に優しい持続する都市構造を構築することが求められています。

都市機能のある程度集約したコンパクトな都市構造*への転換を図るとともに、拠点間の公共交通を拡充することで、環境に優しい持続可能な都市を形成することが必要です。

また、都市周辺の地域では、自然と市街地、農村の調和を高めるなど、全体を通じたメリハリのある都市の構築が求められています。

(3) 安全・安心な災害に強いまちづくり

近年の集中豪雨や各地で発生した震災の影響により、水害や土砂災害、震災、火災等の災害からの安全を求める市民の意識が高まっています。

このため、国では、各種ハザードマップ*の普及促進や耐震基準の強化等の取り組みが進められています。

また、生活様式の変化や単身生活者の増加による地域コミュニティの希薄化を克服し、地域コミュニティで支えあう防災ネットワーク等の構築が求められています。

2.2.3 産業・情報

(1) 情報化社会の成熟による市民生活の変化

情報通信技術の発達により、携帯電話とパソコンの普及率は近年飛躍的に増加しました。このことにより、情報通信を活用した電子商取引*が広がるなど新たな産業環境が形成され、市民の生活を取り巻く環境は大きく変化してきています。

一方で、コンピュータを使えず情報通信によるネットワークにアクセスできない高齢者等が増加しています。このため、情報化社会の恩恵を受け、誰もが必要な情報を必要な時に手に入れられるような対応が求められています。

また、情報通信によるネットワークは新たなコミュニケーションツールとして必要不可欠になりつつあります。こうした情報通信ネットワークは、地域社会の新たな関係づくりやコミュニティ形成に大きく寄与することが予想されます。

(2) 経済活動の広域化に対応した新たな地域産業の育成

地域の経済活動は情報化社会の発達や交通網・物流システムの高度化、車社会の発展に伴い、広域化、多様化、高速化してきています。

こうした影響で大型店の進出や需要の域外への流出が発生し、地域の経済活動は容易に悪化する危険があります。しかし、個性ある取り組みは、時間や場所を越えて広域化した市場へ展開し、飛躍的に経済活動を発展させることを可能にしています。

地域のアイデアと意欲で新しい地域経済を創出していくことは、今後、地域産業が生き残っていくためには重要です。

(3) 産業連携による農業の活性化

我が国の農業は、従事者の高齢化や耕作放棄地*の拡大、食料自給率の低迷、食料の安全性の確保、国際化への対応など多くの課題を抱えており、農業をめぐる政策は大きな変革期を迎えています。

こうした課題の解決に向けて、各地で地域ブランド*、農家ブランドによる差別化を進め、生産性や所得の向上を図る取り組みが広がってきています。

また、大規模商業施設では、地場製品の陳列は流通コストの低減と新鮮な商品を確保するうえで不可欠となってきました。さらに、農業加工品の生産における地場製造業

との協力や商店、直売所の販売における商業との連携などといった産業連携や地産地消*による農業の活性化が期待されています。

(4) 地域雇用の創出

世界的な金融危機以降、我が国の経済は低迷期を迎え、雇用・就労環境が大きく変化しています。非正規労働者の解雇や雇い止めが増加し、それにあわせて住居を失うといった生活困難者の発生が大きな社会問題となっています。

国では、失業者の住居の確保をはじめ、生活面に対する様々な支援を行うとともに、就労支援による失業者の自立をサポートしています。また、就労の促進に資する必要な技能の習得を促すとともに、地域独自の産業活動や就業環境を構築することで、失業者の再雇用を進めることが求められています。

(5) 雇用環境の変化に対応した能力の向上

我が国においては、少子高齢化に伴い、労働力人口*の減少が見込まれるため、高齢者や女性など、すべての人が意欲と能力に応じて働くことのできる環境を整備し、労働力人口*の減少を緩和する施策が必要となっています。また、社会情勢の変化により、多くの企業では終身雇用の見直しが進められています。

こうしたことから、これまで以上に高い専門性や創造性あるいはきめ細かなサービスが求められるようになる一方で、勤務形態は非正規化、多様化し、労働時間の短縮や複数の職業の兼職などが増えることが見込まれます。

このため、一人ひとりの個性に応じて、生涯にわたり知識を使いこなす力や豊かな発想力を磨いていくことが求められています。

2.2.4 教育・文化

(1) 少子化に対応した教育環境の整備

我が国の平成 17 年の合計特殊出生率*は 1.26 と過去最低を更新し、急速に少子化が進行しています。少子化が教育に及ぼす影響として、国の中央教育審議会では、「子ども同士の切磋琢磨の機会の減少」「親の子どもに対する過保護、過干渉」「学校や地域において一定規模の集団を前提とした教育活動や学校行事などが成立しにくい」「競争心の希薄化」などを挙げています。

このように、生活集団や学習集団の活性化は、今日的課題であると同時に、学校の基盤構築の根幹にかかわる問題となってきています。加えて、学校区の統廃合や校舎、教室などの余剰も課題となっています。

これらの少子化によって発生するハード、ソフト両面の問題を、国の動向を見据えながら真摯に対応し、明日を担う世代を育成することが求められています。

(2) 均等な教育機会の確保

文部科学白書（平成 20 年版）によれば、近年、家庭の経済状況によって、子どもの進学機会や学力に格差が生じています。しかし、家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けることができるようにすることは、一人ひとりが自らの持つ能力を十分に発揮できる社会を構築するためには必要です。

このため、国では、義務教育段階の児童生徒を持つ家庭を対象とした就学援助を行う市町村への支援や奨学金、授業料減免による学生・生徒への支援などにより、家庭における教育に要する費用の軽減に取り組んでいます。

(3) 地域固有の歴史・文化資源の活用

文化芸術の意義に対する国民の認識の高まりを背景に「文化芸術振興基本法」が平成 13 年 12 月に施行され、「文化芸術の振興に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施すること」が地方自治体に求められています。また、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」も平成 20 年 11 月に施行され、国では地域の優れた歴史資源に対する支援を試みています。

こうした体系が整備される中で、地域の固有資源を活用した独自の取り組みが期待されています。

(4) 生活様式や価値観の多様化に対応した生きがい対策の推進

社会の成熟化に伴い、生活様式や価値観の多様化が進み、人々の自己実現意識も高まってきています。

地域社会においては、いかに豊かな時間を過ごすかが重要になり、自己の関心をいかして活躍できる場やテーマを共有できる仲間づくりが一層求められるようになります。今後は、個人の生きがい探しが重要なテーマになってきます。

2.2.5 自治・まちづくり

(1) 高齢社会、低成長社会におけるスリムな行政体制の整備

地方自治体の財政は、高齢化や景気の長期的な低迷による失業者の増加により社会保障の負担が増す一方で、税収の落ち込み等により厳しい運営を迫られています。今後、地方自治体では、持続可能な社会保障の構築とともに、成果を重視した行政経営や行政のスリム化を図ることが重要になります。

(2) 地方分権改革への対応と市民主体のまちづくりの推進

地方分権改革*の動きを背景に、主体性ある地方自治への転換が求められています。

きめ細かな行政サービスや多様化・高度化する市民ニーズへの対応を行政だけでは提供しきれない中、NPO*など新たな公共の担い手が注目される一方で、より良い地方自治のためには、地域コミュニティが主体性を発揮することが不可欠となってきます。地

方自治の主体は市民であり,地域コミュニティを通じた協働*のまちづくりが求められています。

(3) 犯罪に脅かされない安全・安心の確保

近年,犯罪が凶悪化,組織化,低年齢化が進むとともに検挙率は低下し,市民の体感治安は悪化してきています。早急な治安向上のため,国・県・市の役割分担や協力関係を見直し,有効な対応を図ることが必要です。

また,地域での顔の見える関係づくりや自主的な防犯活動により犯罪を防止していくことが求められています。

2.3 まちづくりの基本的課題

上記で整理した本市の現況と社会潮流を踏まえ、総合計画策定にあたってのまちづくりの基本的な課題を、以下のように整理します。

(1) 少子高齢社会に対応した社会環境の整備

本市において、高齢化は着実に進行していくことが予想されることから、高齢者医療費や介護給付費の増加を抑制する施策の整備や独居等の高齢者が安心して暮らすことのできる環境整備が必要です。

また、本市では生活習慣病の割合が比較的高いことから、市民の健康づくりへの意識を高めるなど健康寿命*の延伸を図ることが必要です。

さらに、少子化に歯止めをかけるため、子育ての不安を取り除き、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めることが重要です。

こうしたことから、住み慣れた家庭や愛着がある地域で、誰もがいきいきと健康に暮らすことができるよう、健康づくり支援や医療体制の強化を図るとともに、地域全体で高齢者福祉や児童福祉を支える仕組みを充実させていくことが求められています。

(2) 持続可能な都市構造と安全・安心な都市環境の創造

本市では土地区画整理*事業等により定住人口の確保を図ってきましたが、人口の転出傾向が続くなど人口減少への対応が求められています。

このため、都市機能のある程度集約し、自家用車に過度に依存しないコンパクトな都市構造*を形成することによりまちの魅力を高め、定住人口の確保を目指す必要があります。

また、本市は水害や震災等の災害や犯罪が比較的少ない地域ですが、近年の集中豪雨をはじめとする異常気象や治安の悪化などの課題への対応も求められています。

こうしたことから、誰もが安全で安心して暮らせる都市環境を形成する必要があります。

(3) 地域産業の活性化と地域雇用の創出

本市の農業は、経営基盤の弱体化、従事者の高齢化、耕作放棄地*の増加などが課題となっており、担い手の育成や生産性の向上などにより農業の振興を図ることが重要となっています。

また、工業は全体的に停滞傾向にあり、「産業が盛んで就労の場の多い活気あふれるまち」を望む市民の意見が多くなっています。このため、新たな企業の工業団地への誘致や地域密着型の産業振興等により地域産業の活性化と地域雇用の創出を図ることが必要です。

結城駅の北口を中心とした商業地は、人口密度が高く本市の中心市街地ですが、高齢化の進行や空き店舗の増加などにより地区が衰退してきており、中心市街地に活力を取り戻す施策が求められています。このため、地域資源*を活用した観光振興等により中心市街地の活性化を図る必要があります。

(4) 地域で支えあう人づくり

少子高齢化や国際化などの急激な社会の変化により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、学力や規範意識の低下などに対応した教育内容の充実や学校耐震化など教育施設の整備が求められています。

このため、子どもたちが健やかに育ち、安心して教育を受けることができる環境を整備することが必要です。

また、社会の成熟化や高齢化により、生涯学習*に対するニーズが高まってきていますが、スポーツ・文化の施設や活動への参加機会が少ないと感じている市民が多くいます。

このため、市民誰もが生涯学習*・スポーツ・文化・芸術の各種活動に親しむなど豊かな時間を過ごせる環境を地域で形成することが必要です。

(5) 効率的で質の高い行政運営と協働のまちづくりの推進

本市では、これまで公共事業費や職員数の削減等により行財政改革*を進めてきましたが、税収の落ち込みや社会保障費の増加等により引き続き厳しい財政運営が迫られています。さらに、組織のスリム化や公共事業の見直しなどを求める市民の意見が多くあります。

このため、高齢社会に対応した効率的で質の高い行政運営の実現が重要な課題となっています。

また、ボランティア活動に積極的に参加したいと考えている市民が多く存在する一方で、こうした人材を有効に活用できていない課題が存在するため、市民やNPO*などが主体的にまちづくりにかかわることができる環境を整備し、協働*のまちづくりを進めていく必要があります。

3. 基本構想

- 3.1 基本理念
- 3.2 将来都市像
- 3.3 計画人口
- 3.4 都市空間整備構想
- 3.5 施策の大綱

3. 基本構想

3.1 基本理念

基本構想の策定にあたり、次の3点を基本理念としました。

(1) 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

本市では少子高齢化が進行しています。また、本市が住みやすいという意見が多くある一方で、子どもや高齢者が暮らしやすく安心できるまちづくりや防災・防犯体制が整った安全なまちづくりを進めてほしいという意見が多くあります。

こうしたことから、子どもから高齢者まで誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

(2) 地域資源を活用した活力あるまちづくり

本市には、緑豊かな自然環境や歴史的環境があり、これまで整備を進めてきた社会資本*があります。また、本市の良いところとして「自然環境に恵まれている」「史跡や歴史遺産に恵まれている」など地域資源*を誇りに思う多くの市民がいます。

こうしたことから、これらの地域資源*を活用し、磨き上げ、結城らしいまちづくりを進めるとともに、地域固有の資源を後世に継承するまちづくりを目指します。

(3) 市民の力で築く個性豊かなまちづくり

本市では、協働*のまちづくりに関する運営方針となる「結城市協働のまちづくり指針」を平成19年2月に策定するなど協働*のまちづくりを推進し、行政のみでなく、自治会*、各種団体、NPO*など多様な主体によるまちづくりを進めてきたところです。

こうしたことから、今後は、それぞれの主体がともに役割と責任を分担し、協働*しながら、より魅力的で個性豊かな結城市を育むまちづくりを目指します。

3.2 将来都市像

本市は、結城家の城下町として栄えた歴史や結城紬や桐製品などの伝統工芸、豊かな自然環境をもったまちとして「みどりと歴史の いきいき文化創造都市・結城」を目指し、まちづくりを進めてきました。

これからは、これまでのまちづくりを継承しながら、本市の豊富な地域資源*を活用したまちづくりを市民とともに進め、誰もが住みやすい、活力のあるまちを創造することを目指し、以下の将来都市像を設定します。

《結城市の将来都市像》

みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城

「みんなでつくる」とは・・・

地域を支える市民を育むことで、本市の目指す将来都市像を行政のみでなく、市民、企業、NPO*など本市にかかわるすべての人がまちの主役として活躍し、お互いにふれあいながら、いきいきと希望を持って暮らせるまちを創造していくことを目標とするものです。

「活気と風情のある」とは・・・

本市の地域資源*である水と緑の豊かな自然環境、伝統工芸、歴史的な街並みなどを活用したまちづくりを進めることで、すべての人が誇りと愛着を持って暮らせる活力あるまちを築くとともに、人・モノ・情報の活発な交流を生み出すまちを創造していくことを目標とするものです。

「快適なまち」とは・・・

安全で住みやすさを実感できるまちづくりを進めることで、子どもから高齢者まで誰もが心豊かに健康で安心して暮らせる快適なまちを創造していくことを目標とするものです。

【将来都市像の実現のための5つの柱】

将来都市像の実現に向けて、次の5つの基本目標を計画の柱に位置づけます。

基本目標1:ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)

健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実を図るとともに、地域で支えあう仕組みを構築することにより、誰もが自立できる環境を整え、安心して暮らせる社会福祉の充実を目指します。

基本目標2:安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)

まちの魅力をさらに高めるとともに防災・防犯対策を推進し、安全で住みやすさを実感できるまちづくりを目指します。

また、循環型の社会づくりを進めていくとともに、地球温暖化への対策など、次世代のためにも環境負荷の少ないまちづくりに取り組んでいきます。

基本目標3:歴史と自然を育む活力あるまちづくり(産業)

農業のさらなる強化、産業の高度化や商業の活性化を図るとともに、伝統産業を継承することにより、個性あふれる地域産業を育成します。

また、新たな企業誘致や新産業を振興するまちづくりに取り組むとともに、歴史や自然などに親しむ機会を提供するなど、地域資源*を活用した観光振興を推進し、活力あるまちづくりを目指します。

基本目標4:未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり(教育・文化)

学校・家庭・地域が一体となり、子どもが安心して学べる環境をつくるとともに、市民誰もが生涯学習*・スポーツ・文化・芸術の各種活動に親しむことができる環境整備に努め、地域を支える市民を育むまちづくりを目指します。

また、男女共同参画社会*の実現に努め、個性を尊重し、互いにかしあう地域社会づくりを進めます。

基本目標5:協働で進める持続可能なまちの実現(自治・行財政運営)

市民一人ひとりが力を発揮できる体制づくりを行うとともに、市民ニーズに的確に対応した効率的・効果的な行財政運営を実現し、持続可能なまちを目指します。

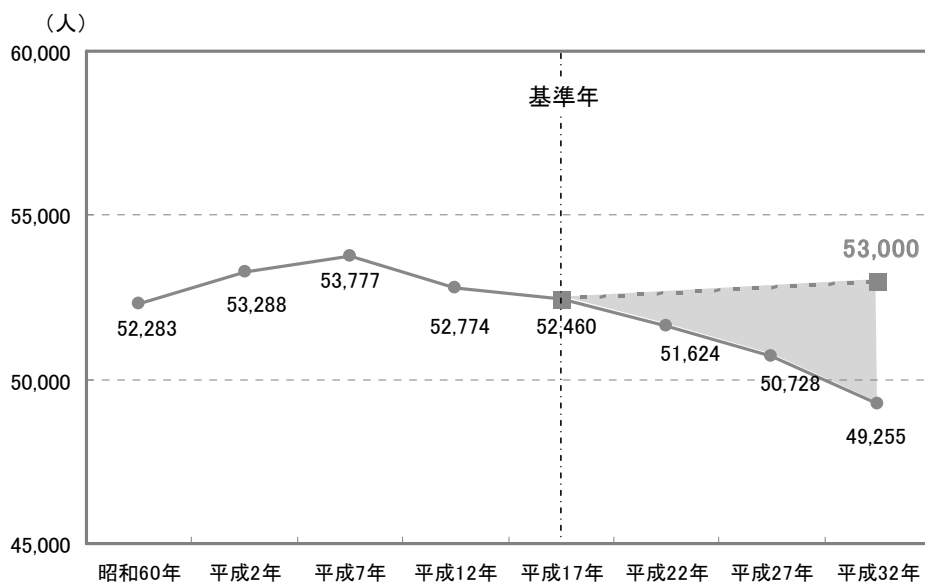
また、情報化社会に対応するため、必要な行政サービスの整備を図るとともに、情報公開や広聴広報体制を充実し、開かれた市政を実現します。

3.3 計画人口

本市の平成32年を展望した人口フレームを次のように設定します。

本市の人口は、平成7年をピークに減少傾向が続いています。この人口減少は、今後も継続するものと予測され、コーホート要因法によると、平成32年には**49,255人**になると推計されます。

本市では、総合計画の期間中に企業の誘致を図るとともにファミリー層の定住化を促進する宅地の供給や子育て支援などを充実することで人口減少を食い止め、平成32年の将来人口を、概ね**53,000人**と設定します。



※コーホート要因法とは

基準年の人口をベースに、コーホート（年齢階級）ごとに、次の推計要因の仮定値（推計値）を用いて推計年の将来人口を求める方法です。

- 1 自然増減の要因 「合計特殊出生率*」 「出生性比」 「生残率」
- 2 社会増減の要因 「社会移動率」

この推計方法は、世界人口推計をはじめ、国立社会保障・人口問題研究所でも用いられる等、中長期的な推計に適しています。

3.4 都市空間整備構想

(1) 都市空間整備構想の基本方針

本市の都市空間整備構想は、豊かな自然や田園環境との共生と美しい快適な環境の創造を目指すこととして、以下の基本方針をもって推進します。

■安全・安心に暮らせるまちづくり

子どもから高齢者まで誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災、防犯、ユニバーサルデザイン*に配慮したまちづくりを推進します。

■豊かな地域資源を活用したまちづくり

歴史的な街並みや自然豊かな田園風景を活用し、まちのにぎわいと魅力の向上を図り、活気あふれるまちの創出や交流人口の拡大を進めます。

■快適に暮らせるコンパクトなまちづくり

人口減少や高齢社会に対応し、暮らしやすさの向上と持続可能なまちづくりを推進するため、都市機能の高度化や効率的な土地利用により快適に暮らせるコンパクトなまちづくりを目指します。

(2) 基本的都市機能の配置

都市の健全な成長と良好な形成に向けて、各地域特性に応じた土地利用を推進し、適切な都市機能の配置と集積に努めます。

●市街地ゾーン

商業地ゾーン	結城駅を中心とした商業地では、歴史的資源等を活用した商業の活性化、都市的利便性の向上、さらに市民活動の拠点としての活用を図り、人々が集い、にぎわう空間づくりを進めます。
住宅地ゾーン	商業地ゾーンの周辺市街地は、地区特性を踏まえた良好な住環境の形成を図ります。北部地区は、歴史的風情のある住宅地として、また、南部地区は近代的・計画的な住宅地としての形成を図ります。
産業ゾーン	現行の工業系用途地域を産業ゾーンとして位置づけ、結城第一工業団地等の既存の工業系施設の集積地区における企業集積の継続と新たな産業基盤の整備を図るため、結城第一工業団地矢畑地区の整備を進めます。

●田園環境ゾーン

重点整備ゾーン	地域の活性化を先導する地区として以下の地区を位置づけ、活性化のための拠点整備に合わせ、周辺の環境や景観の整備を進めます。 ＜重点整備地区＞ 財団法人日本花の会周辺地区、山川不動尊周辺地区、結城廃寺周辺地区
市街化想定ゾーン	既存土地地区画整理*の宅地化の進行と社会経済情勢を勘案しながら、長期的に市街化ゾーンへの編入を図ることを想定する地区として、結城西部地区、小田林駅周辺地区、南部市街地以南の地区、東結城駅周辺地区を位置づけます。

(3) 拠点とネットワークの形成

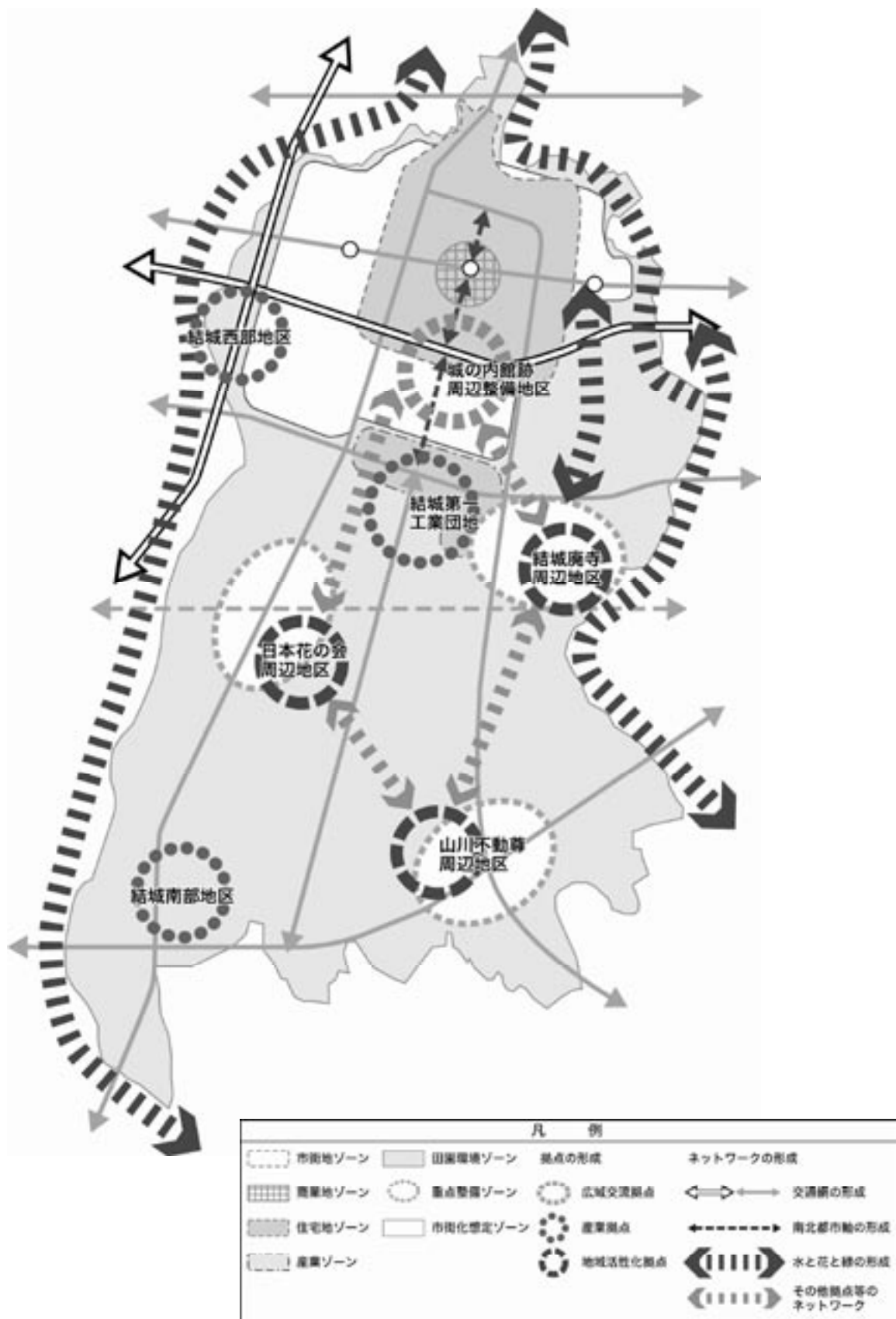
都市の魅力と活力を戦略的に創造し、特色ある一体的な都市空間構造を形成するために、地域特性を踏まえた各種都市拠点の形成と骨格的交通網等の交流ネットワーク基盤の整備を、景観等に配慮しながら進めます。

●拠点の形成

広域交流拠点	国道 50 号線の広域的な交通を受けとめ都市の発展につなげるため、シビックセンターゾーン*や広域商業サービス集積地、城の内館跡周辺整備地区、鹿窪運動公園等の拠点性の強化を図ります。
産業拠点	産業ゾーンを中心に既存工業団地周辺における工業系の拠点性の強化を図ります。 また、社会情勢の動向を踏まえ、結城西部地区における流通業務系の拠点整備を進めます。 さらに、長期的には結城南部地区において、首都圏の広域的な動向を踏まえながら、その立地条件をいかし、地域に根ざした新たな産業振興のための拠点形成を図ります。
地域活性化拠点	地域のコミュニティや地域特性を維持・発展させる地域資源*活用型の活性化拠点を、財団法人日本花の会、山川不動尊、結城廃寺を核として形成します。

●ネットワークの形成

交通網の形成	都市計画道路の見直しを図るとともに都市間、都市内の地域や主要な拠点・施設を連絡する東西・南北の骨格的な交通網を整備します。
水と花と緑の軸等の形成	豊かな自然をいかし、うるおいのある水と花と緑の軸を形成するとともに、南北都市軸をはじめ幹線道路やサイクリングロード等を活用して各種拠点のネットワーク等を形成します。



都市空間整備構想図

3.5 施策の大綱

3.5.1 施策の体系

将来都市像の実現に向けた5つの基本目標について、以下の基本施策を設定します。

施策の体系

基本目標	基本施策
1. 保健・福祉 ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実	①健康で安心して暮らせる保健福祉の充実（健康・医療） ②地域で支えあう社会福祉の充実（地域福祉） ③安心して子育てできる児童福祉の充実（児童福祉） ④ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実（高齢者福祉） ⑤自分らしく暮らせる障害者福祉の充実（障害者（児）福祉） ⑥安定した生活を送れる社会福祉の充実（低所得者福祉・母子・父子福祉）
2. 都市・環境 安全で住みやすさを実感できるまちづくり	①計画的で魅力あるまちづくり（都市計画） ②ゆとりある住みよいまちづくり（住環境） ③便利で快適に移動できるまちづくり（道路・公共交通） ④安全に暮らせる安心なまちづくり（防災・防犯・安全） ⑤安全な水を安定供給できるまちづくり（上水道） ⑥地球環境にやさしいまちづくり（環境保全・排水処理）
3. 産業 歴史と自然を育む活力あるまちづくり	①元気あふれる農業の振興（農業） ②ものづくりと創造の力を育む工業の振興（工業） ③活気にあふれた商業の振興（商業） ④地域資源を活用してにぎわいと交流を促進する観光の振興（観光） ⑤つちかわれた技術を継承する伝統産業の振興（伝統産業）
4. 教育・文化 未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり	①生きる力を育む教育環境づくり（学校教育） ②生涯を通じてともに学べる環境づくり（生涯学習・地域教育・青少年の健全育成） ③誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進（スポーツ） ④個性豊かな芸術文化の創造（芸術・文化） ⑤人権が尊重される社会づくり（男女共同参画・人権） ⑥国や地域を越えた交流の推進（国際交流・地域間交流）
5. 自治・行財政運営 協働で進める持続可能なまちの実現	①市民・企業・行政がともに支えあう体制づくり（市民参加・広聴広報・コミュニティ・ボランティア） ②自立した行政経営の確立（行財政運営・広域連携） ③情報化社会に対応した行政体制づくり（市民生活・行政・情報公開・個人情報保護）

3.5.2 分野別の方針

将来都市像の実現に向けて、本市では以下の方針で取り組みます。

(1) ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実（保健・福祉）

健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実を図るとともに、地域で支えあう仕組みを構築することにより、誰もが自立できる環境を整え、安心して暮らせる社会福祉の充実を目指します。

①健康で安心して暮らせる保健福祉の充実（健康・医療）

誰もが適切な保健・医療サービスを受けることができるように、保健・医療の連携を強化し、心身の健康づくりを充実することが重要です。とりわけ、健康増進と予防に対する対策を強化し、市民自らが健康増進と病気予防に取り組めるようにすることが期待されています。

このため、誰もが生涯にわたって健やかに暮らしていくことができるよう、スポーツ等を通じた健康づくりを促進することにより、市民の健康に対する意識を高めるとともに、自ら健康づくりに取り組める環境の充実を進めます。また、各種検診の充実により疾病の早期発見に努め、地域医療と連携した健康管理を促進することで医療費の抑制を図ります。

さらには、夜間や緊急時に誰もが安心して適切な医療が受けられるよう、各種医療機関のネットワークを強化するとともに、かかりつけ医*制度を地域医療の核とすることで、医療体制の強化を進めます。

②地域で支えあう社会福祉の充実（地域福祉）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、支援を必要とする人を地域住民が協力して支援するなど、これまで以上に地域住民のつながりを強化し、支えあう体制づくりが重要です。

このため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携を強化するとともに、地域福祉の担い手として期待される市民団体、ボランティアなどの育成に取り組みます。

また、支援を必要とするすべての人が、適切な福祉サービスを受けることができるよう保健・医療等各種施策との連携やネットワーク化を図り、地域ケア体制*を総合的に充実します。

③安心して子育てできる児童福祉の充実（児童福祉）

次世代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会になるよう、子育てを地域全体で支える環境を整備することが重要です。

このため、地域子育て支援拠点の設置促進、ファミリーサポートセンター*の普及促進等により、地域の子育て力を高め、地域における子育て支援の充実を進めます。

また、関係機関とのネットワークを構築し、いつでも気軽に受けられる総合的な育

児支援体制を確立するなど多様な子育て支援活動を実施するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育所機能の充実を進め、子育て家庭が安心して生活できる環境を整備します。

さらに、親の経済力により生育環境に格差が生じないように、子育て家庭の経済的な負担の軽減に取り組みます。

④ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実（高齢者福祉）

現代の高齢社会において、介護問題の解決は重要な課題となっており、高齢者が住みなれた地域や家庭で安心して暮らせる福祉社会の実現が求められています。

このため、自助*努力を基本にしながら、介護保険を中心とした保健・医療・福祉の専門職相互の連携、さらにはボランティアなどのインフォーマルな活動を含めた地域の様々な資源を統合し、ネットワーク化して、高齢者を地域全体で支える環境を整備します。

また、高齢者が健康で積極的に社会参加することができるように、生きがい対策を進めます。

⑤自分らしく暮らせる障害者福祉の充実（障害者（児）福祉）

すべての障害者（児）が障害のない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参画し、その能力や適性に応じた自立した生活が実現できるよう地域全体で支える環境を整備することが重要です。

このため、ノーマライゼーション*を普及し、地域や家庭での生活を支援するとともに、障害の種類や程度に応じた多様な福祉サービスを提供できる環境整備を進めます。

また、障害者（児）が積極的に社会参加できるよう就労支援を行うとともに、市民団体、ボランティア、NPO*などと連携して地域の一員として安心して生活できるまちづくりを進めます。

⑥安定した生活を送れる社会福祉の充実（低所得者福祉・母子・父子福祉）

社会経済状況の変化等により失業者や母子・父子家庭が増加傾向にありますが、こうした社会的に支援を要する人が、一人ひとりの能力を十分に発揮し、自立して生活していけるような環境整備が求められています。

このため、生活の安定と経済的自立を促すよう、社会保障制度の適切な運用に努めます。また、相談機能や関係機関との連携を強化し、働く意欲と能力のある人の自立の支援を進めます。

(2) 安全で住みやすさを実感できるまちづくり（都市・環境）

まちの魅力をさらに高めるとともに防災・防犯対策を推進し、安全で住みやすさを実感できるまちづくりを目指します。

また、循環型の社会づくりを進めていくとともに、地球温暖化への対策など、次世代のためにも環境負荷の少ないまちづくりに取り組んでいきます。

①計画的で魅力あるまちづくり（都市計画）

結城駅北側に位置する北部市街地は歴史的な街並みを残す趣ある地域であり、南側に位置する南部市街地では、土地区画整理*を基盤とした新たなまちづくりが展開されています。また、市城南側には田園風景が広がっており、それぞれが特徴をもった地域として構成されています。

近年の経済動向や人口減少などの社会情勢を踏まえつつ、拡大基調のまちづくりから成熟型のまちづくりへと転換し、コンパクトな都市基盤を構築します。

また、良好な都市環境を形成するため、街路、公園等の都市基盤整備を進めるとともに、自然や農地などを活用して良好な景観を維持・保全し、地域特性を引き出すまちづくりを進めます。

②ゆとりある住みよいまちづくり（住環境）

本市の各地域の特性にあわせた都市空間の形成が住みよいまちづくりには重要です。

北部市街地については、歴史的な街並みを残しつつ、家族構成や高齢社会に対応した安全で安心して住み続けられる住環境の形成を進めていきます。

また、北部市街地の周辺部である北西部地区においては、土地区画整理組合により行われている土地区画整理*事業を支援するとともに、南部市街地においては、市施行の土地区画整理*事業を推進し、多様な世代が定住できる良好な宅地の供給を促進します。

さらに、市城南側では豊かな自然環境を維持・保全しつつ、住みよい集落環境の整備を進めます。

③便利で快適に移動できるまちづくり（道路・公共交通）

都市の骨格を支え、市民の移動を確保する道路網、交通網は重要な地域資源*です。

高齢社会の到来とともに、誰もが安全で安心して移動できる道路空間や公共交通網の必要性が高まっているため、バリアフリー*化や主要道路における歩道の設置など安全で便利に移動できる道路空間の整備を進めます。

また、高齢社会に対応し、自家用車のみに頼らない移動手段として公共交通網の形成を進めます。

④安全に暮らせる安心なまちづくり（防災・防犯・安全）

市民が安心して暮らし続けられるために、地震や自然災害など緊急時に備えた災害

に強いまちづくりが必要です。

このため、老朽建物の耐震化や木造建築物の耐火構造化など災害に強い市街地の形成を進めるとともに、地域の消防体制の強化を進めます。

また、犯罪や交通事故など暮らしを脅かす社会事象も複雑多岐化しています。犯罪や交通事故などを未然に防ぐため、街並みの点検や交差点、道路の見通しなどの危険箇所を把握するとともに、地域住民による交通安全対策や防犯パトロールなど交通安全や防犯対策を強化したまちづくりに取り組みます。

さらに、製品事故や振り込め詐欺、悪徳商法などの市民の消費生活を脅かす事件や事故から市民を守るため、消費生活センター*の機能充実を進めます。

⑤安全な水を安定供給できるまちづくり（上水道）

市民生活に不可欠な上水道については、良好な水質を維持し、安定した水を供給することが求められています。

人口の動向に対応して、安全で安定した水の供給を図るとともに、水道施設の老朽化などに対応し、施設の更新を進めます。

⑥地球環境にやさしいまちづくり（環境保全・排水処理）

地球温暖化や省エネルギーなど地球環境問題への市民の関心が高まっています。

このため、生活に必要な資源エネルギーを有効活用するため、市民と行政が一体となった循環型社会の形成を進めます。

また、温室効果ガス*の排出を可能な限り抑えた低炭素社会づくり*に向けて、身近な環境保全対策などについて、市民の取り組みへの支援や各種活動のPR*を進めます。

悪臭や騒音、河川の水質汚染など市民生活に影響を及ぼす環境汚染について、監視と対策を進めるとともに、適切なおみ収集体制を整備し、生活環境の保全に努めます。

さらに、生活排水の適切な処理を進めるため、下水道の整備や集落排水、合併処理浄化槽*の普及を進めます。

(3) 歴史と自然を育む活力あるまちづくり（産業）

農業のさらなる強化、産業の高度化や商業の活性化を図るとともに、伝統産業を継承することにより、個性あふれる地域産業を育成します。

また、新たな企業誘致や新産業を振興するまちづくりに取り組むとともに、歴史や自然などに親しむ機会を提供するなど、地域資源*を活用した観光振興を推進し、活力あるまちづくりを目指します。

①元気あふれる農業の振興（農業）

市民の健康的な生活の基礎となる食料の提供に農業は大きな役割を果たしています。とりわけ、本市の野菜を中心とした農作物は首都圏など広い地域で供給していることから今後とも農業は市の中心産業であり続けることが期待されています。

農業の健全な発展のため、地域特性に応じた農業生産の基盤整備を進めるとともに、農産物の特性を活用して地域ブランド*化と地産地消*の普及を進めます。

また、少子高齢化や自然環境の変化などにより、耕作放棄地*の拡大や担い手の減少、農業生産力の減少など様々な問題が生じているため、担い手の確保につながる生産基盤の充実や就業機会の拡大を進めます。

②ものづくりと創造の力を育む工業の振興（工業）

経済のグローバル化*や石油などの資源の高騰、環境問題の深刻化など工業を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような世界規模での環境の変化に対応するため、既存企業の経営基盤の強化を支援するとともに、新たな産業の振興に取り組みます。

また、地域経済基盤の強化と雇用の創出のため、結城第一工業団地矢畑地区の整備を進めるとともに、企業誘致に取り組みます。

③活気にあふれた商業の振興（商業）

多様化・個性化など消費者のライフスタイルの変化に対応するため、既存商店街と国道 50 号沿線の商業施設との共生・機能分担による商業の振興を進めます。

中心市街地では、商業機能の再生や多様な都市機能の集積を図ることで、空き店舗を減少させるとともに、寺社仏閣や見世蔵などの街並みを活用して観光振興を進め、にぎわいの創出に努めます。

また、こうした施策を進めるため、中心市街地の活性化に取り組む人材や組織などの体制づくりを強化します。

④地域資源を活用してにぎわいと交流を促進する観光の振興（観光）

北部市街地の蔵造りの街並みや寺社仏閣、伝統産業などの地域資源*を活用し、交流を促進する観光振興を進めます。

また、地域資源*を活用したイベントの開催やネットワーク化に取り組み、市内を回遊する観光ルートの整備など関係機関と連携した観光振興体制を確立していきます。

⑤つちかわれた技術を継承する伝統産業の振興（伝統産業）

結城紬をはじめとする伝統産業は、本市を代表する地域資源*ですが、景気の低迷や生活様式の変化により、非常に厳しい状況にあります。

このため、伝統産業を市の誇りとして、次世代に伝承していくため、後継者育成に努めます。

さらに、体験型のイベントを開催することにより、観光振興に活用するとともに、事業者による新たな用途の開発等、新規需要を開拓する取り組みを支援することで、伝統産業の振興を進めます。

(4) 未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり（教育・文化）

学校・家庭・地域が一体となり、子どもが安心して学べる環境をつくとともに、市民誰もが生涯学習*・スポーツ・文化・芸術の各種活動に親しむことができる環境整備に努め、地域を支える市民を育むまちづくりを目指します。

また、男女共同参画社会*の実現に努め、個性を尊重し、互いにかしあう地域社会づくりを進めます。

①生きる力を育む教育環境づくり（学校教育）

少子高齢化や情報化、国際化など、急激な社会の変化とともに家庭や地域における教育環境も大きく変化してきました。また、歴史や文化、自然など大切な地域資源*とのふれあいなども希薄化しています。

このようなことから、生涯にわたる人間形成の基礎となる幼児教育の環境整備や子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健康・体力のバランスの取れた児童・生徒の育成が必要なため、学校・家庭・地域が連携しつつ、教育体制と教育内容の充実を図ります。

また、子どもたちが安心して通学し学べる教育施設等の環境整備を進めます。

②生涯を通じてともに学べる環境づくり（生涯学習・地域教育・青少年の健全育成）

高齢化や社会の成熟化に伴う価値観の多様化などによって、生涯にわたって学び続けるニーズが高まっています。こうした市民の様々な声に応えていくため、さらなる学習機会の充実が求められています。

このため、市民だれもが生涯を通じて、いつでも、どこでも、気軽に自主的な学習ができるよう、生涯学習*活動への支援や基盤の整備を進めます。

さらに、将来の地域社会を担う青少年が、未来への希望を持ち才能を発揮できるよう、学校・家庭・地域・行政が連携し、青少年の健全育成に向けた取り組みを進めます。

③誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進（スポーツ）

余暇時間の増加や健康への関心の高まりにより、スポーツ・レクリエーションに対するニーズが高まっています。

スポーツ・レクリエーション活動は、市民の暮らしにうるおいと安らぎをもたらし、健康的な生活の礎になるため、市民が気軽に楽しめるスポーツ環境の整備やスポーツ団体などの組織化、スポーツ施設の充実などにより、スポーツ活動が継続的にできるよう支援を進めます。

また、自然や文化・歴史などの地域資源*にふれあい、充実した余暇時間を過ごせるレクリエーション活動を推進します。

④個性豊かな芸術文化の創造（芸術・文化）

心の豊かさや潤いが求められる中、芸術や文化活動に対する関心や参加意欲が高まっています。

また、本市には国指定の重要無形文化財である結城紬や国指定の史跡である結城廃寺等の数多くの文化財が存在します。

こうしたことから、芸術・文化活動に関する市民のニーズに応えられるよう市民の文化や創作活動への支援、発表の機会や場の提供に努めます。

さらに、本市の文化財や伝統技術を保全し、次代に継承していくとともに、郷土に対する愛着と誇りを持たせる一助とするため、本市の歴史や文化に対する市民の理解を高めます。

⑤人権が尊重される社会づくり（男女共同参画・人権）

市民誰もが健康で文化的な生活を営む権利が保障されており、人権が守られ差別のない公正な社会であることが重要です。

このため、男女がともに参画できる地域社会をつくとともに、各種啓発活動により人権意識の高揚を図り、人権尊重のまちづくりを進めます。

⑥国や地域を越えた交流の推進（国際交流・地域間交流）

交通網や情報網の発達とともに、国内外を問わず交流が広域化・活発化してきています。

本市の特性をいかした国や地域を越えた交流により、市民の郷土愛や国際化の時代にふさわしい広い視野を持った人材を育むため、市民を中心とした活発な交流を促進します。

(5) 協働で進める持続可能なまちの実現（自治・行財政運営）

市民一人ひとりが力を発揮できる体制づくりを行うとともに、市民ニーズに的確に対応した効率的・効果的な行財政運営を実現し、持続可能なまちを目指します。

また、情報化社会に対応するため、必要な行政サービスの整備を図るとともに、情報公開や広聴広報体制を充実し、開かれた市政を実現します。

①市民・企業・行政がともに支えあう体制づくり（市民参加・広聴広報・コミュニティ・ボランティア）

市民の価値観や生活様式の変化に伴い、市民のニーズは高度化、複雑化が進んでいます。これらのニーズに対応しつつ、魅力的なまちづくりを進めていくためには、市民と行政が協力するシステムを構築することが求められています。

このため、市政への参画機会の拡充とともに市民活動の支援等を充実させ、市民と市がよきパートナーとなり、より住みよいまちの創造を進めます。

また、開かれた透明性ある行政運営や市民の行政への理解浸透を図るため、情報公開や広聴広報体制を充実します。

さらに、少子高齢化の進行や地域での人口バランスの変化により、地域コミュニティの活力低下が懸念されるため、市民とともに自治組織の機能拡充等を進めます。

②自立した行政経営の確立（行財政運営・広域連携）

限られた財源を効率的・効果的に活用するため、より厳しい行政経営が必要となっています。事業実施の必要性の検証や効果測定などにより、施策の選択と集中を図り、質の高い行政経営を進めていきます。

また、地方分権の進展により、これまで以上に職員の政策形成能力が求められるようになるため、各種研修の充実により職員の資質向上に努めます。

さらに、交通網の整備や車社会の発展などにより日常生活の行動が行政区域を越え広域化することに伴い、必要なサービスを安定的に提供していくことや地域のニーズにあわせた効率的な行政サービスを提供していくことが重要となっているため、周辺市町と連携した行政サービスの提供について検討を進めます。

③情報化社会に対応した行政体制づくり（市民生活・行政・情報公開・個人情報保護）

インターネットや携帯電話の普及など情報化社会はめまぐるしく進化しており、生活に欠かせないものとなっています。情報化社会ではあらゆる情報が瞬時にやり取りできるため、生活利便性を高めることができる一方で、コンピュータウイルス*やハッキング*などにより、重要な情報が改ざんされたり、漏洩したりするなど、資産やプライバシーを侵害する恐れがあります。

情報化社会の進化に対応し、市民生活をより便利で暮らしやすいものとするため、行政に関する情報の受発信やコミュニティの維持などに活用できる情報化を推進するとともに、個人の大切な情報を守り、行政サービスの利便性を安心して受けることができるよう、情報セキュリティ*の強化を進めます。

さらに、行政窓口の複雑さを解消し、市民にとってわかりやすく利用しやすい市役所を目指し、行政サービスの向上に努めます。

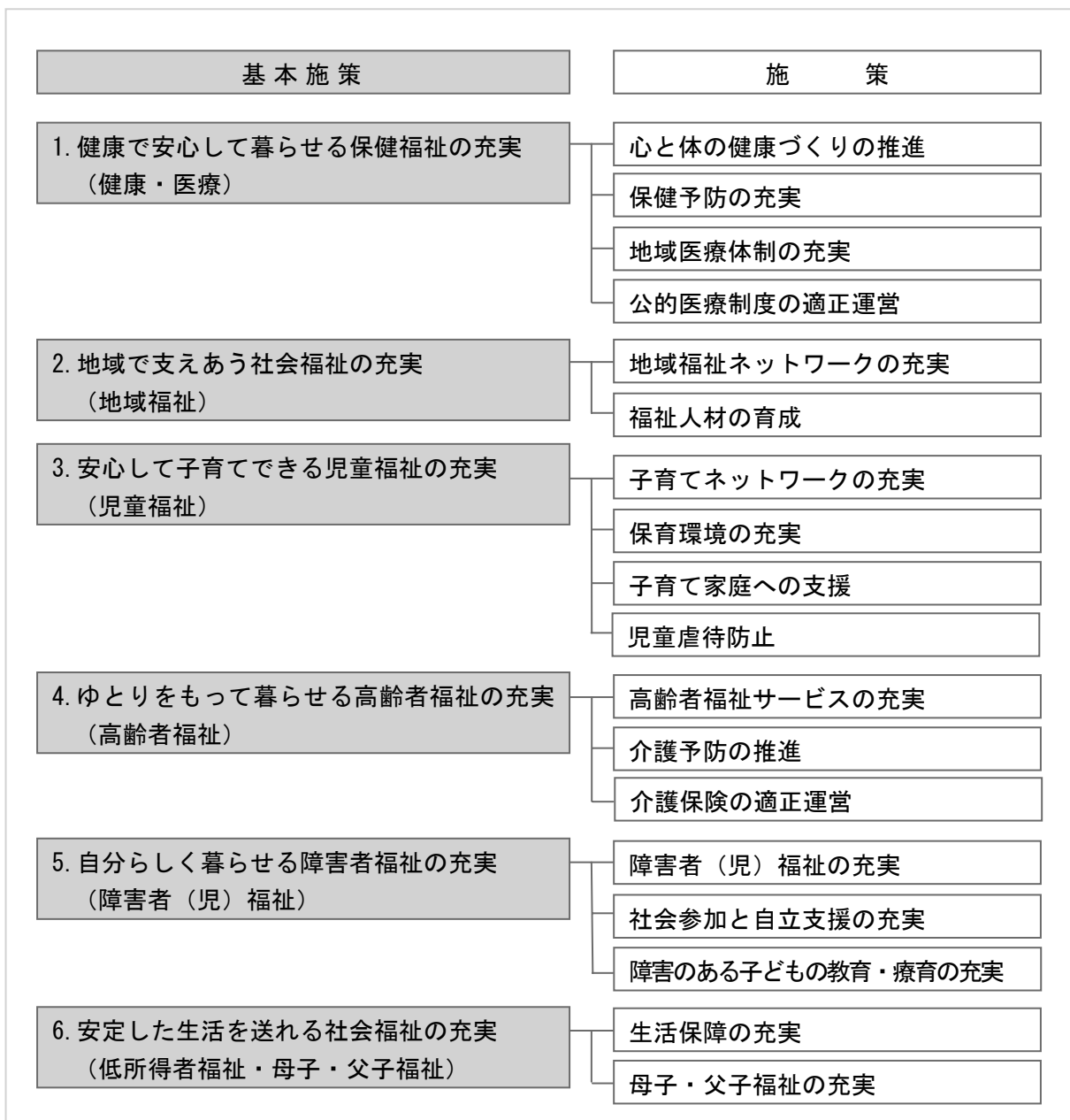
4. 基本計画

- 4. 1 とともに支えあい, 安心して暮らせる社会福祉の充実 (保健・福祉)
- 4. 2 安全で住みやすさを実感できるまちづくり (都市・環境)
- 4. 3 歴史と自然を育む活力あるまちづくり (産業)
- 4. 4 未来を担う子どもと地域を支える市民を育むまちづくり (教育・文化)
- 4. 5 協働で進める持続可能なまちの実現 (自治・行財政運営)

4. 基本計画

4.1 とともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実（保健・福祉）

施策体系



基本施策 1：健康で安心して暮らせる保健福祉の充実（健康・医療）

●現状と課題

- 脳血管疾患、糖尿病で死亡する市民の割合が全国に比べ高いため、引き続き健康づくり意識を高める啓発活動が求められています。
- 全国的に自殺者数が増加している現状から、引き続き心の健康づくり対策が求められています。
- 自らの健康は、自ら守りつくるという意識のもと、地域に根ざした健康づくり支援が求められています。
- 死亡原因トップであるがんに対して、がん予防のための正しい知識の普及とがんを早期に見つけるためのがん検診受診率の向上が求められています。
- 軽症患者が安易に救急車を利用することのないよう、救急医療のあり方について市民が理解するとともに、応急措置について学ぶ機会を確保する必要があります。
- 国民健康保険は、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことから、世帯数・被保険者数ともに平成20年度から減少していますが、医療費は全体的に増加傾向にあります。
- 近年の景気悪化により保険税の滞納世帯は増加傾向にありますが、国民皆保険*の立場から不安定雇用にある方々の受け皿とならざるを得ず、さらなる財政悪化が懸念されています。
- 後期高齢者医療制度は、独立型の制度にしたことにより、年齢による区分などの問題が生じていることから、平成25年度から新制度の移行に向けた検討が国において進められています。

■医療施設数

各年4月1日現在（単位：箇所）

年	医療施設				薬局
	総数	病院	一般診療所	歯科診療所	
平成18年	60	2	30	28	16
平成19年	60	2	30	28	17
平成20年	59	2	29	28	18
平成21年	59	2	30	27	19
平成22年	60	2	30	28	20

資料：筑西保健所

●基本施策が目指す姿

心と体の健康づくりの推進

- 超少子高齢社会を迎えるにあたり、市民一人ひとりが自らの健康意識を高め、積極的に健康づくりに取り組む、地域に根ざした前向きで明るい社会を目指します。

保健予防の充実

- 健康診査・各種検診の受診率を向上させ、がんや生活習慣病の早期発見・早期治療を目指すとともに、感染症の拡大防止のための正しい知識を普及させ、予防接種の接種率を高めます。

地域医療体制の充実

- いつでも安心して利用できる休日・夜間及び救急医療体制を確立するとともに、医療を受ける立場である市民が救急時対応への理解を深める社会を目指します。

公的医療保険制度の適正運営

- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の公的医療制度として安定した、持続可能な運営を目指します。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
がん検診受診率	19%	30%
特定健診受診率	25%	65%(H24)
在宅当番医受診者数	3,356 人	3,400 人
国民健康保険給付費	3,573,190 千円	3,991,222 千円

●施策

■心と体の健康づくりの推進

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
健康増進計画の推進	計画の進捗状況調査, 中間見直し	健康増進センター	短期
健康づくり意識啓発の推進	広報紙やパンフレットによる普及, キャンペーン*の実施	健康増進センター	継続
自主的な健康づくり活動の支援	自主的な健康づくりグループ及び地区組織活動の育成・支援, 健康教育・相談の実施	健康増進センター	継続

■保健予防の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
健康診査と各種検診の推進	健康診査, がん検診の実施, 受診勧奨	健康増進センター	継続
感染症対策	予防接種の公費助成, 予防接種に関する正しい知識の普及と勧奨	健康増進センター	継続
特定健診・特定保健指導の実施	実施計画の策定, 特定健診・特定保健指導の実施, 受診勧奨	保険年金課	継続

■ 地域医療体制の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
救急医療体制の整備	医師会の協力による救急医療(在宅当番, 夜間診療など), 病院群輪番制の実施, 緊急医療に関する知識の普及	健康増進センター 筑西広域市町村圏事務組合 医師会	継続
献血の推進	献血協力事業所の開拓	健康増進センター	継続
看護師の確保・育成	茨城県結城看護専門学校への支援	健康増進センター 茨城県 医師会	継続

■ 公的医療保険制度の適正運営

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
国民健康保険における保険給付の実施	一般被保険者療養給付費などの給付	保険年金課	継続
後期高齢者医療の適正運営	後期高齢者医療制度に関する事務	保険年金課	継続

● 主要事業

■ 健康増進計画策定事業

事業内容	中間評価の実施, 新たな目標の設定			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
計画の見直し	—	策定(H24)	健康増進センター	短期

■ 生活習慣病予防事業

事業内容	生活習慣病予防のための健康教育・相談の実施			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
参加者数	320 人	500 人	健康増進センター	継続

■ 市民健康診査事業

事業内容	各種がん検診の勧奨と実施, 事後指導			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
がん検診受診率	19%	30%	健康増進センター	継続

■ 特定健診・特定保健指導事業

事業内容	特定健診・特定保健指導の実施			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
特定健診受診率	25%	65%	保険年金課	継続

■ 救急医療・市民の集いイベント事業

事業内容	救急医療の普及啓発と AED*の使用講習			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
参加者数	150 人	300 人	健康増進センター 医師会 結城消防署	継続

■ 国民健康保険給付事業

事業内容	一般被保険者療養給付費などの給付			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
国民健康保険給付費	3,573,190 千円	3,991,222 千円	保険年金課	継続

■ 後期高齢者医療事務事業

事業内容	保険料の徴収, 被保険者証の交付, 各種申請・届出の受付			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
保険料徴収率	98%	100%	保険年金課	継続

基本施策 2：地域で支えあう社会福祉の充実（地域福祉）

●現状と課題

- 少子高齢化の進展に加えて、核家族化、共働き世帯の増加、晩婚化、非婚化などによる家族のあり方や市民のライフスタイル、生活意識が変化してきている中で、地域の連帯感希薄化し、支えあう、助けあう関係が弱まっています。
- また、地域には様々な立場で市民が生活しており、価値観や生活ニーズが多様化・複雑化する中で、公的な制度・サービスだけでは充足することが難しくなっています。
- このような問題を解決し、今後個別化・複雑化していく市民のニーズにきめ細かく対応していくためには、地域づくりに対する市民の参加と協働*が不可欠です。

■在宅ケアチーム数の状況

各年3月31日現在（単位：人）

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
介護保険給付対象者	29	29	31	35	10
ひとり暮らし高齢者	146	144	139	157	142
その他の要援護高齢者	5	7	7	7	5
身体障害者	8	7	8	8	0
知的障害者	4	5	5	5	5
精神障害者	6	7	8	9	7
難病患者	6	8	8	8	2
その他	4	8	9	11	6
合計	208	215	215	240	177

資料：結城市の福祉

●基本施策が目指す姿

地域福祉ネットワークの充実

- 地域住民のネットワークを形成することで、市民一人ひとりが、住んでいる地域でその人らしく安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指します。

福祉人材の育成

- 地域福祉の担い手として期待される市民団体・ボランティアなどの育成を図ります。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
ボランティア連絡協議会登録団体数	25 団体	30 団体
社会福祉協議会登録ボランティア数	620 人	879 人

● 施策

■ 地域福祉ネットワークの充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
地域福祉計画の推進	計画の推進状況の点検・評価, 計画の見直し	社会福祉課	継続
社会福祉協議会との連携・支援	社会福祉協議会への運営補助, 事業の連携・支援	社会福祉課	継続
民生委員・児童委員との連携・支援	民生委員・児童委員協議会への補助, 運営業務の支援, 活動への支援	社会福祉課	継続
地域ケアシステムの充実	地域ケアシステムの推進	社会福祉課	継続
高齢者の自立生活への支援	ボランティアによる一人暮らし高齢者などへの見守り・安否確認の充実	社会福祉課	継続
地域福祉推進拠点づくり	「たまり場」モデルの整備	社会福祉課	中期
災害時の要援護者への支援	災害時要援護者避難支援プランの作成	社会福祉課	短期

■ 福祉人材の育成

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
ボランティア活動の振興	ボランティアやボランティア団体の育成・活動支援	社会福祉協議会	継続
福祉教育の推進	ボランティア協力校への活動支援	社会福祉協議会	継続

● 主要事業

■ 災害時要援護者避難支援プラン作成事業

事業内容	災害時の要援護者に対する避難支援を円滑に行うためのプランの作成			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
個別計画作成者数	—	1,200 人	社会福祉課	短期

■ ボランティア活動推進事業

事業内容	ボランティアやボランティア団体の育成, 活動支援			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
ボランティア連絡協議会登録団体数	25 団体	30 団体	社会福祉協議会	継続

基本施策3：安心して子育てできる児童福祉の充実（児童福祉）

●現状と課題

- 子育て支援センターでは、子育て家庭の支援活動の企画・調整を実施し、育児不安などについての相談指導や子育てサークルなどへの支援を実施しています。
- 母親の自主的活動である子育てサークルは、母親の子育て力の育成や子ども同士の交流の機会、母親同士のネットワーク形成の機会となっています。
- 子どもの健康な心と体を育むためには、健全な生活習慣が必要です。
- 子育てに関する相談者がいない保護者、子育てに精神的な負担を抱えたり、自分の時間がなく苦痛を感じている保護者がいます。
- 今後も総合的に地域の子育て支援を推進し、事業の充実を図る必要があります。
- 多様化する保護者の就業形態や生活スタイルを鑑み、子育てと仕事の両立を可能とする保育サービスや、祭事や行事で子どもを一時的に預けるなど緊急時のサービスの提供が求められています。
- 仕事を長期間休めない保護者に代わり、病気から回復しつつある子どもを病院や保育施設などで看護師などに預けられるサービスが求められています。
- 就労などにより、昼間家庭に保護者が不在の小学校低学年児童は年々増加しています。
- 学童クラブは現在市内8小学校10ヶ所で実施していますが、未設置の学区があり、すべての学区で児童を受け入れられる体制が求められています。
- 県の規定する疾病以外で医療費給付事業に該当しない妊産婦や所得制限により医療費給付事業に該当しない妊産婦・小児に対し、本市単独事業として医療費の助成を実施しています。
- 全国的に児童虐待*事件が相次いで発生しており、本市で虐待*の恐れがあると通告された件数も増加の傾向にあります。要保護児童対策協議会を中心に、各種相談業務での情報収集や、健康増進センターや保育所、学校、児童相談所などと連携を取りながら早期発見、早期対応していくことが重要です。

■保育園の概況

各年4月1日現在（単位：人）

年	園数	保育士	園児数						
			総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成18年	11	137	1,005	22	90	131	239	269	254
平成19年	11	141	1,031	26	84	155	217	270	279
平成20年	11	147	1,052	39	107	133	239	253	281
平成21年	11	161	1,059	40	123	170	207	258	261
平成22年	11	153	1,057	28	112	179	238	236	264

●基本施策が目指す姿

子育てネットワークの充実

- 子育てに関する情報提供やサポート体制の整備など、地域における子育て支援機能の充実を図ります。

保育環境の充実

- 保護者が自分らしく安心して子育てができる環境を整備します。
- 民間保育所における保育内容を充実し、保護者のニーズに応じた保育サービスを目指します。

子育て家庭への支援

- 放課後や夏休みなどの長期休業中、児童に安全で安心な居場所を提供し、のびのびとすこやかに育つ環境を整備します。
- 子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、子どもの権利(命と健康)を守るための施策を充実させ、安心して子どもを産み育てることのできるまちを目指します。

児童虐待防止

- 市民の児童保護に対する理解を深め、児童虐待*の早期発見・早期対応を実現するケア体制を整備します。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
子育て支援センター利用登録者数	1,719 人	1,800 人
休日保育・一時預かり保育実施保育所数	5ヶ所	8ヶ所
学童保育クラブ数	10ヶ所	11ヶ所
要保護児童数	60 人	60 人

●施策

■子育てネットワークの充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
次世代育成支援後期行動計画の推進	計画の推進状況の点検・評価, 計画の見直し	社会福祉課	継続
子育て支援の情報提供と相談体制の促進	子育て支援センターの運営, 子育て支援情報の発信と啓発	子育て支援センター 健康増進センター	継続
子育てサークルへの支援	子育てサポーターの派遣	社会福祉課	継続
子育て支援体制の充実	ファミリーサポートセンター*や子育て支援センターの充実	社会福祉課	継続

■ 保育環境の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
保護者の就業形態に合わせた保育サービスの充実	特別保育事業の実施	社会福祉課	継続
	病後児保育の導入支援	社会福祉課	短期
夜間帯の保育サービスの充実	延長保育を実施している保育所への助成	社会福祉課	継続
低年齢児保育体制の充実	保育士を増員した民間保育所への助成	社会福祉課	継続
保育所の充実	保育士の増員など受入体制の強化	社会福祉課	継続
公立保育所の整備	老朽化した保育所の改修	社会福祉課	継続

■ 子育て家庭への支援

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
共働き世帯・働くひとり親世帯への支援	学童クラブによる保育の実施	社会福祉課	継続
	学童クラブ保育施設の整備	社会福祉課	短期
子育てにかかる経済的負担の軽減	児童手当・子ども手当の支給, 第3子以上へ子育て奨励金の支給	社会福祉課	継続
	妊婦・乳児健診費用一部公費助成	健康増進センター	継続
	3人乗り自転車の貸し出し	防災交通課	短期
	妊産婦, 小児への医療費の助成	保険年金課	継続
子どもの生命と健康を守り育てるための支援	乳幼児健康診査の充実, 乳児全戸訪問支援, 母子保健教育事業の推進	健康増進センター	継続

■ 児童虐待防止

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
虐待*への相談体制の支援	家庭児童相談室の運営支援	社会福祉課	継続
児童虐待*防止の理解の促進	児童虐待*防止のための広報啓発	社会福祉課	継続
早期対応・ケア体制の整備	要保護児童対策協議会の運営	社会福祉課	継続

●主要事業

■地域子育て支援拠点事業

事業内容	子育てサークルなどへの支援を実施している保育所への補助			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
実施保育所数	2ヶ所	3ヶ所	社会福祉課	継続

■特別保育事業

事業内容	休日保育・一時預かり保育を実施している民間保育所への補助			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
実施保育所数	5ヶ所	8ヶ所	社会福祉課	継続

■放課後児童健全育成事業

事業内容	学童クラブ運営の委託			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
学童クラブ利用延べ人数	94,320人	110,040人	社会福祉課	継続

■育児支援家庭訪問等事業

事業内容	乳児全戸訪問による子育て情報提供及び助言による保護者の精神的サポート			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
乳児家庭把握率	98%	100%	健康増進センター	継続

■少子化対策医療費助成事業

事業内容	妊産婦、小児への医療費の助成			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
少子化対策医療費	5,309千円	7,120千円	保険年金課	継続

■要保護児童対策事業

事業内容	要保護児童対策のための代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
会議等開催数	38回	39回	社会福祉課	継続

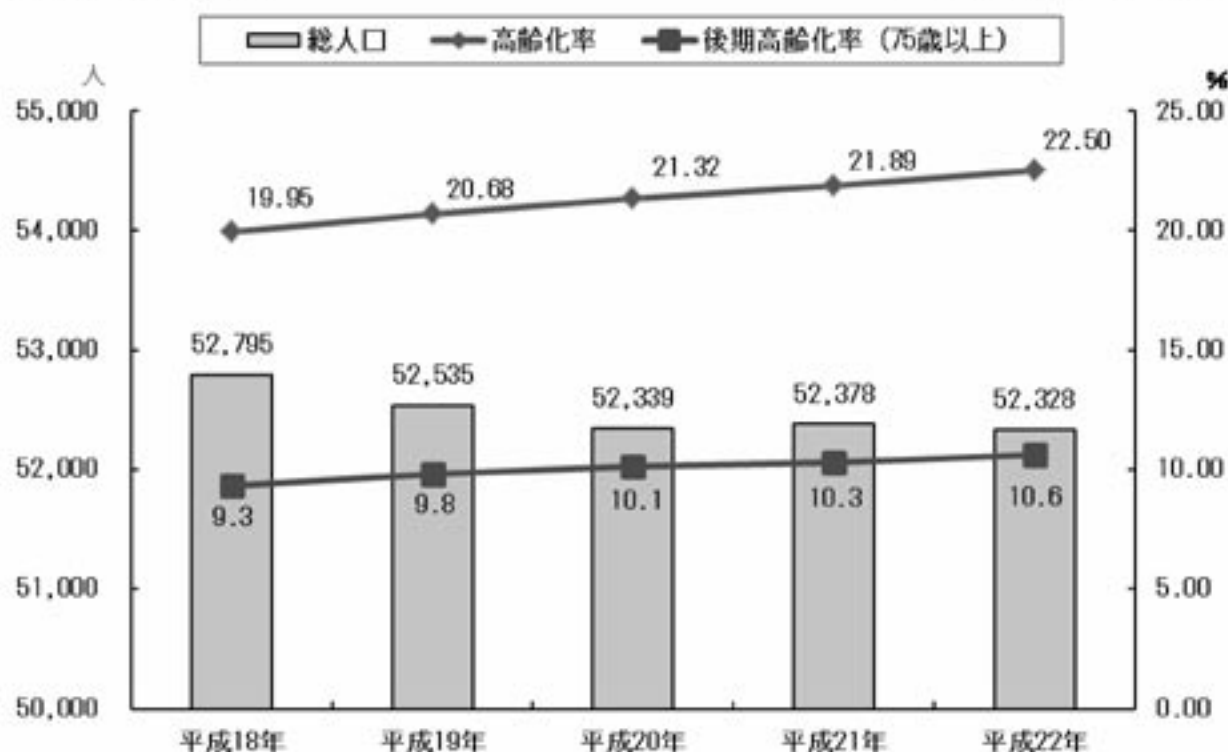
基本施策4：ゆとりをもって暮らせる高齢者福祉の充実（高齢者福祉）

●現状と課題

- 平成22年4月1日現在、本市の高齢化率*は22.5%で、超高齢社会は今後も急速に進展していくことが予測されます。
- 高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯などの増加が著しいため、高齢者を地域で支える仕組みづくりにより、住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるよう支援していくことが重要です。
- 高齢者虐待*が社会問題となっていることから、地域包括支援センターが中心となり、虐待*の早期発見・把握に努め、関係機関と連携し、高齢者虐待*防止への対応を実施しています。
- 今後、認知症*高齢者の増加が予測されるため、認知症*高齢者が尊厳を保ちながら、穏やかな生活を送ることができ、また、家族も安心して生活ができるよう、地域全体で認知症*高齢者の生活を支えていく体制を整備していくことが必要です。
- 介護予防には高齢者の食生活改善や日常の運動習慣が大切です。介護予防の自発的な取り組みを促すため、高齢者によるボランティア団体に対する育成・支援が求められています。
- 今後の超高齢社会の進展に対応するために、介護保険制度の適正な運営を推進することが不可欠です。

■高齢化率の推移

各年4月1日現在（単位：人、%）



資料：結城市の福祉

●基本施策が目指す姿

高齢者福祉サービスの充実

- 高齢者が住みなれた家庭や地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう、保健・医療などの連携により高齢者福祉サービスの充実を図ります。

介護予防の推進

- 高齢者のだれもが介護予防という意識を持つとともに、日常の運動と食事を大切にする習慣を持ち、自助*・共助*の精神で生活する環境づくりを目指します。

介護保険の適正運営

- 超高齢社会の進展に対応するために介護保険制度の普及と要介護者などへの支援を図るとともに、適正な運営を推進します。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
ひとり暮らし高齢者の市への登録率	64%	90%
平均寿命	男 78.0 歳(県内 23 位) 女 84.4 歳(県内 42 位)	男 78.5 歳 女 84.9 歳

●施策

■高齢者福祉サービスの充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
ひとり暮らし高齢者などの見守り体制の整備	民生委員・児童委員による訪問・登録, 在宅介護相談センターによる実態調査, 緊急通報システムの設置, 乳酸飲料の配達, ふれあい配食サービスの実施	介護福祉課	継続
高齢者の生きがいづくり	シルバー人材センターによる就業支援, 老人クラブ活動の支援, 生きがいふれあいセンターの有効活用	介護福祉課	継続
高齢者権利擁護*の推進	高齢者虐待*防止対策の推進, 成年後見制度の利用促進	介護福祉課 地域包括支援センター	継続
認知症*対策の推進	相談体制の充実, 広報掲載やイベントへの参加による普及・啓発活動, 認知症*サポーター養成講座の開催	介護福祉課 地域包括支援センター	継続
地域包括ケア体制の推進	保健・医療・福祉・介護などの関係者間の連携強化	地域包括支援センター	継続
家族介護者などへの支援	家族介護者交流会, 家族介護教室の開催	介護福祉課	継続
日常生活への支援	ミニヘルパー派遣事業, 地域コミュニティ運営事業	介護福祉課	継続

■介護予防の推進

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
要介護状態などとなるおそれのある高齢者を対象にした介護予防事業の推進(二次予防事業)	運動器の機能低下や閉じこもり*・認知症*・うつなどのおそれのある高齢者に対する訪問や相談の実施, 運動器の機能向上などの教室の開催	介護福祉課 地域包括支援センター 健康増進センター	継続
すべての高齢者を対象にした介護予防事業の推進(一次予防事業)	介護予防に関する情報の提供, 介護予防教室の開催, ボランティアなどの人材育成, 食生活改善教室やシルバーリハビリ体操の普及などボランティア活動の支援	健康増進センター	継続

■介護保険の適正運営

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
高齢者福祉の総合的な推進	高齢者プランの策定	介護福祉課	短期
介護に関する知識の普及と介護者に対する支援	保険給付事業, 要介護認定事業, 在宅サービス低所得者負担軽減事業	介護福祉課	継続

●主要事業

■総合相談・支援事業

事業内容	住みなれた地域で安心して生活できるための高齢者に対する相談実施			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
地域包括支援センター設置数	1ヶ所	1ヶ所	地域包括支援センター	継続

■介護予防事業

事業内容	要介護状態などにならないための介護予防事業の実施			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
介護予防教室の開催数	524 回	630 回	介護福祉課 地域包括支援センター 健康増進センター	継続

■介護保険給付事業

事業内容	介護・要支援認定者が介護(予防)サービスを利用する際, 費用の9割分を保険給付			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
認定者数	1,315 人	1,652 人	介護福祉課	継続

基本施策5：自分らしく暮らせる障害者福祉の充実[障害者（児）福祉]

●現状と課題

- 障害福祉サービスの利用を希望する障害者（児）の心身の状況を把握し、適切な障害福祉サービスを提供することが必要です。
- 障害者（児）が地域生活へ移行するためには、生活支援や相談支援などのサービスの充実が必要であり、関係機関、各種団体と連携することが重要です。
- 障害者（児）の生活を安定させるため、年金や手当及び各種助成制度の情報を提供するとともに、必要な方への適切な相談体制の充実が求められています。
- 障害者（児）の就労意向に応えられるよう関係機関と連携し、雇用・就労の情報提供、職場適応への支援など、一人ひとりの状況にあった支援を行うことが重要です。
- 発達に何らかの障害のある子どもの場合、早期療育*の観点から、その保護者を含めて相談・交流会などの支援が必要です。

■身体障害者（児）・知的障害者（児）の現況

平成22年4月1日現在（単位：人）

身体障害者（児）				知的障害者（児）			
内 容	18歳未満	18歳以上	合 計	区 分	18歳未満	18歳以上	合 計
身体障害者手帳交付	21	1,525	1,546	合 計	67	273	340
<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害 聴覚障害 言語障害 肢体障害 内部障害 	0	113	113	最重度	10	55	65
	4	140	144	重度	15	69	84
	0	9	9	中度	26	87	113
	11	800	811	軽度	16	62	78
	6	463	469				

資料：結城市の福祉

●基本施策が目指す姿

障害者（児）福祉の充実

- 障害福祉サービスを利用する障害者（児）の心身の状況を把握し、適正な障害福祉サービスを提供することにより、自立した社会生活が営まれることを目指します。
- 障害者（児）とその家族の安定した暮らしを支えるため、国などの制度に基づく年金や手当により経済的な負担軽減を目指します。

社会参加と自立支援の充実

- 地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を実施することにより、障害者（児）が自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるようにします。

障害のある子どもの教育・療育の充実

- 乳幼児期から学齢期まで、保育所、幼稚園、小・中学校及び関係機関との連携を強化し、早期から一貫した指導・教育・相談支援体制の充実を目指します。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
障害者介護等支給審査会認定件数	76 件	124 件
身体障害者手帳交付件数	1,546 件	1,616 件
精神保健福祉手帳交付件数	216 件	366 件
療育*手帳交付件数	340 件	390 件

●施策

■障害者(児)福祉の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
障害者プランの推進	プランの推進状況の点検・評価, プランの見直し	社会福祉課	継続
公正公平なサービス基準の制度化	障害者介護給付など支給審査会における審査	社会福祉課	継続
自分らしい暮らしを支えるサービスの充実	ホームヘルパー派遣, 短期入所	社会福祉課	継続
	自立訓練事業, 児童デイサービス*事業, 地域活動支援センター事業	社会福祉課	継続
	グループホーム*, ケアホーム*の充実	社会福祉課	継続
障害を見守る保健・医療体制の充実	自立支援医療費の給付	社会福祉課	継続

■社会参加と自立支援の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
社会復帰への支援	地域活動支援センターの運営, 精神デイケア事業の実施, 精神ボランティアの育成	社会福祉課 健康増進センター	継続
相談体制の充実	地域自立支援協議会の運営	社会福祉課	継続
情報の受信・利用・発信への支援	点字・声の広報などの発行	社会福祉課	継続
多彩な交流につながる社会参加	スポーツ・文化活動の促進	社会福祉課	継続
自分らしい暮らしを支えるサービスの充実	手話通訳者, 要約筆記者*の派遣, 補装具*の支給, 日常生活用具給付事業	社会福祉課	継続
自主活動の支援	各種団体の育成支援	社会福祉課	継続
ノーマライゼーション*の推進	市民への啓発	社会福祉課	継続

■障害のある子どもの教育・療育の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
障害のある子どもの教育・療育*の充実	障害者早期療育*強化事業, 児童デイサービス*事業	社会福祉課	継続

●主要事業

■障害者介護給付事業

事業内容	在宅の障害者(児)を対象とした、入浴や食事などの介助*及び通所による日常生活の基本的な動作の指導、集団生活の適応訓練			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
利用件数	244 件	270 件	社会福祉課	継続

■相談支援事業

事業内容	障害者(児)と家族の生活の総合的な支援の実施			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
相談件数	619 件	810 件	社会福祉課	継続

■障害児早期療育強化事業

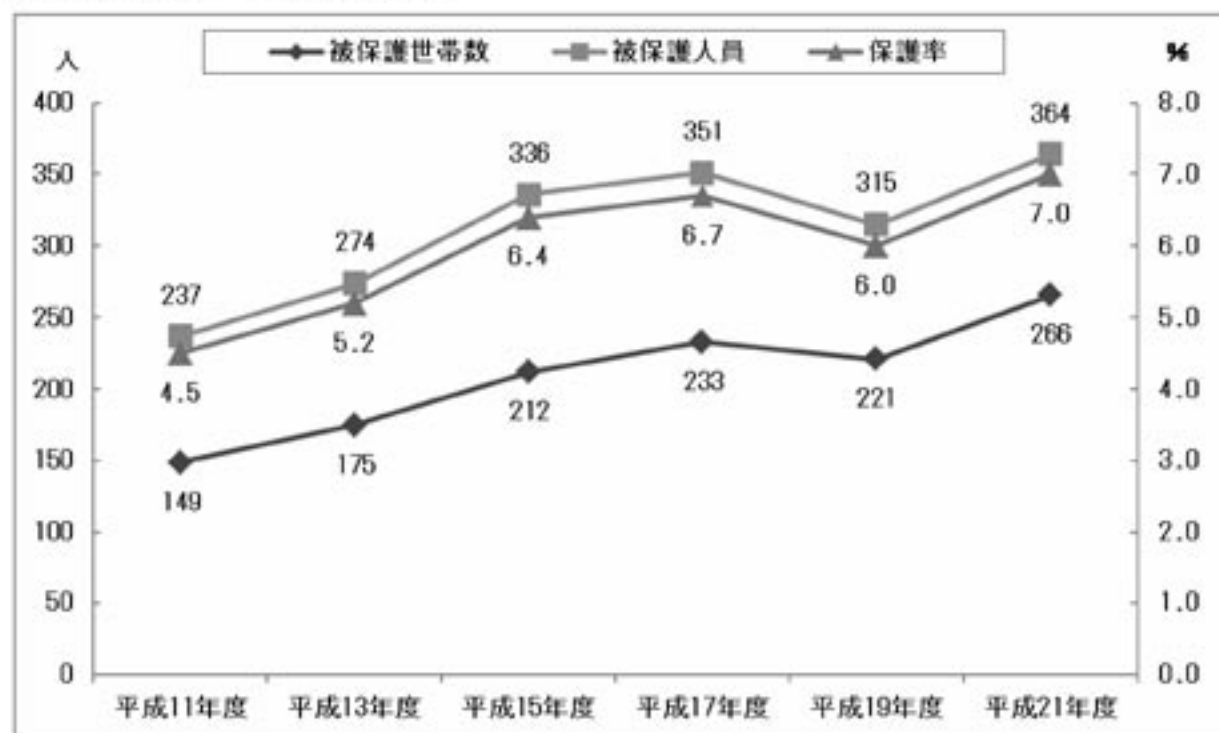
事業内容	専門的な理学療法などによる療育*指導を実施している事業所への補助			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
療育*指導利用者数	493 人	500 人	社会福祉課	継続

基本施策6：安定した生活を送れる社会福祉の充実 (低所得者福祉・母子・父子福祉)

●現状と課題

- 社会情勢や経済情勢の変動に対して直接影響を受ける低所得者は、平成20年秋以降の経済不況及び雇用情勢の悪化に伴い年々増加し、生活保護受給世帯も増え続けています。
- 今後は、社会経済及び雇用動向に十分留意して保護の動向分析を行うとともに、自立支援プログラムを活用し、適正な職員体制による個々の状況に応じた自立支援を行うなど、安定した生活を送れる社会福祉の充実がますます重要となります。
- 個人意識、社会状況、生活環境などの変化により母子・父子家庭が増加しており、生計の維持と児童の養育などの大きな責任を負担しているため、社会的にも経済的にも弱い立場となることがあります。
- 母子・父子家庭に対して、生活の安定と自立を促進するため、経済的支援が必要です。

■生活保護人員・世帯数の推移



資料：社会福祉課

●基本施策が目指す姿

生活保障の充実

- 生活困窮者*への扶助費*支給による生活保障及び自立支援を行い、安定した生活を送れる社会福祉の充実を目指します。

母子・父子福祉の充実

- 母子・父子(ひとり親)家庭の経済的安定を図り、当該家庭の児童が健全に育成されることを目指します。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
人口千人に対する生活保護被保護者率	7‰	7‰
児童扶養手当受給世帯数	422 世帯	460 世帯

●施策

■生活保障の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
生活困窮者*への生活保障及び自立支援	生活困窮者*への扶助及び自立支援	社会福祉課	継続
相談機能や関係機関との連携	庁内関連部署, 社会福祉協議会, 公共職業安定所との連携	社会福祉課	継続

■母子・父子福祉の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
生活の安定と自立の促進	母子・父子家庭の経済的負担の軽減	社会福祉課	継続

●主要事業

■母子家庭等児童学資金支給事業

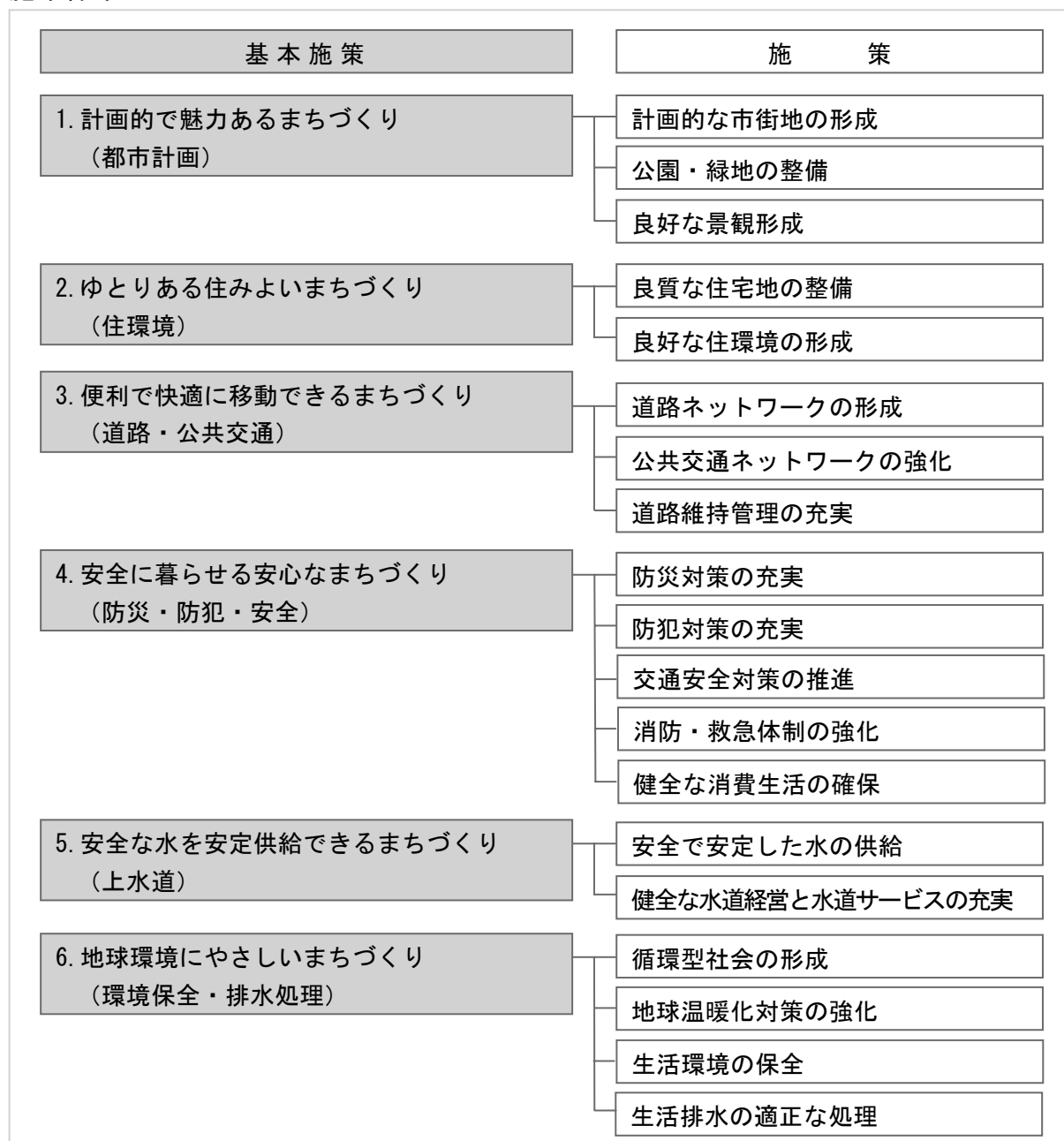
事業内容	母子・父子家庭の義務教育就学中の児童を養育する者への児童学資金の支給			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
受給世帯数	258 世帯	277 世帯	社会福祉課	継続

■児童扶養手当事業

事業内容	母子・父子家庭への児童扶養手当の支給			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
受給世帯数	422 世帯	460 世帯	社会福祉課	継続

4.2 安全で住みやすさを実感できる まちづくり（都市・環境）

施策体系



基本施策 1 : 計画的で魅力あるまちづくり (都市計画)

●現状と課題

- 都市計画マスタープラン*は平成14年度に策定されてから8年が経過し、その間、社会・経済情勢が大きく変化しています。土地利用、都市施設の整備・保全や高齢化など社会情勢の変化に対応した都市計画マスタープラン*の見直しが必要です。
- 新施設はユニバーサルデザイン*が採用されていますが、既存施設にはバリアフリー*化が必要な施設もあります。
- 既成市街地内の都市計画道路の整備が遅れており、市街地に歩道が少ないため、子どもや高齢者には危険な道路環境にあります。
- 昭和61年度から地籍調査を計画的に進めていますが、県からの補助は年々縮小傾向にあり、現在の調査ペース(年平均0.9km²)では事業完了に25年以上を要するため、市負担分を含めて今後の事業推進を図る必要があります。
- 大字結城の地域は、住所地がどの位置にあるのかを判断するのが難しく、来訪者に対しわかりにくい地番表記となっています。
- 市民にとって愛着のある古い地名が残っており、わかりやすい住所への活用が求められています。
- 公園の整備は、計画的に進めていますが、今後は維持管理を重点的に行います。公園の安全・安心を図るため、樹木・除草の管理や遊具の安全点検などが必要です。
- 公園愛護協力会の設立を推進し、環境美化活動の促進を図る必要があります。
- 中心市街地と北西部土地区画整理*事業地内の175haを対象とした景観形成ガイドラインを作成中であり、今後、調和のとれた景観を形成するには、市街化区域全体を対象とした景観形成ガイドラインの策定が必要です

■都市計画区域、市街化区域の面積

(単位 : ha)

都市計画区域		6,584
市街化区域		826
用途地域	第1種低層住居専用地域	251.0
	第2種低層住居専用地域	24.0
	第1種中高層住居専用地域	72.0
	第2種中高層住居専用地域	3.9
	第1種住居地域	160.0
	第1種住居地域	22.0
	準住居地域	38.0
	近隣商業地域	24.0
	商業地域	15.0
	準工業地域	47.0
	工業地域	0.0
工業専用地域	169.0	
市街化調整地域区域		5,758

資料 : 都市計画年報

●基本施策が目指す姿

計画的な市街地の形成

- 都市基盤の計画的な整備により、都市機能の充実や快適な環境の形成を図り、魅力あるまちづくりを目指します。

公園・緑地の整備

- 公園・緑地などの計画的な整備を図るとともに、樹木管理や除草管理を適正に実施することにより、安全で安心そして快適な憩いの場を、市民と協働*でつくりあげます。

良好な景観形成

- 市全域において、本市の風土や文化をいかした景観形成の誘導を図ります。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
都市計画道路再検討	—	完了
市民1人あたりの公園面積	7.29 m ²	8m ²
公園愛護協力会数	36 団体	41 団体
市全体の景観形成ガイドラインの策定	—	策定(H25)

●施策

■計画的な市街地の形成

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
都市計画マスタープラン*の見直し	プランの改定	都市計画課	中期
都市計画道路の再検討	都市計画道路の継続・変更・廃止の検討	都市計画課	短期
都市計画道路予定地の管理	計画道路完成までの維持管理	都市計画課	継続
地籍の整備	一筆地調査・地籍測量	耕地課	継続
市民や来訪者にとってわかりやすい住所表示	住所表示方法の検討	企画政策課	継続
適正な土地利用	国土利用計画法による届出の運用, 周知	企画政策課	継続

■公園・緑地の整備

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
都市公園の整備	計画的な都市公園の整備, 公園樹木の適正な管理, 遊具の定期点検の実施	都市計画課	継続
地域活性化拠点の形成	日本花の会周辺地区及び山川不動尊周辺地区の整備検討	企画政策課 農政課	継続
	山川あやめ園の維持, 管理	農政課	継続
公園・緑地の整備	計画的な公園・緑地の整備	都市計画課	継続
公園愛護協力会の設立	公園美化活動の促進	都市計画課	継続

■良好な景観形成

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
地域特性に合わせた景観形成の誘導	景観形成ガイドラインの策定	都市計画課	短期

●主要事業

■都市計画道路再検討事業

事業内容	長期間にわたり未着手の状態等にある都市計画道路の継続・変更・廃止の検討			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
見直し	—	完了	都市計画課	短期

■都市公園整備事業

事業内容	計画的な都市公園の整備			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
整備数	1ヶ所/年	1ヶ所/年	都市計画課	継続

■公園施設改修事業

事業内容	老朽化や機能低下した公園施設の改善			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
安全点検実施数	1回/年	1回/年	都市計画課	継続

■山川不動尊周辺地区整備事業

事業内容	山川あやめ園の整備, 管理委託			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
あやめの株数	5,000 本	10,000 本	農政課	継続

■日本花の会周辺地区整備事業

事業内容	日本花の会周辺地区の整備検討			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
報告書作成	—	1件	企画政策課	継続

■景観形成ガイドライン策定事業

事業内容	地域特性に合わせた市全体の景観形成ガイドラインの策定			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
策定・周知	—	策定 (H25)	都市計画課	短期

基本施策2：ゆとりある住みよいまちづくり（住環境）

●現状と課題

- 本市では、土地区画整理*事業や市営住宅の建設・更新などに取り組み、良好な住環境の形成を進めてきました。
- 現在、土地区画整理*事業は、結城南部地区では市施行で、北西部地区では土地区画整理組合施行で実施されていますが、事業期間の長期化に伴い、総事業費の増加、土地価格の下落と需要の低下に伴う保留地*販売の不振、財政ひっ迫による資金不足を招いています。
- 土地区画整理*事業の推進を図るため、さらなる定住促進に取り組み保留地*販売を進めるとともに、国庫補助金*の導入などによる新たな財源の確保が必要です。
- 市営住宅の老朽化が著しいこと、市営住宅の長寿命化が求められていることから、大規模な修繕計画を策定することが必要です。また、修繕計画にあわせて、高齢者に対応した市営住宅の改修が必要です。
- 本市の生活道路は、市道の舗装済総延長508.9km、舗装率61.2%、側溝設置率22.8%となっており、現在も舗装新設・排水施設の整備要望は多数を占めています。特に排水施設がない道路の雨水排水対策が課題となっています。

■土地区画整理事業進捗率の推移

各年3月31日現在（単位：％）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
南部第二	91.9	94.3	89.2	90.8	90.1
南部第三	70.3	71.8	73.0	74.3	76.0
南部第四	87.7	84.3	86.6	89.8	92.2
富士見町	75.9	75.8	76.5	78.0	78.8
逆井	67.0	71.6	74.4	78.5	80.1
四ツ京	53.3	57.1	60.4	63.2	65.8

資料：区画整理第一課、区画整理第二課

●基本施策が目指す姿

良質な住宅地の整備

- 結城南部地区及び北西部地区における土地区画整理*事業を推進し、良質な住宅地の整備を図り、定住人口の確保を目指します。
- 老朽化の著しい市営住宅のリフォーム(修繕及び工事)の年次計画を策定・実施します。

良好な住環境の形成

- 未舗装区間や雨水排水の計画的な整備により、生活道路の充実や快適な環境形成、子ども・高齢者にやさしい魅力あるまちづくりを目指します。
- 宅地開発指導要綱*に基づく指導により、無秩序な宅地開発と災害を防止するとともに良好な住環境を備えた、計画的で魅力あるまちづくりを目指します。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
結城南部地区内の人口	7,026 人	7,700 人
結城北西部地区内の人口	3,694 人	3,850 人
市営住宅改修計画の策定	—	策定(H23)
舗装整備率	61.2%	62.2%
排水整備率	22.8%	23.8%

●施策

■良質な住宅地の整備

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
新市街地の形成	道路築造・舗装, 家屋移転, 各種調査設計, 保留地*販売(結城南部第一～四工区)	区画整理第一課	継続
住環境の整備	土地区画整理*事業の促進・支援(富士見町, 逆井, 四ツ京)	土地区画整理組合 区画整理第二課	継続
市営住宅の改修	市営住宅改修計画の策定	開発指導課	短期
	計画的な改修工事の実施	開発指導課	継続
市営住宅の長寿命化	公営住宅等長寿命化計画に基づく維持管理	開発指導課	中期
高齢化に対応した市営住宅の検討	市営住宅建替え時に社会福祉施設と市営住宅を併設	開発指導課 介護福祉課	中期

■良好な住環境の形成

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
未舗装道路整備	計画的な舗装整備	土木課	継続
未排水施設道路の整備	計画的な排水施設整備	土木課	継続
計画的な宅地開発の誘導	宅地開発指導要綱*に基づく指導	開発指導課	継続

●主要事業

■結城南部第二土地区画整理*事業

事業内容 道路築造・舗装, 家屋移転, 各種調査設計, 保留地*販売				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
進捗率	90.1%	97.5%	区画整理第一課	継続

■結城南部第三土地区画整理*事業

事業内容 道路築造・舗装, 家屋移転, 各種調査設計, 保留地*販売				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
進捗率	76%	87.1%	区画整理第一課	継続

■結城南部第四土地区画整理*事業

事業内容 道路築造・舗装, 家屋移転, 各種調査設計, 保留地*販売				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
進捗率	92.2%	99.6%	区画整理第一課	継続

■富士見町土地区画整理*事業の促進・支援

事業内容 残事業の進捗管理徹底, 保留地*契約の推進, 事業の促進				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
進捗率	78.8%	100%	土地区画整理組合 区画整理第二課	継続

■逆井土地区画整理*事業の促進・支援

事業内容 残事業の進捗管理徹底, 保留地*契約の推進, 事業の促進				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
進捗率	80.1%	90%	土地区画整理組合 区画整理第二課	継続

■四ツ京土地区画整理*事業の促進・支援

事業内容 残事業の進捗管理徹底, 保留地*契約の推進, 事業の促進				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
進捗率	65.8%	80%	土地区画整理組合 区画整理第二課	継続

■市営住宅維持改修事業

事業内容 市営住宅の修繕及び工事				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
屋根改修(棟)	—	毎年2棟	開発指導課	継続

■市道整備事業

事業内容 未舗装道路の整備				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
舗装整備率	61.2%	62.2%	土木課	継続

■市道排水整備事業

事業内容 未排水施設道路の整備				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
排水整備率	22.8%	23.8%	土木課	継続

基本施策3：便利で快適に移動できるまちづくり（道路・公共交通）

●現状と課題

- 本市の交通基盤となる道路網は、新4号国道、国道50号、主要地方道6路線、県道8路線の計16路線によって構成されています。
- 社会経済環境の動向を踏まえながら市道の計画を再検討し、必要に応じて見直しを図るなど、道路ネットワークの再構築に柔軟に対応する必要があります。
- 生活道路については、昭和40年から50年代にかけて舗装新設を行った箇所への老朽化が特に激しく、歩道整備・バリアフリー*化などへの対応も遅れているところがあり、良好な交通環境を目指すためには、適切な改修整備の計画策定が重要です。
- 本市の公共交通は、JR水戸線が東西に走っており、市内には結城駅、小田林駅、東結城駅の3つの駅があります。また、民間路線バスが1路線（北茂呂～古河駅）運行されています。
- 高齢者など交通弱者の移動手段確保のため、市内巡回バスを運行しています。
- 水戸線、東北新幹線の利便性向上のため、沿線市町村などと水戸線整備促進期成同盟会、東北新幹線小山駅停車増便促進期成同盟会を組織し、JR 東日本に対し各種要望活動を実施しています。
- 高齢化への対応や地球温暖化対策の推進のため、自家用車のみには頼らない交通体系を構築することが求められています。

●基本施策が目指す姿

道路ネットワークの形成

- 都市活動を支え、市民の生活利便性を向上させる道路の整備及び維持を推進します。

公共交通ネットワークの強化

- 誰もが目的地まで快適安全に移動できるまちづくりを目指し、公共交通の充実を図ります。

道路維持管理の充実

- 誰もが安全で快適に通行できるよう、生活道路の維持管理に努めます。

■道路（市認定路線）

平成22年4月1日現在

道路延長	831,821.9m		（うち橋梁延長		1,506.6m）
内 訳			路 面 別 内 訳		
未改良延長	改良済延長	改 良 率	未舗装延長	舗装済延長	舗 装 率
679,728.4m	152,093.5m	18.3%	322,926.1m	508,895.8m	61.2%

資料：土木課

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
市道 0101 号線道路改良事業進捗率	32%	100%
南部中央幹線(第三計画区)道路改良事業進捗率	—	48.7%
結城駅年間乗車数	865,415 人	865,000 人
舗装補修延長	1.1 km	12.7 km

●施策

■道路ネットワークの形成

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
快適に移動できる道路の整備	幹線道路の整備	土木課	継続
広域的な道路ネットワークの形成	筑西幹線道路の整備促進	茨城県 土木課	継続

■公共交通ネットワークの強化

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
JR の輸送力強化	各種団体を通じた要望の実施	企画政策課	継続
新たな公共交通システムの検討	他市町村の公共交通システムの調査検討	企画政策課	継続
交通弱者等の交通手段の確保	巡回バスの運行	介護福祉課	継続

■道路維持管理の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
安全に利用できる道路管理	生活道路の維持	土木課	継続
利用者と連携した道路管理	原材料の支給, 関係機関との調整	土木課	継続

●主要事業

■道路改良事業

事業内容 道路拡幅による交通網の整備(市道 0101 号線, 南部中央幹線), 安全な歩道の確保				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
市道 0101 号線進捗率	32%	100%	土木課	継続
南部中央幹線進捗率	—	48.7%		

■新たな公共交通システムの検討

事業内容 他市町村の公共交通システムの調査検討				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
報告書作成	—	1件	企画政策課	継続

■舗装補修事業

事業内容 危険な穴・段差・路肩の崩れ補修などによる安全な道路整備				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
市民満足度	33%	40%	土木課	継続

基本施策4：安全に暮らせる安心なまちづくり（防災・防犯・安全）

●現状と課題

- 防災行政無線*デジタル化, 防災情報のメールサービス, ケーブルテレビの活用, 戸別受信機など, 災害時の情報伝達手段を整備する必要があります。
- 地域防災体制として自主防災組織の育成, 防災備蓄*の確立, 避難場所の増設が必要です。また, 現在行われている市民参加型防災訓練を継続するとともに, 少子高齢社会に対応した防災計画・支援プランや, 事業所における災害時の業務継続計画*(BCP)を推進する必要があります。
- 建築物の耐震改修に関して, 耐震改修促進計画に基づき, 耐震性不足の戸建住宅・共同住宅などの耐震診断*と耐震化の促進を図る必要があります。
- 市街地における雨水対策は, 平成6年度の事業見直しから公共下水道として整備され, 平成21年度までに逆井雨水幹線管渠の整備が完了しましたが, 放流先である西仁連川の許容放流量が極めて小さいことから, (仮称)逆井調整池の整備が完了しない限り, 暫定的な供用にとどまるため, 浸水被害の発生のおそれがあります。
- (仮称)逆井調整池整備に必要と思われる用地が約7ha(うち買収済面積2.5ha)とされており, ばく大な整備事業費になると見込まれるため, 財源の確保が急務となっています。
- 平成24年度より根本原雨水幹線整備が着手予定ですが, (仮称)逆井調整池の未整備などの理由から上流部の整備着手の目途がついていない状況となっています。
- 夜間の外出時, 薄暗い箇所での犯罪を未然に防ぐための防犯灯の設置が求められています。さらに, 地域ぐるみの防犯活動が有効なため, ボランティアによるパトロール活動への支援が求められています。
- 幼児・児童・生徒の交通事故を防ぐうえで, 交通安全教育を行うことが重要です。また, 交通事故防止を図るために, 交通マナーの向上を推進する必要があります。あわせて, 自転車の利用における道路施設の改善やマナー向上を図る必要があります。
- 交通事故の減少を図るため, 身近な生活道路を整備することが重要です。特に, 児童・生徒の事故防止のため, 通学路への街路灯設置が求められています。
- 緊急性に対応した常備消防の広域化, 体制の強化, 救急設備・技術の高度化を図るとともに, 市民レベルでの予防消防(消火・避難訓練, 啓発活動)を徹底する必要があります。
- 平成14年度から消費生活センター*を運営していますが, 高齢者や未成年などの弱者を狙ったトラブル, 巧妙な手口を使った悪質商法などによる被害は後を絶たない状況です。消費者被害を未然に防ぐため, 行政による情報提供と啓発活動が求められています。
- 平成21年9月の消費者庁の発足とPIO-NET システム*の導入に伴い, 消費者と行政をつなぐための機関として消費生活センター*の役割は増しており, 複雑化・高度化する相談業務に対して, 相談員のスキル向上と処遇改善が必須となっています。

■犯罪発生件数の推移

(単位：件)

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
平成 9 年	6	10	543	8	1	5	573
平成 12 年	3	21	849	4	2	8	887
平成 15 年	10	20	937	31	4	119	1,121
平成 18 年	4	18	662	37	5	129	855
平成 21 年	6	24	650	22	1	100	803

資料：結城警察署

●基本施策が目指す姿

防災対策の充実

- 市民・企業・行政が連携した防災体制と、「自らの安全は自ら守る」という積極的な防災対策を推進します。
- 都市計画道路や都市公園，公共下水道の整備を進めるとともに，市内建築物の耐震化を促し，災害に強いまちづくりを進めます。

防犯対策の充実

- 地域ぐるみで防犯に取り組み，誰もが安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを目指します。

交通安全対策の推進

- 障害者・高齢者を含め，誰もが安全に目的地に移動できるよう，交通安全施設の整備と交通安全意識の啓発を進めます。

消防・救急体制の強化

- 常備消防の広域化，非常備消防のさらなる充実，施設の整備とともに，市民の火災予防意識を高揚し，予防消防の重要性を周知します。

健全な消費生活の確保

- 一般市民の消費生活に関するトラブルや苦情に対し，一件でも多く解決へ導くことのできる適切な相談業務を目指します。
- 啓発活動や情報提供を行うことで，悪質商法などのトラブルに対して消費者自らが判断・対応し，被害を未然に防げるような意識の高い市民を育て，悪質な業者につけ入られない強い環境づくりを目指します。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
防災訓練参加者数	1,500 人	2,000 人
市内自主防災組織数	28 団体	56 団体
住宅耐震化率	66.2%	90%
公共下水道雨水の主要な管渠整備延長	8,746m	9,489m
防犯ボランティア数	6 団体	12 団体
交通事故(人身事故)件数	220 件	200 件
救急隊の高度化	1 署所	2 署所
消費生活センター*相談件数	327 件	300 件

● 施策

■ 防災対策の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
情報伝達手段の整備	防災行政無線*の更新, 防災メール・ケーブルテレビの活用	防災交通課	中期
防災訓練の実施	総合防災訓練の開催	防災交通課	継続
自主防災組織の育成	自主防災会の結成促進	防災交通課	継続
業務継続計画*への取り組み	業務継続計画*(BCP)の策定	防災交通課	中期
避難場所の整備	避難施設の拡充, 備蓄体制の充実, 災害時における都市公園の活用	防災交通課 都市計画課	継続
耐震化の促進	耐震診断士の派遣, ホームページやパンフレット配布による情報の発信	開発指導課	継続
西仁連川第1排水区の雨水の適正処理	西仁連川第1排水区内の主要な管渠の整備, (仮称)逆井調整池の整備	下水道業務課 下水道施設課	継続
水害対策の推進	内水ハザードマップ*の作成	下水道業務課 下水道施設課	短期

■ 防犯対策の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
防犯灯の増設	地域での防犯灯設置への支援	防災交通課	継続
地域ぐるみの防犯	防犯ボランティアパトロール活動の支援, 警察署も含めた情報の共有と活動	防災交通課	継続
防犯サポーターの設置	駅周辺地域での防犯パトロールの実施	防災交通課	継続

■ 交通安全対策の推進

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
安全に利用できる道路管理	危険な箇所の調査	防災交通課	中期
	交通安全施設の整備	土木課	継続
交通マナー向上と交通安全教育の充実	車両運転時のマナー向上と交通安全教育の実施, 自転車関連の道路・施設整備やマナー向上	防災交通課	継続
街路灯の増設	通学路への街路灯設置	防災交通課	継続
交通事故被害者の救済	県民交通災害共済への加入促進	防災交通課	継続

■ 消防・救急体制の強化

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
常備消防の広域化及び設備の高度化	常備消防の広域化への対応, 通信業務のデジタル化への対応, 救急救命士の配置, 高規格救急車の配置, 救急救命講習の普及	筑西広域消防本部	中期
消防団施設の整備・更新	詰所の整備, 車両の更新, 装備充足	防災交通課	継続
消防団の活性化と団員確保	福利厚生充実, 処遇改善	防災交通課	継続
消防水利の設置	防火水槽・消火栓の設置	防災交通課	継続
予防消防の徹底	火災予防運動, 各種訓練の実施	防災交通課	継続

■ 健全な消費生活の確保

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
消費者被害防止のための市民への啓発	広報紙・ホームページなどによる啓発と情報提供, 啓発イベントや出前講座の開催, リーフレットなどの作成・配布	商工観光課	継続
相談業務の充実	相談員の処遇改善	商工観光課	短期
	相談員の研修会, 学習会への参加支援	商工観光課	継続
	司法書士による多重債務相談会の開催	商工観光課	継続

● 主要事業

■ 防災行政無線*整備事業

事業内容 防災行政無線*の更新(デジタル化対応)				
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
更新状況	—	完了	防災交通課	中期

■ 総合防災訓練開催事業

事業内容 市民参加型防災訓練の実施				
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
参加者数	1,500人	2,000人	防災交通課	継続

■ 木造住宅耐震診断士派遣事業

事業内容 木造住宅の耐震診断*を行う診断士の派遣				
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
耐震化率	66.2%	90%	開発指導課	継続

■西仁連川第1排水区主要管渠整備事業

事業内容	西仁連川第1排水区の主要な管渠の整備			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
西仁連川第1排水区内の主要な管渠の延長	1,510m	2,253m	下水道業務課 下水道施設課	継続

■(仮称)逆井調整池整備事業

事業内容	(仮称)逆井調整池の整備			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
整備率	—	43%	下水道業務課 下水道施設課	継続

■地域防犯ボランティア支援事業

事業内容	地域での防犯ボランティア活動に対する支援			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
ボランティア数	6団体	12団体	防災交通課	継続

■交通安全施設整備事業

事業内容	交通事故の発生防止のためのガードレールや道路標識などの設置			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
交通事故(人身事故)件数	220件	200件	土木課	継続

■通学路街路灯整備事業

事業内容	通学路の必要な箇所への街路灯の設置			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
設置基数	1,112基	1,200基	防災交通課	継続

■消防団施設整備事業

事業内容	消防ポンプ車などの更新			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
老朽化車両	3台	0台	防災交通課	継続

■防火水槽新設整備事業

事業内容	防火水槽の新設工事			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
公設基数	264基	267基	防災交通課	継続

■消費者行政事業

事業内容	消費生活センター*の運営, 多重債務相談会の開催など			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
相談件数	327件	300件	商工観光課	継続

基本施策5：安全な水を安定供給できるまちづくり（上水道）

●現状と課題

- 本市の水道事業は、昭和40年に給水を開始し、その後の水需要の増加に伴い現在第4次拡張事業により全市給水を目標に事業を行っています。平成21年度末の普及率は96.6%に達しています。
- 水道施設は、事業開始から40年以上が経過しています。老朽化した浄水場施設整備や石綿セメント管*の更新事業を実施しながら漏水やにごり水の低減に努め、有収率の向上と災害に対応できる安全・安心な水の安定供給を図る必要があります。
- 今後は耐震調査を含め、現状に即した事業計画の見直しを行いつつ、施設などの更新事業を行う必要があります。事業運営の健全化を図るうえからも事業の効率化や段階的な水道料金の改定（見直し）を行い、施設更新の事業費を確保する必要があります。
- 事業計画の見直しにあわせて、水道施設の整備及び維持管理の指針となるべき水道ビジョンの見直しを行うことが必要です。
- 水道料金検針・徴収事務の民間委託（水道料金お客様センター）により、市民サービスと収納率の向上を図っています。今後も、継続的に委託を行い、水道事業運営の効率化、健全化を推進することが重要です。

●基本施策が目指す姿

安全で安定した水の供給

- 水道施設整備基本計画や事業計画の見直しを行い、計画的に施設などの更新事業及び拡張事業を行うことにより、全市への安全・安心な水の安定供給を目指します。

健全な水道経営と水道サービスの充実

- 民間委託による水道事業会計の効率的な運営により、水道経営の健全化を目指します。

■水道事業の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給水区域内人口(A)(人)	54,508	54,549	54,245	54,122	54,239	54,159
給水人口(B)(人)	51,398	52,025	51,790	52,018	52,268	52,318
普及率(B/A)	94.3%	95.4%	95.5%	96.1%	96.4%	96.6%

資料：水道課

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
水道普及率	96.6%	97.8%
水道有収率	90.8%	92%

●施策

■安全で安定した水の供給

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
浄水場施設の更新	老朽化した浄水場施設の耐震化調査の実施, 施設整備基本計画の見直しによる施設更新	水道課	継続
石綿セメント管*更新による漏水及びにごり対策	老朽石綿管から耐震性のある管への布設替え	水道課	継続
全市給水を目的とした配水管の布設拡張	区画整理地内や非住宅密集地への配水管の拡張	水道課	継続

■健全な水道経営と水道サービスの充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
水道事業会計の効率的な運営による経営の健全化	水道料金検針・徴収事務の民間委託による水道料金お客様センターの開設	水道課	継続

●主要事業

■浄水場施設整備事業

事業内容 浄水場施設の老朽化に伴う施設更新及び耐震化の実施				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
耐震化率	耐震診断*中	15%	水道課	継続

■水道料金検針・徴収業務委託

事業内容 水道料金検針及び徴収業務の民間委託				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
料金収納率	97.7%	98.6%	水道課	継続

基本施策6：地球環境にやさしいまちづくり（環境保全，排水処理）

●現状と課題

- 地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題から従来の大気汚染，水質汚濁*などの公害問題，家庭から排出されたと思われるごみの不法投棄など，様々な環境問題が顕在化しています。これらの問題の改善を図るためには市民一人ひとりが環境の大切さを深く理解し，日常生活のあり方を見直し，真剣に取り組むことが課題です。
- このような中，本市の環境行政を進める上での基本的な理念を示す環境基本条例の制定及びその骨格を成す環境基本計画の策定が急務となっています。
- ごみの減量化及び資源の有効活用を進めるため，紙類・缶類・ビン類の15品目について，資源ごみの分別収集を行っており，資源物の収益金は地元自治会*に還元しています。
- 自治会*によっては，指定日以外の日にごみを出したり，出し方のマナーが悪い場所があります。特に，スプレー缶やライターなどの発火性のごみによる事故が多くなっています。また，アパートには資源物を出す場所がないため，24時間ステーションを市内2カ所に設置していますが排出量が多く，現在，収集作業に2日間要しています。
- 公害・不法投棄については，市民生活に密着した問題であり，未然に防止することが生活環境を保全する上で重要な課題となっています。公害については，特定事業者と環境保全の協定書を締結し公害防止に努め，不法投棄については，環境監視員制度に基づき監視を行っていますが，市民の協力を得ることが大切になっています。
- 本市の公共下水道（汚水）は，昭和46年から整備に着手し，現在までに713haが供用開始区域となっています。現在の利用者は23,825人，年間処理量2,884,447m³，有収水量2,479,231m³となっています。
- 現在の事業費ベースでは，事業認可区域で約20年，全体計画区域で50年がかかると見込まれています。早急に下水道整備を行い，汚水を適正処理し，市民生活の改善を行うためには，市全体の下水道（公共下水道・農業集落排水*・合併処理浄化槽*など）計画の見直しが必要です。
- 現在の全体計画人口は59,000人ですが，県生活排水ベストプランでは平成37年度で約45,000人，第5次総合計画では53,000人と計画人口が減少しているため，施設規模の見直しが必要となっています。
- 公共用水域の水質汚濁*防止と，生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため，本市は県から生活排水対策重点地域の指定を受け，合併処理浄化槽*設置費補助金交付要項を定め，処理施設整備計画により順次，合併処理浄化槽*の設置補助を行っています。
- 農村地域における混住化，兼業化，生活様式の変化などにより，家庭からの生活雑排水量が増加していますが，農村から排出されるし尿や生活雑排水の処理施設整備の遅れにより，農業用水の水質が悪化し，農作物の生育障害，農業用排水施設の機能低下など，農業生産に悪影響を及ぼすとともに，集落内の水路において汚水の滞留など生活環境にも支障をきたしています。

■下水道整備の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
供用開始区域面積(C) (ha)	665	676	685	693	703	713
C/認可計画処理区域	69.49%	70.64%	71.58%	72.41%	73.50%	74.50%

資料：下水道業務課

●基本施策が目指す姿

循環型社会の形成

- 環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指します。
- 市民とともに、ごみの減量化対策、分別収集に継続的に取り組み、環境衛生の向上に取り組めます。

地球温暖化対策の強化

- 地域環境問題を市民・企業・行政とともに解決し、ゆとりとうるおいのある生活を営むことができる環境の確立を目指します。
- 市民一人ひとりが環境と人とのかわりについて正しい理解と認識を深めるための環境教育の充実を図ります。

生活環境の保全

- 市民一人ひとりが監視の目を光らせ、公害や不法投棄を未然に防ぐことで、モラルの向上を図るとともに、生活環境の保全を推進します。

生活排水の適正な処理

- 公共下水道の整備並びに合併処理浄化槽*の設置を促進し、公衆衛生の向上、市街地の健全な発達及び公共用水域の水質の保全を推進します。
- 農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水施設の機能維持と水質保全、農村の生活環境の改善を図り、あわせて、公共用水域の水質保全に寄与します。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成27年)
ごみ資源物比率	15.9%	18.5%
ごみ収集量	11,385t	10,718t
温室効果ガス*排出量	2,000t	1,800t
公害苦情件数	329件	296件
合併処理浄化槽*設置基数	80基	400基
公共下水道供用開始区域面積	713ha	804ha
農業集落排水*接続率	61%	85%

● 施策

■ 循環型社会の形成

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
本市の環境の保全及び創造についての基本理念制定	環境基本条例の制定，環境基本計画の策定	生活環境課	短期
資源物の分別収集	資源物の分別収集の実施	生活環境課	継続
ごみの減量化	生ごみ減量化器具設置補助，市民に対する啓発事業	生活環境課	継続

■ 地球温暖化対策の強化

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
地球温暖化対策地方公共団体実行計画*の策定	計画(事務事業編及び区域施策編)の策定	生活環境課	短期
新エネルギー*導入の促進	新エネルギー*導入に対する助成金の交付，税制優遇措置などの支援	生活環境課	中期
環境教育の推進	環境講座，出前講座の開催，環境学習副読本の編集	生活環境課	継続

■ 生活環境の保全

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
ごみの不法投棄の防止	環境監視嘱託員の採用，環境監視員の委嘱	生活環境課	継続
地域環境の美化	地域環境クリーン作戦の実施	生活環境課	継続
公害監視活動の推進	公害の監視測定，公害苦情処理	生活環境課	継続

■ 生活排水の適正な処理

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
合併処理浄化槽*設置促進，適正管理	合併処理浄化槽*設置費補助，浄化槽台帳の作成	生活環境課	継続
下水道管渠整備	汚水管渠*の整備	下水道業務課 下水道施設課	継続
下水浄化センターの改築	長寿命化計画の策定，老朽化施設の改築(更新もしくは長寿命化)の実施	下水道業務課 下水道施設課	継続
下水道の普及促進	下水道キャンペーン*の実施，普及促進広報活動の強化，接続助成制度の確立	下水道業務課 下水道施設課	継続
下水道の計画的な事業推進	全体計画の見直し	下水道業務課 下水道施設課	継続
農業集落排水*処理施設の維持管理	整備計画の策定，計画的実施，改修事業の実施，加入促進	耕地課	継続

●主要事業

■資源物分別収集事業

事業内容	紙類・缶類・ビン類の15品目を対象とした、資源ごみの分別収集			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
ごみ資源物比率	15.9%	18.5%	生活環境課	継続

■ごみ減量化対策事業

事業内容	生ごみ減量化器具設置への補助			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
設置基数	750基	900基	生活環境課	継続

■地球温暖化対策事業

事業内容	地球温暖化対策地方公共団体実行計画*(事務事業編及び区域施策編)の策定			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
温室効果ガス*排出量	2,000t	1,800t	生活環境課	短期

■不法投棄等監視事業

事業内容	環境監視員、環境監視嘱託員の委嘱、不法投棄防止パトロールの実施			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
不法投棄防止パトロール日数	13日	13日	生活環境課	継続

■合併処理浄化槽*等設置事業

事業内容	合併処理浄化槽*などの設置者に対する補助			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
設置基数	80基	400基	生活環境課	継続

■下水道污水管渠*整備事業

事業内容	下水道污水管渠*整備、普及促進			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
供用開始区域面積	713ha	804ha	下水道業務課 下水道施設課	継続

■下水浄化センター改築事業

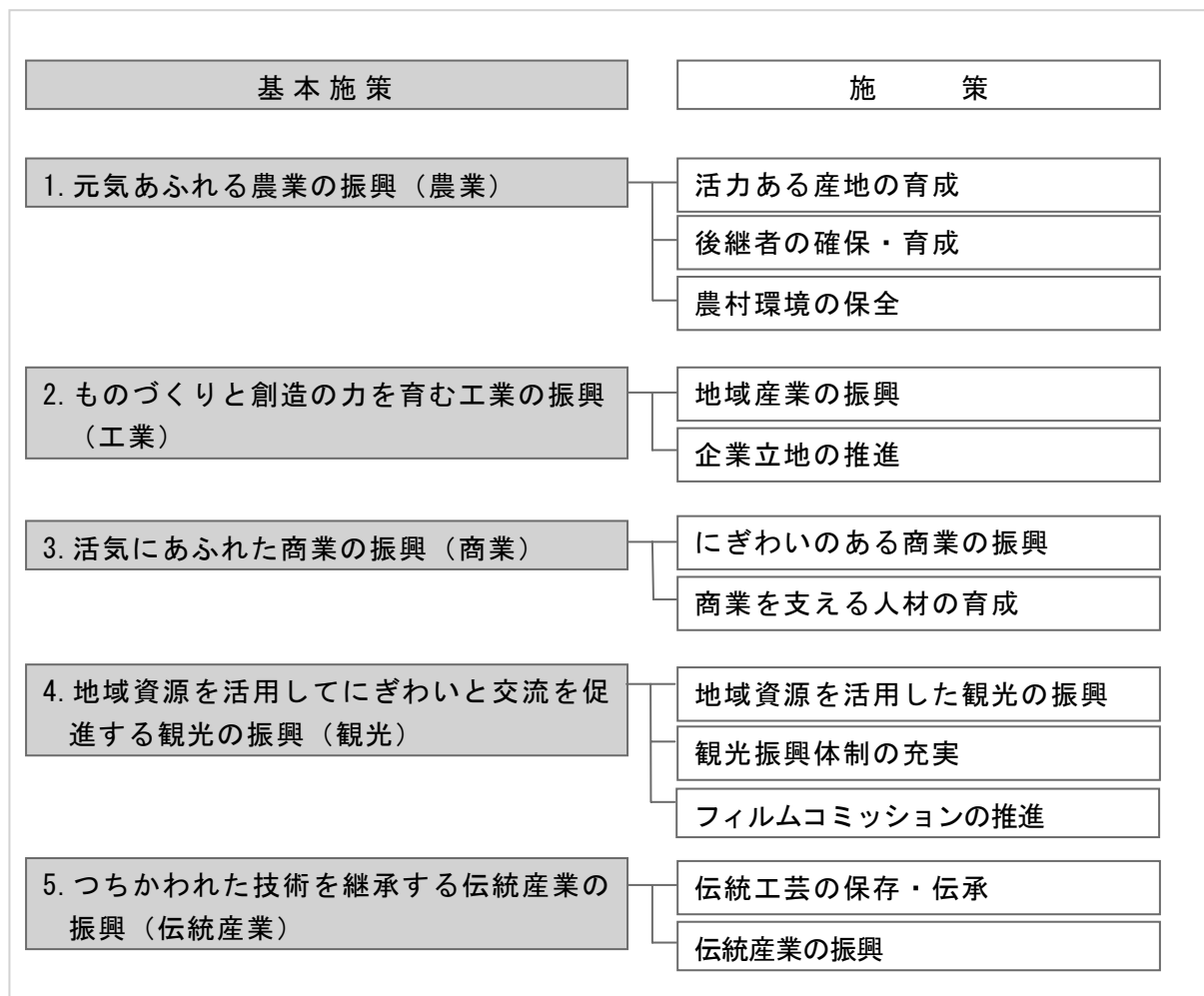
事業内容	長寿命化計画の策定、老朽化施設の更新			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
更新機械設備数	2ヶ所	8ヶ所	下水道業務課 下水道施設課	継続

■農業集落排水*機能強化事業

事業内容	農業集落排水*処理施設の更新			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
処理施設等機能更新	—	完了	耕地課	短期

4.3 歴史と自然を育む活力あるまちづくり（産業）

施策体系



基本施策 1 : 元気あふれる農業の振興（農業）

●現状と課題

- 本市は、肥よくな土地と気候に恵まれ、また、東京圏に近接していることから、米、野菜、果樹、畜産など、都市近郊型の多彩な農業が展開されています。
- 少子高齢化による農産物消費量の低下や厳しい社会経済の中で農業をとりまく状況は厳しさを増しています。本市でも農家人口及び戸数の減少、農業者の高齢化、後継者不足などの問題が起きており、今後もこの傾向は続くものと見られることから、農業生産力の低下が懸念されています。
- 近年では農産物の輸入自由化などによる価格低迷などもあり、農業経営が圧迫されているため、農業基盤や施設の整備、認定農業者や営農集団の育成などに取り組むことが必要です。
- 農業経営の安定化を支援するため、農業者年金事業を通じて農業者の老後の生活の安定や若返りの促進を図り、農業経営の合理化を推進する必要があります。
- 優良農地を確保するため、農地法の許可について適正な処理に努めるとともに、農地の利用集積を推進する必要があります。また、農地の遊休化*を防止するため農地管理の啓発活動の推進が重要です。

■農業の推移

各年2月1日現在

		平成12年	平成17年
農 家 戸 数 (戸)	総 数	2,246	1,489
	0.5ha 未 満	606	222
	2.0ha 以 上	514	445
	専 業 農 家	355	359
	1 種 兼 業	387	346
	2 種 兼 業	1,214	784
農家人口		11,095	7,168
経 営 耕 地 面 積 (ha)	総 数	311,000	263,585
	田	152,600	126,011
	畑	152,500	133,750
	樹 園 地	5,900	3,824

資料：「茨城県農業基本調査」、「2000世界農林業センサス」
「2005農林業センサス」

※平成17年は販売農家のみについて集計

●基本施策が目指す姿

活力ある産地の育成

- 自然豊かな本市の魅力をいかしながら、消費者ニーズに即した農産物の生産とブランド化、地産地消*の推進を図り、活力ある産地を育成します。

後継者の確保・育成

- 後継者の確保・育成のため、認定農業者への移行を促すとともに、認定農業者への支援を継続していきます。
- 農業者年金への加入など就農環境の整備を推進し、農業者が安心して従事できる未来につながる農業を目指します。

農村環境の保全

- 農地の集積を促し、優良農地の確保と耕作放棄地*の解消を図るとともに、農業の多面的機能を十分発揮し、豊かな農村環境づくりと環境保全型農業を目指します。
- 生産性の高い農業への発展と、優良農地を将来的にわたり適切に維持・保全をしていくために、農業基盤の整備を行います。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
農産物直売所数	5ヶ所	10ヶ所
認定農業者数	252人	300人
耕作放棄地*面積	121ha	100ha

●施策

■活力ある産地の育成

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
地産地消*の推進	地産地消推進協議会の運営, 地元農産物PR*, 直売所開設などの援助	農政課 地産地消推進協議会	継続
水田農業の確立	生産性・生産技術の高い水田農業の確立	農政課	継続
畜産経営の安定化	家畜防疫*営農集団への助成	農政課	継続
農産物のブランド化	新市場開拓, 首都圏におけるPR*, 農協とのタイアップ	農政課	継続
生産体制の整備	機械化・施設化の促進のための営農集団への助成	農政課	継続

■後継者の確保・育成

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
後継者の育成	認定農業者の育成・支援	農政課	継続
農業者年金制度の周知及び加入推進による就農環境整備	パンフレット配布, 個別訪問による加入推進	農業委員会	継続

■農村環境の保全

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
減農薬栽培の普及	有機肥料*の有効活用, 減農薬栽培の普及, 土づくりの普及, 適期一斉防除の推進	農政課	継続
耕作放棄地*対策の推進	耕作放棄地対策協議会の運営, 関係機関との連携による計画的な解消指導	農政課	継続
優良農地の確保・保全	農地法の適正執行による農地転用の厳格化, 農地利用集積事業, 農地法第30条による調査・指導	農政課 農業委員会	継続
	農地の借り手農家への助成金交付	農業委員会	継続
農産物の効率的な物流の確保	未舗装農道の整備	耕地課	継続
農村環境保全活動への支援	地区内住民の環境保全活動組織への指導, 支援活動	耕地課 地元協議会	短期
効率的な農業と優良農地の維持・保全	経営体育成基盤整備事業への支援	茨城県	中期
農業用排水施設の整備	要望箇所の整備・改修, 農家組合及び土地改良区への支援, 霞ヶ浦用水事業への支援	耕地課 農家組合 土地改良区	継続

●主要事業

■地産地消*推進事業

事業内容	地元消費拡大のための直売所, 学校給食, 量販店などの活用			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
地産地消*のPR*回数	3回	5回	農政課	継続

■水田農業確立対策事業

事業内容	転作達成者に対する奨励金等の支給			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
転作達成者率	100%	100%	農政課	継続

■認定農業者等育成事業

事業内容	農業経営改善に要する資金への利子助成などの実施			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
認定農業者数	252人	300人	農政課	継続

■環境にやさしい農業推進事業

事業内容	害虫発生予察調査情報をもとにした適期防除の啓発, 農薬の低減			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
農薬散布回数	6回	6回	農政課	継続

■耕作放棄地対策協議会運営事業

事業内容		耕作放棄地対策協議会による耕作放棄地*解消計画の策定		
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
耕作放棄地*解消計画の策定	—	策定	農政課	継続

■市単農道整備事業

事業内容		農道の整備		
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
農道整備延長	10,064m	10,700m	耕地課	継続

■用排水路改修材料支給事業

事業内容		農業用排水路改修を行う団体に対し、改修用資材を支給		
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
支給地区数	6地区支給	41地区完了	耕地課	継続

基本施策2：ものづくりと創造の力を育む工業の振興（工業）

●現状と課題

- 世界同時不況*により、本市の工業は、経済的打撃を受けています。
- 商工業の振興を図るために、商工会議所の機能強化を図るとともに、各種事業に対する補助を実施しています。
- 中小企業を中心とした市内事業所の資金繰りを円滑にするため、融資制度などの利用を促進しています。
- 本市の人口減少を抑制するためには、雇用の場を確保することが必要です。特に若者の流出防止のために、安定して働ける職場を確保することが重要です。また、ふるさとへの就労希望者を受け入れるなどUJIターン*への対応を講ずる必要があります。
- 本市の工業は、結城第一工業団地を中心に企業誘致を進めてきた結果、多様な業種の企業が立地しています。平成21年度から土地区画整理組合施行の土地区画整理*事業で整備している矢畑地区は事業継続中ですが、近年における不安定な社会経済情勢から企業進出が厳しい状況にあり、企業誘致の推進・支援が課題です。
- また矢畑地区の企業誘致終了後、さらなる産業拠点の形成や雇用の確保について検討する必要があります。

■工業の推移

各年12月31日現在

年	事業所数					従業者数			現金給与 総額 (万円)	原材料 使用額等 (万円)	製造品 出荷額等 (万円)	粗付加 価値額 (万円)
	従業者規模別					(人)	男	女				
	1～ 3人	4～ 29人	30～ 299人	300人 以上								
平成11年	372	141	187	43	1	5,772	(3,407)	(2,078)	2,086,130	7,398,895	13,045,951	5,416,236
平成13年	248	45	164	38	1	5,391	(3,294)	(2,001)	2,006,026	7,261,433	13,088,460	5,555,083
平成15年	313	118	159	35	1	5,453	(3,147)	(2,060)	1,925,967	7,168,618	12,822,651	5,410,757
平成17年	296	117	142	36	1	5,314	(3,151)	(1,916)	2,007,745	8,663,222	14,894,778	5,950,865
平成19年	(213)	…	165	47	1	6,887	(4,470)	(2,417)	2,729,389	12,617,356	19,383,093	6,108,420
平成20年	353	144	165	43	1	6,798	(4,260)	(2,243)	2,874,604	12,950,795	19,568,486	5,669,020

注) 1 平成14年・16年・18年・19年については、4人以上の事業所のみ掲載

2 () 内は4人以上の事業所

資料：「茨城の工業」および「茨城の工業統計表」

●基本施策が目指す姿

地域産業の振興

- 補助金交付や金融支援により、商工会議所をはじめ市内中小企業の活力を再生するとともに、地域産業の振興を目指します。

企業立地の推進

- 産業基盤の整備と雇用の場を確保し、地域活力の創造を図るため、産業拠点の整備を進めます。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
製造品出荷額	1,957 億円	2,200 億円
工業事業所数	353 事業所	370 事業所
誘致企業数	5 事業所	14 事業所

●施策

■地域産業の振興

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
商工会議所の機能強化	商工会議所への補助金交付	商工観光課	継続
中小企業経営の支援	商工会議所への金融あっせんの委託	商工観光課	継続
	自治・振興金融利用者への保証料の一部補給	商工観光課	継続
	自治・振興金融の金利を下げるため市内金融機関に預託	商工観光課	継続

■企業立地の推進

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
企業誘致の促進・土地区画整理*組合支援	奨励金の交付, PR*活動などの支援	企業立地推進課	短期
産業拠点の形成	新たな産業拠点の整備手法の検討	企画政策課	中期

●主要事業

■商工業振興事業

事業内容	商工会議所が行う地域産業の振興に関する事業に対し, 補助金を交付			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
補助額	2,100 千円	2,100 千円	商工観光課	継続

■企業誘致促進事業

事業内容	事業所を新設または増設した者に対し, 奨励金を交付			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
誘致企業数	5 事業所	14 事業所	企業立地推進課	短期

■新たな産業拠点の検討

事業内容	新たな産業拠点の整備手法等の検討			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
報告書作成	—	1 件	企画政策課	中期

基本施策3：活気にあふれた商業の振興（商業）

●現状と課題

- 市民の買い物などの消費行動は、市外への依存度が高いため、市内の商業を活性化させるためには、市内における市民の消費活動の比重を高める必要があります。
- 結城駅北口を中心とした中心市街地では、大型店舗の立地や後継者不足、高齢化など様々な問題により、シャッターを降ろしている店舗が目立っています。
- 空き店舗が増えている現状を改善するため、(株)TMO*結城を中心に、中心市街地の商店などと協力し活性化に取り組んでいます。
- 若者の都市流出がある一方で、UJI ターン*として、都市から若者が地方都市に流れる現象が起きていることから、若者の流出防止と UJI ターン*希望者を獲得することが重要です。

■卸売業・小売業の推移

年	年間商品販売額（万円）	事業所数（所）	従事者数（人）
平成14年	8,899,098	690	4,131
平成16年	11,088,589	673	4,374
平成19年	11,703,803	642	4,347

資料：統計ゆうき

●基本施策が目指す姿

にぎわいのある商業の振興

- 利便性の高い買い物空間の創出や既存商店街の利活用などにより、にぎわいのある商業を振興します。

商業を支える人材の育成

- 若者が労働しやすい環境や交流機会をつくり、人材の獲得を図ります。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 （基準年）	目標値 （平成27年）
商品販売額	1,170億円	1,300億円
空き店舗数	14店舗	8店舗

● 施策

■ にぎわいのある商業の振興

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
商業の活性化	中小商業者への経営支援	商工観光課	継続
空き店舗の利活用	空き店舗活用者の募集、活用者への補助金交付	商工観光課	継続

■ 商業を支える人材の育成

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
商工会議所の機能強化	商工会議所への補助金交付	商工観光課	継続
中心市街地活性化活動団体への支援	(株)TMO*結城など活動団体への支援	商工観光課	継続

● 主要事業

■ 空き店舗活用事業

事業内容	中心市街地の空き店舗を活用する者に対する補助金の交付			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
空き店舗数	14 店舗	8 店舗	商工観光課	継続

■ 中心市街地活性化事業

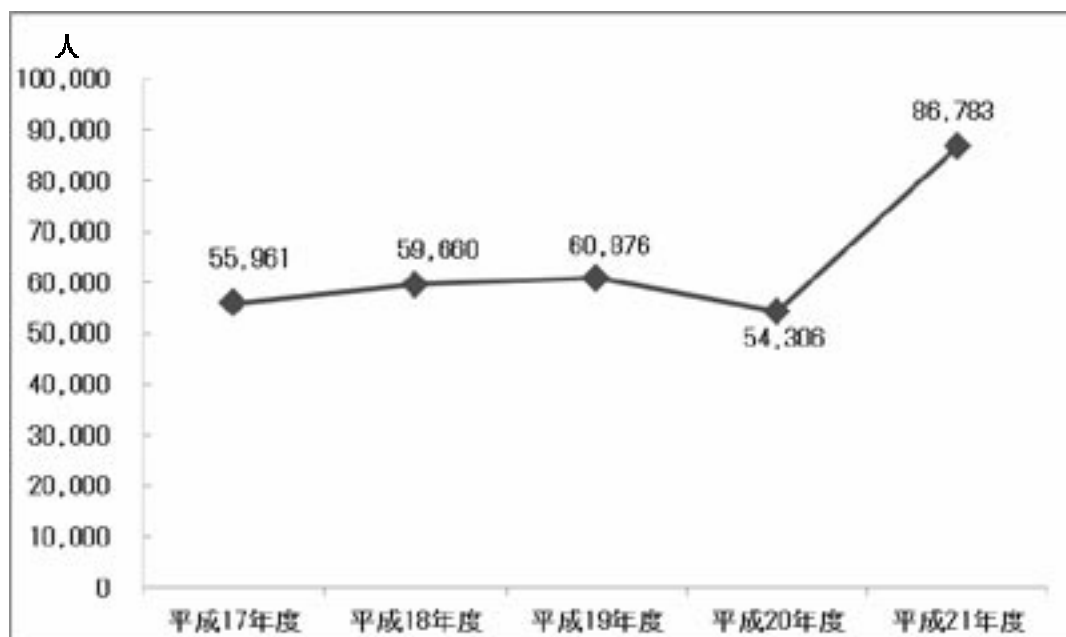
事業内容	(株)TMO*結城への補助金交付			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
(株)TMO*結城主催イベント開催日数	30 日	40 日	商工観光課 (株)TMO*結城	継続

基本施策4：地域資源を活用してにぎわいと交流を促進する観光の振興（観光）

●現状と課題

- 本市には、全国的に知られている本場結城紬をはじめとする伝統工芸品があり、市民も誇りを持っています。その他にも物産品や農産物など、豊富な地域資源*が存在しており、これらを磨きあげ、活用して、観光客などの増加につなげる必要があります。
- 観光物産センターでは、観光情報の提供や物産品の充実を図っています。物産品については物産協会の提供が欠かせないため、会員の増強が必要です。
- 観光客が必要としている情報を把握し、適切な情報を提供するためには、観光案内をするボランティアガイドの資質の向上が不可欠です。
- 結城百選を活用した観光ルートの検討やパンフレットを作成し、観光誘客を図っていく必要があります。
- 観光協会は、観光客のニーズを的確にとらえつつ、各種まちづくり団体と協議を進めながら、観光事業に取り組み、地域の活性化に寄与できる事業の展開が求められています。
- 祭事は、観光協会が一手に引き受けていますが、事務局の運営などは行政主導で行われているため、引き続き会員の意識改革を行うとともに、部会活動を活発化することが求められています。
- 県を中心としたフィルムコミッション協議会が立ち上げられ、本市でも積極的に情報提供し受け入れに努めていますが、現状では映像製作会社からの問い合わせへの対応にとどまっています。
- 突然の依頼や早急な対応などが多く、相手の求める情報を提供することが困難な状況にあるため、専任職員の配置により、本市からの映像製作会社に対する働きかけなど、早期推進に寄与する執行体制の確立が課題となっています。

■観光入込み客数の推移



資料：商工観光課

●基本施策が目指す姿

地域資源を活用した観光の振興

- 歴史、文化、自然、人など地域の資源を有効に活用した観光振興を進め、交流人口の増加と地域のにぎわいを促進します。

観光振興体制の充実

- 各種まちづくり団体との連携を図るとともに、観光協会の組織強化を図り、観光振興体制の充実を目指します。

フィルムコミッションの推進

- 映像製作会社へのPR*と問い合わせへの対応を的確に実施し、撮影誘致の増加を図りながら、本市の知名度及びイメージアップ、市民の郷土愛の向上、交流人口の増加、経済効果の促進を目指します。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
観光客数	86,783 人	90,000 人
観光協会会員数	322 人	330 人
フィルムコミッション*活動件数	12 件	30 件

●施策

■地域資源を活用した観光の振興

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
地域資源*を活用した観光の振興	観光振興計画の策定	商工観光課	中期
	観光物産センターの運営	商工観光課	継続
結城百選の活用	結城百選観光マップなどの作成、選定場所のPR*、百選ルートを利用したイベントの企画、観光ルートの設定と観光施設としての活用	商工観光課	継続
蔵や街並み及びイベント時の写真の展示	「蔵の街」結城をイメージした写真やイベント時の写真の展示、観光PR*、見世蔵保存の啓発	商工観光課	継続
物産品のブランド化	特産品の開発とブランド化	物産協会 商工観光課	継続
交流拠点の形成	城の内館跡への県施設誘致要望	企画政策課	継続

■観光振興体制の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
観光振興事業	祭事、イベントなどの開催、観光情報の発信	観光協会	継続
観光協会の組織強化	会員の確保	観光協会	継続
	自立支援	商工観光課	継続
ボランティアガイド協会の支援	情報の共有化・研修会の実施	商工観光課	継続

■フィルムコミッションの推進

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
フィルムコミッション*推進	受入体制の強化・映像製作補助	商工観光課	継続

●主要事業

■観光物産センター運営事業

事業内容	ボランティアガイドやパンフレットの配布などによる観光情報の提供及び物産協会による物産品の展示			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
入場者数	12,479 人	12,500 人	商工観光課	継続

■結城百選推進事業

事業内容	結城百選の紹介、観光マップの作成、イベントの開催などによる結城百選の活用推進			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
観光客数	86,783 人	90,000 人	商工観光課	継続

■観光協会支援事業

事業内容	観光協会が行う各種観光振興事業に対する補助金の交付			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
観光協会会員数	322 人	330 人	商工観光課	継続

■フィルムコミッション*推進事業

事業内容	映画、ドラマ、CM の撮影の誘致活動の実施			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
活動件数	12 件	30 件	商工観光課	継続
経済効果	842 千円	10,000 千円		

基本施策5：つちかわれた技術を継承する伝統産業の振興（伝統産業）

●現状と課題

- 本市には本場結城紬や桐たんす、桐下駄などの伝統工芸品があります。本場結城紬は縮織が昭和28年に県指定無形文化財に指定され、さらに、昭和31年には平織が国指定重要無形文化財に指定されました。平成22年には、「ユネスコ無形文化遺産・代表一覧表」に記載されました。
- 本場結城紬の生産反数は年々減少し、生産従事者数も減少しています。それに伴い、本場結城紬技術保持会の会員数も減少し、現在、定員160人のところ、会員数は119人にとどまっているため、今後、本場結城紬生産者の後継者を育成し、本場結城紬技術保持者の数を増やし、生産技術を後世に伝承していく必要があります。
- 本場結城紬の技術継承を目的とし、技術習得を目指す方に奨励金を支給していますが、奨励金受給者の継続率は低く、課題となっています。
- 生活様式の変化から、日本の文化である着物から、カジュアルで着やすい洋服へ移行したことによる需要の激減のみでなく、世界同時不況*も、生産反数の減少へ拍車をかけており、販路拡大は最大の課題となっています。

■本場結城紬受検反数の推移

(単位：反)

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
平織	6,730	5,461	5,349	5,619	5,548	5,566	5,632	4,990	3,516	2,294
縮	170	157	250	242	262	264	334	372	221	87

資料：商工観光課（紬検査協同組合）

●基本施策が目指す姿

伝統工芸の保存・伝承

- 本場結城紬生産者の後継者増加を図ることで、本場結城紬の生産技術が将来に安定的に伝承されるとともに、紬の里として本市の伝統産業が活気づき、にぎわいをみせるまちとなることを目指します。

伝統産業の振興

- 日本の伝統文化に目を向けてもらうための施策や新たな商品開発などを行うことで本場結城紬を広くPR*し、紬業界をはじめその関連業界が活性化し、伝統産業の安定した環境づくりを目指します。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成27年)
本場結城紬技術保持会会員数	119人	140人
本場結城紬生産反数	2,381反	2,500反

● 施策

■ 伝統工芸の保存・伝承

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
体験学習の実施	小・中学生を対象とした体験学習の実施	茨城県本場結城紬織物協同組合	継続
本場結城紬の保存・伝承	本場結城紬技術保持者の支援・育成	生涯学習課 商工観光課	継続
	本場結城紬の技術習得を志すものに対する奨励金の支給	商工観光課	継続

■ 伝統産業の振興

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
伝統産業の振興	各種団体への補助金交付	商工観光課	継続
本場結城紬のPR*	本場結城紬の作品展の開催	茨城県本場結城紬織物協同組合 商工観光課	継続
	きもの day 結城の開催	観光協会 商工観光課	継続
	ユネスコ無形文化遺産登録記念事業の開催	茨城県本場結城紬織物協同組合 生涯学習課	短期
伝統産業の新たな分野への活用支援	産学官連携の推進	商工観光課	継続

● 主要事業

■ 本場結城紬技術習得奨励金事業

事業内容 本場結城紬の技術習得を志すものに対する奨励金の支給				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
奨励金支給者数	104 人	130 人	商工観光課	継続

■ 重要無形文化財本場結城紬伝承事業

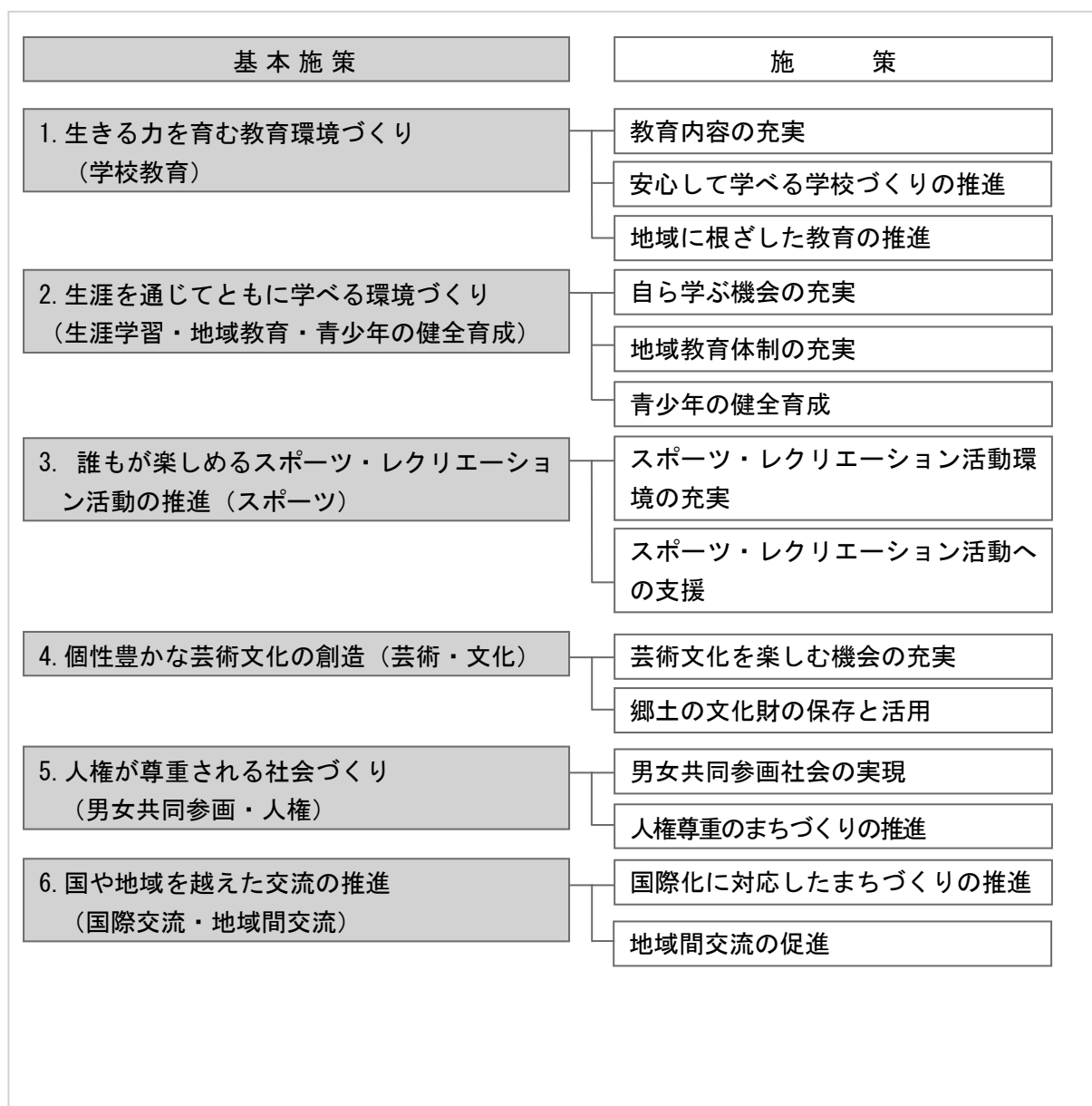
事業内容 重要無形文化財の指定要件となっている本場結城紬の生産技術の伝承				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
事業実施者延べ人数	—	120 人	生涯学習課	短期

■ きもの day 結城の開催

事業内容 着物を着て結城の街並みを散策し、着物の良さを再認識するイベントの開催				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
参加客数	196 人	400 人	観光協会	継続

4.4 未来を担う子どもと地域を支える 市民を育むまちづくり（教育・文化）

施策体系



基本施策 1 : 生きる力を育む教育環境づくり (学校教育)

●現状と課題

- 近年、少子高齢社会の到来や国際化・情報化の進展、環境問題の顕在化など教育を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、知・徳・体のバランスが取れた「生きる力」を育むことが求められています。
- 確かな学力を育成するため、少人数指導体制の充実、学校の規模・配置の適正化及び特別支援教育体制の推進など、教育内容の充実を図るとともに、家庭における生活習慣を改善し、学習習慣の確立を図ることが重要です。
- 教育活動全体を通して、豊かな心と将来への夢を育む教育を推進するとともに、豊かな人間性、社会性を育てるための集団活動や体験的活動を工夫することが必要です。
- 学校教育の場においては、様々な教科指導・教育支援体制づくりや相談体制の充実、新しい学習指導要領への適切な対応などが課題となっています。
- 食生活を取り巻く社会環境の変化により、児童・生徒の食生活も偏食や不規則な食事などから、健康問題が指摘されています。健康な心身を育むために、安全でおいしく、栄養バランスの整った学校給食を提供していくとともに、学校給食を教材として、望ましい食習慣を形成するための食育や、調理体験を通して「食」への関心を高めるとともに、地域の産業を理解し、生産者と連携を密にした地産地消*を推進していく必要があります。
- 学校施設は、昭和40年代後期から昭和50年代に建築された建物が多く、経年による老朽化が進んでいるため、計画的な修繕・改修が必要です。現在、耐震補強工事を実施していますが、児童・生徒などの日常活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、一層の耐震化の推進が必要です。
- 本市では私立幼稚園により幼児期における教育が行われていますが、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、小学校や地域との交流を含めた教育の振興を図ることが必要です。
- 地域に信頼される学校づくりのために、各校の課題を明確にして、具体的方策を掲げ、実践化を図る必要があります。また、地域の小中学校の連携・交流を積極的に推進し、地域ぐるみの支援体制を構築することが求められます。

■小学校の概況

各年5月1日現在 (単位:人)

年	学校数	学級数	教員数			職員数			児童数		
			計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成12年	9	122	179	61	118	19	4	15	3,161	1,612	1,549
平成15年	9	113	172	52	120	17	1	16	2,939	1,561	1,378
平成18年	9	110	168	52	116	15	1	14	2,877	1,529	1,348
平成21年	9	114	171	50	121	12	…	…	2,888	1,464	1,424

資料: 「茨城の学校統計」 学校基本調査結果報告書

■中学校の概況

各年5月1日現在（単位：人）

年	学校数	学級数	教員数			職員数			生徒数		
			計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成12年	3	56	106	64	42	11	2	9	1,861	988	873
平成15年	3	51	96	57	39	6	1	5	1,631	823	808
平成18年	3	47	96	58	38	5	2	3	1,465	760	705
平成21年	3	46	93	55	38	5	…	…	1,430	777	653

資料：「茨城の学校統計」学校基本調査結果報告書

●基本施策が目指す姿

教育内容の充実

- 信頼関係を基盤とした学校教育を推進することを通して、確かな学力の育成・豊かな心の育成・健康と体力の向上を目指し、子どもたちの「生きる力」を育みます。

安心して学べる学校づくりの推進

- 安全かつ安心して学べる教育環境の整備と「知」「徳」「体」の調和のとれた子どもたちを育成します。

地域に根ざした教育の推進

- 地域教育と学校教育が相互に連携し、個性豊かな子どもたちの育成に努めるとともに、生涯にわたる人間形成の基礎となる幼児教育の環境整備を図ります。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成27年)
学校図書館利用状況(一人当たり冊数)	40.6冊	50冊
学校施設耐震化率	53.1%	80%
30日以上欠席者出現率	2.85%	2.5%
小中学校自然体験・社会体験実施率	50%	100%

● 施策

■ 教育内容の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
教育振興施策の総合的・計画的推進	教育振興基本計画の策定検討	学校教育課	中期
特別支援教育の充実	介助*員の配置	学校教育課	継続
教育体制の充実	校務支援システムの導入	学校教育課	短期
	学校の規模・配置の適正化の検討	学校教育課	中期
確かな学力の育成	ティーム・ティーチング*非常勤講師の配置	学校教育課	継続
	小学生サイエンスバスツアー、コンピュータ教育推進委員会の開催	指導課	継続
学校訪問の推進	一般計画訪問、2・3・4年次教員計画訪問、要請訪問、学力向上プロジェクト訪問の実施	指導課	継続
教職員の資質向上	研究指定校の指定、教科研究推進委員会、教育論文奨励事業、初任者研修の実施	指導課	継続
外国語教育の充実	外国語指導助手の派遣	指導課	継続
学校図書館の運営	読書活動の推進、学校司書の派遣による図書館の運営	指導課	継続
学校給食をいかした食育の推進	給食時の指導、地産地消*をいかした体験学習の実施	給食センター	継続

■ 安心して学べる学校づくりの推進

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
学校施設・設備の充実	学校施設耐震化の推進、老朽施設の改修、校内LANの整備	学校教育課	継続
豊かな心の育成	人権教育の推進、生徒指導主事研修、豊かな心育成推進協議会の開催	指導課	継続
不登校児童・生徒への支援体制の充実	スクールソーシャルワーカー*の派遣、適応教室「フレンドゆうの木」の運営	指導課	継続
就学指導・支援体制の整備	就学指導に関する研修会の開催	指導課	継続
安全で安心な給食の安定的な供給	施設・設備の充実、給食調理の民間委託	給食センター	継続

■地域に根ざした教育の推進

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
幼児教育の振興	私立幼稚園の事業運営, 地域活動の支援促進	学校教育課	継続
教育関係組織との連携	教育関係組織, 豊かな心育成推進協議会, 地域連携会議との連携	指導課	継続
心の教育の推進	自然体験・社会体験活動の実施	指導課	継続

●主要事業

■学校図書館運営事業

事業内容		読書活動の推進, 学校司書の派遣		
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
学校図書館利用状況(一人当たり冊数)	40.6 冊	50 冊	指導課	継続

■食育推進事業

事業内容		栄養士による学校訪問, バイキング給食の実施, 「パッケンだより」の発行		
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
学校訪問回数	10 回	20 回	給食センター	継続

■学校施設耐震化推進事業

事業内容		学校施設の耐震化の推進		
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
耐震化率	53.1%	80%	学校教育課	継続

■不登校児童・生徒支援事業

事業内容		スクールソーシャルワーカー*の派遣, 適応教室「フレンドゆうの木」の運営		
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
30日以上欠席者出現率	2.85%	2.5%	指導課	継続

■幼児教育支援事業

事業内容		私立幼稚園における地域交流事業の推進		
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
事業実施数	17 事業	20 事業	学校教育課	継続

基本施策2：生涯を通じてともに学べる環境づくり (生涯学習・地域教育・青少年の健全育成)

●現状と課題

- 生涯学習*は、市民一人ひとりが、生きがいのある充実した人生にするために、生涯を通じて行う学習です。本市においても健康、生活、知識や技術など様々な分野で取組が行われています。
- 生涯学習事業において、担当する各課が個別に事業を展開しているため、これらを整理・集約し、本市の生涯学習推進基本計画を策定する必要があります。
- 活動の場が公民館に集中しているため、市民が不便を感じており、公民館に代わる地域のコミュニティセンターなどを利用した事業が求められています。あわせて、市民が安全・安心に活動ができるよう、公民館の改修工事が必要です。
- 子育てに不安や悩みを持つ親が急増し、家庭の教育力の低下が指摘されている昨今、親同士が交流することで、地域の中での子育てや家庭での親のあり方について広く学び、家庭の教育力を高める必要があります。
- 図書館サービス充実のため、市内全域の市民への利便性の向上を図る必要があります。
- 放課後に児童の安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画を得ながら、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、交流活動を行っています。
- 子ども会連合会と協力し、子どもたちに、結城の歴史や伝統、自然と触れあう機会を提供しています。
- 近年、青少年が犯罪の被害者及び加害者になるケースが増加しているため、警察と連携しながら地域を熟知している青少年相談員が定期的に市内を巡回し、青少年の健全育成活動を実施しています。

■育成会数及び子ども会会員数

平成23年2月現在

	学 校 区	子 ども 会 数	会 員 数 (人)
育成会数 (単位子ども会) 93	結城小学校区	21	824
	結城西小学校区	12	536
	絹川小学校区	7	310
	山川小学校区	8	222
	江川南小学校区	3	87
	城南小学校区	7	700
	城西小学校区	9	353
	上山川小学校区	16	283
	江川北小学校区	8	234
	合 計	91	3,549

資料：生涯学習課

●基本施策が目指す姿

自ら学ぶ機会の充実

- 生涯学習事業を展開する関連部署と連携を図りながら、総合的、効果的な生涯学習事業を展開します。
- 市民一人ひとりのニーズに応えるため、幅広い年齢層を対象に多種多様な講座を開設するとともに、新たに開館した公民館北部分館や関係機関、コミュニティセンターなどを利用し、身近に学べる機会を提供します。

地域教育体制の充実

- 親同士の交流を促進することで、地域や家庭の中での子育てを学び、家庭の教育力を高めます。
- 各種図書館サービスの向上に努めるとともに、学校図書館など地域図書館への支援の充実を図ります。

青少年の健全育成

- 子どもたちにとって安全・安心な環境を整え、様々な体験活動を提供することにより、青少年の健全育成を目指します。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
公民館講座参加者数	1,296 人	1,500 人
図書館年間貸出資料数	197,549 点	260,000 点
放課後子ども教室開設学校数	4 校	9 校
子育て講座・家庭教育学級参加者数	3,352 人	3,400 人

●施策

■自ら学ぶ機会の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
生涯学習推進体制の整備	生涯学習推進基本計画の策定	生涯学習課 公民館	短期
市民講座の開設	市民のニーズに合わせた各種講座などの実施	生涯学習課 公民館	継続
	地域のコミュニティセンターなどでの各種講座の開設	生涯学習課 公民館	短期
公民館まつりの開催	実行委員会の開催, 成果発表	生涯学習課 公民館	継続
公民館の整備	公民館耐震診断*調査結果に基づく公民館の改修工事	生涯学習課 公民館	中期

■地域教育体制の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
家庭における教育力の強化	子育て講座・家庭教育学級の開催	生涯学習課	継続
図書館サービス網の充実	図書館システムの整備	ゆうき図書館	短期
図書館サービスの充実	資料の収集と保存, レファレンスサービス*の提供, ボランティアの参加促進	ゆうき図書館	継続

■青少年の健全育成

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
学童期の各種体験活動の充実	放課後子ども教室の開設, 体験活動の提供	生涯学習課	継続
青少年を取り巻く環境整備	青少年相談員による巡回・相談, 各種広報活動の実施	生涯学習課	継続
中・高校生のボランティア活動の推進	中・高校生のボランティアの育成, 活動機会の提供	生涯学習課	継続
成人式典開催事業の支援	新成人の企画・運営による成人式の開催	生涯学習課	継続
各種団体の育成支援	子ども会, 青少年育成結城市民会議への支援	生涯学習課	継続

●主要事業

■市民講座開設事業

事業内容	市民の学習ニーズに沿った講座の開設			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
参加者数	1,296 人	1,500 人	生涯学習課 公民館	継続

■家庭教育支援事業

事業内容	子育て講座・家庭教育学級の開催			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
子育て講座・家庭教育学級参加者数	3,352 人	3,400 人	生涯学習課	継続

■ゆうき図書館運営管理事業

事業内容	地域図書館を接続する図書館システムの整備, 図書館機能の充実			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
年間貸出資料数	197,549 点	260,000 点	ゆうき図書館	継続

■放課後子ども教室推進事業

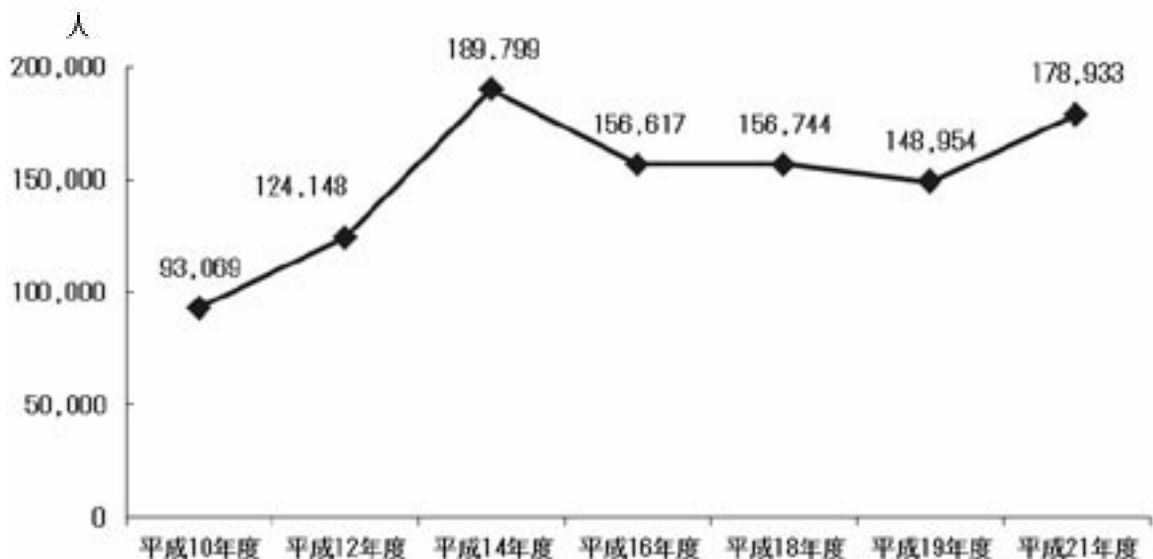
事業内容	子どもの安全な居場所の確保, 勉強や遊びを通じた健全育成			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
開設学校数	4 校	9 校	生涯学習課	継続

基本施策3：誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進 (スポーツ)

●現状と課題

- 少子高齢化，地域コミュニティの希薄化，ライフスタイルの多様化などに伴い，運動機会の減少による体力や運動機能の低下が懸念されており，スポーツの果たす役割は重要になっています。
- 心身の健康の維持・向上を目指すとともに世代間交流や地域の連携を図り，活力ある生涯スポーツ社会の実現を目指し各種事業を進めています。
- 生涯スポーツ社会の実現に向け，その拠点となる鹿窪運動公園については，指定管理者制度の導入により，施設の充実と効果的かつ効果的な施設の運営を図ることが求められています。

■鹿窪運動公園施設年間利用者数の推移



資料：社会体育課

●基本施策が目指す姿

スポーツ・レクリエーション活動環境の充実

- 活力ある生涯スポーツ社会の実現を目指し，誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことのできる環境づくりを目指します。

スポーツ・レクリエーション活動への支援

- 誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるようスポーツ・レクリエーション普及のための指導者の育成を図ります。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成27年)
成人週1スポーツ人口の割合	28%	50%

● 施策

■ スポーツ・レクリエーション活動環境の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
施設の有効活用	既存施設の充実, 施設機能の強化による施設の有効活用	社会体育課 指定管理者	継続
スポーツ・レクリエーション活動の拠点づくり	総合型地域スポーツクラブの設立・育成	社会体育課	継続
各種大会の開催	各種スポーツ・レクリエーション大会の開催, 内容の充実	社会体育課	継続

■ スポーツ・レクリエーション活動への支援

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
指導者の育成と資質の向上	スポーツ・レクリエーション普及のための指導者育成	社会体育課	継続

● 主要事業

■ 体育施設管理運営事業

事業内容	体育施設の充実と効率的な管理運営			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
利用者数	204,889 人	212,000 人	社会体育課	継続

■ スポーツライフ推進事業

事業内容	各種大会の開催とスポーツ・レクリエーション活動の拠点づくり			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
成人週 1 スポーツ人口の割合	28%	50%	社会体育課	継続

■ スポーツ団体・指導者育成事業

事業内容	スポーツ団体の育成と指導者の育成及び資質の向上			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
登録指導者数	26 人	35 人	社会体育課	継続

基本施策 4 : 個性豊かな芸術文化の創造 (芸術・文化)

●現状と課題

- 市民の文化活動の拠点として市民文化センターアクロスと市民情報センターを設置し、運営しています。また、市内の文化施設では様々な自主事業を実施し、市民に一流の舞台芸術の鑑賞機会や学習機会を提供しています。
- 市民文化センターアクロスは開館20周年を迎え、施設や設備の老朽化が進んでいるため、改修を行う必要があります。
- 文化振興条例を制定するとともに文化振興条例に基づく文化振興計画を策定して市民参加型文化事業の実施や市民の文化活動の支援を実施することが求められています。
- 上山川地区に所在する国指定史跡結城廃寺跡附結城八幡瓦窯跡は、将来的に史跡公園として整備するため、現在、指定区域の公有化を進めています。

■指定文化財の状況

	有形文化財										無形文化財		民俗文化財		記念物			合計
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書籍	典籍	古文書	考古資料	紙本	小計	無形	小計	無形	小計	史跡	記念物	小計	
国指定										0	1	1		0	1		1	2
県指定		5	2	4	1		1			13	2	2		0	2		2	17
市指定	13	5	15	7		1	5	4	1	51		0	5	5	25	1	26	82
計	13	10		11	1	1	6	4	1	64	3	3	5	5	28	1	29	101

資料：生涯学習課

●基本施策が目指す姿

芸術文化を楽しむ機会の充実

- 市民の文化活動の拠点として市民文化センターアクロスや市民情報センターを快適・安全に利用できるように整備し、文化・創作活動に対する支援を行うとともに、一流の舞台芸術の鑑賞機会を提供し、郷土文化の振興と向上を図ります。

郷土の文化財の保存と活用

- 本市に残された文化財や伝統芸能などの歴史遺産を調査・収集し、後世に保存していくとともに広く公開し、学校での歴史教育や市民の生涯学習*にいつでも活用できるようにし、本市の歴史を市民に周知していきます。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
文化施設利用者数	538,019 人	610,000 人
指定文化財及び国登録有形文化財件数	141 件	155 件

● 施策

■ 芸術文化を楽しむ機会の充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
文化施設の管理・運営	文化施設の管理・運営及び文化事業の開催	生涯学習課 指定管理者	継続
文化施設の整備	市民文化センターアクロスの改修・整備	生涯学習課	継続
郷土文化の振興	文化振興条例の制定, 市民参加型事業の開催及び文化活動支援体制の整備	生涯学習課	短期

■ 郷土の文化財の保存と活用

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
結城廃寺跡の整備	国指定区域の公有化, 史跡公園の整備	生涯学習課	継続
歴史的建造物の保存・活用	見世蔵の保存・活用	生涯学習課	継続
文化遺産の調査と保存	文化財や伝統芸能の調査, 収集, 公開, 活用, 保存	生涯学習課	継続
郷土学習の推進	体験教室の実施, 出版物の刊行	生涯学習課	短期

● 主要事業

■ 文化施設管理運営事業

事業内容		文化施設の管理・運営		
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
文化施設利用者数	538,019 人	610,000 人	生涯学習課	継続

■ 市民文化センター改修事業

事業内容		市民文化センターアクロスの改修・修繕		
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
改修率	—	50%	生涯学習課	継続

■ 文化振興条例の制定

事業内容		本市の文化振興を目的とした条例の制定		
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
条例の制定	—	施行	生涯学習課	短期

■ 結城廃寺跡整備事業

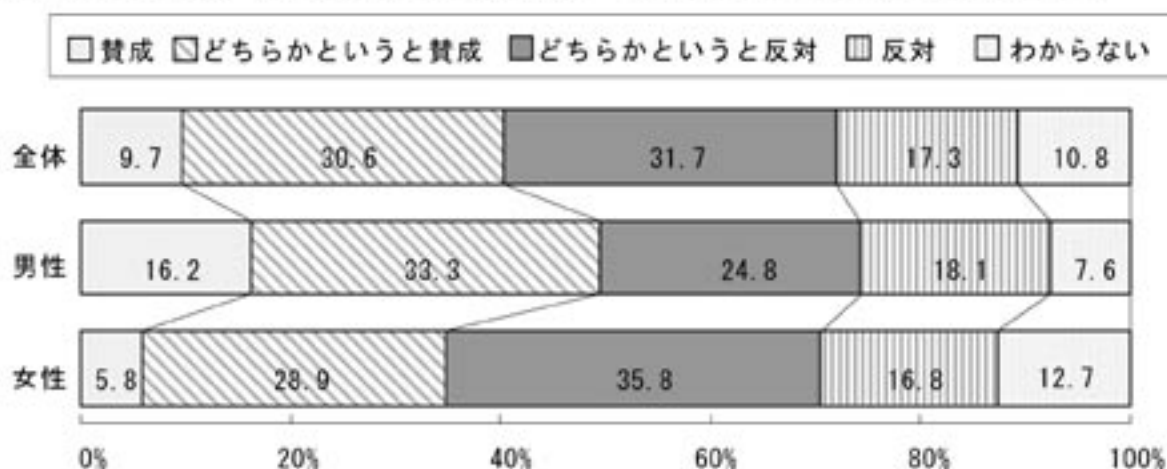
事業内容		国指定史跡結城廃寺跡を公有化し, 史跡公園として整備		
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
土地公有化進捗率	52%	100%	生涯学習課	継続

基本施策5：人権が尊重される社会づくり（男女共同参画・人権）

●現状と課題

- 平成14年度に男女共同参画基本計画を策定し、中間年度である平成18年度には計画の見直しにより男女共同参画後期基本計画を策定しました。これにより、全143の施策事業について、進捗状況調査・評価を実施し、男女共同参画社会*の実現に向けて推進してきました。平成23年度を初年度とした第2次男女共同参画基本計画を策定したところです。
- 一部の市民の中には男女の固定的な役割分担意識が根強く残っているため、男女共同参画社会*の推進が必要です。
- 平成21年4月に策定した人権施策推進基本計画に基づき、県と連携を図りつつ地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発を推進しています。
- 一人でも多くの市民に人権啓発を行うため、出前講座を奨励し、少人数単位での学習機会を提供しています。
- 市民の人権意識は着実に高まってきているものの、一部にはいまだに偏見に基づく結婚差別や付き合いを避けるなどの悪い慣習が根深く残っています。

■男女平等に関する市民意識（「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担）



資料：平成21年度結城市男女共同参画社会*に関する市民意識調査報告書

●基本施策が目指す姿

男女共同参画社会の実現

- 市民と協働*し、「男は仕事、女は家庭」などの固定的役割分担意識をなくし、女性も男性も互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会を目指します。

人権尊重のまちづくりの推進

- 人権施策推進基本計画に基づいた人権施策を総合的に推進し、全市民が問題解決のための共通認識を持ち、あらゆる差別や偏見をなくし、すべての人の基本的人権が保障される社会を目指します。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
男女の固定的役割分担意識を持たない市民の割合	49%	70%
人権講演会参加者数	897 人	1,000 人

●施策

■男女共同参画社会の実現

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
市民、事業者への男女共同参画に関する啓発	広報、ホームページなどによる啓発及び学習会	女性政策室	継続
市民への施策の実施状況報告	施策事業の進捗状況評価の継続実施、公表	女性政策室	継続
職員の男女共同参画への認識向上	階層別の職員研修	女性政策室	継続
ドメスティック・バイオレンス対策の推進	ドメスティック・バイオレンス防止に関する啓発、女性相談の開催	女性政策室	継続

■人権尊重のまちづくりの推進

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
人権啓発活動の推進	人権講演会開催、広報紙による啓発活動、家庭教育学級学習会及び出前講座の開催	生涯学習課	継続
人権教育・啓発活動の推進	啓発用グッズの作製・配布、人権講演会・研修会への参加	人権推進課	継続

●主要事業

■男女共同参画推進事業

事業内容	市民への啓発及び学習会の開催、職員研修の実施			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
男女の固定的役割分担意識を持たない市民の割合	49%	70%	女性政策室	継続

■人権教育推進事業

事業内容	人権講演会の開催、家庭教育学級学習会の実施			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
人権講演会参加者数	897 人	1,000 人	生涯学習課	継続

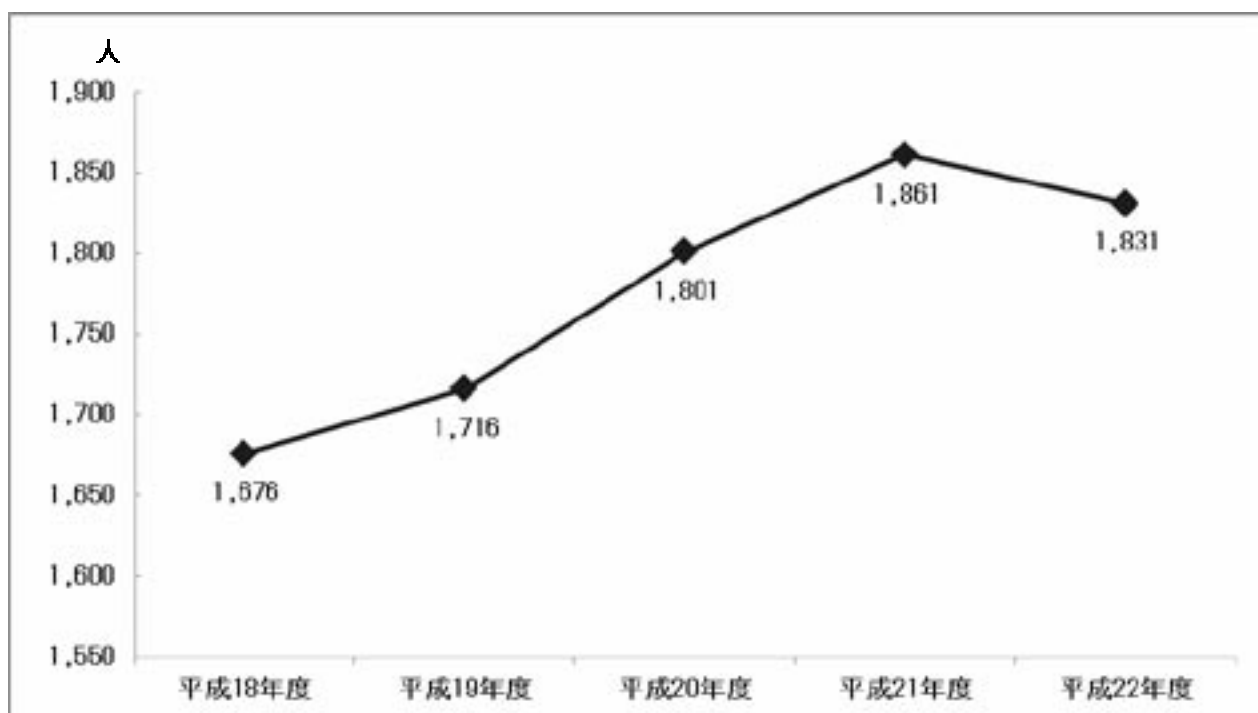
基本施策6：国や地域を越えた交流の推進（国際交流・地域間交流）

●現状と課題

- 外国人登録者数の増加に伴い、地域において、外国人と接触する機会が増える一方で、互いの言葉や文化、生活習慣の違いに対する理解不足などにより誤解やトラブルが生じる場合があります。
- 多文化共生への対応が求められており、国際化に対応できる人づくりや積極的な国際交流、さらに外国人と日本人がともに住みやすいまちづくりを行うことが重要です。また、相互理解を深めることができるよう支援の充実を図る必要があります。
- 急速な国際化の進展や交通網の発達により、国内外での交流が活発化しています。本市においては、山形県長井市、ベルギー王国メッヘレン市と姉妹都市を、また、福井県福井市と友好都市を締結し、市民の交流を通じ、友好親善を図っています。また、国際交流事業への支援や外国人支援を行っています。
- 国際交流友好協会では、国際交流事業の実施や外国人に対する日本語習得支援などを行っています。
- 国際交流や地域間交流については、市民主導で幅広い世代が参加できるように新たな交流方法を展開していく必要があります。

■外国人登録者数

各年3月31日現在（単位：人）



資料：市民課

●基本施策が目指す姿

国際化に対応したまちづくりの推進

- 国際交流友好協会や関係機関・団体と連携し、市民を中心とした国や地域を越えた交流の推進や外国人支援の充実を図ることで、地域の発展へ協力しあうまちづくりを進めます。

地域間交流の促進

- 市民が主導的に姉妹都市や友好都市との交流に取り組むことにより、互いの文化や歴史への理解を深めます。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
外国人のための行政通訳窓口 対応件数	210 件	340 件
友好都市交流事業参加児童数	8 人	10 人

●施策

■国際化に対応したまちづくりの推進

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
国際交流友好協会への支援	国際交流事業の実施，外国人に対する日本語習得支援ボランティア団体への支援	企画政策課	継続
外国人の生活支援	外国人のための行政通訳窓口の開設	企画政策課	継続

■地域間交流の促進

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
姉妹都市との交流の推進	市民主導による交流事業の推進	企画政策課	継続
友好都市福井市との交流事業の推進	小学6年生の相互訪問	生涯学習課	継続

●主要事業

■外国人のための行政通訳窓口事業

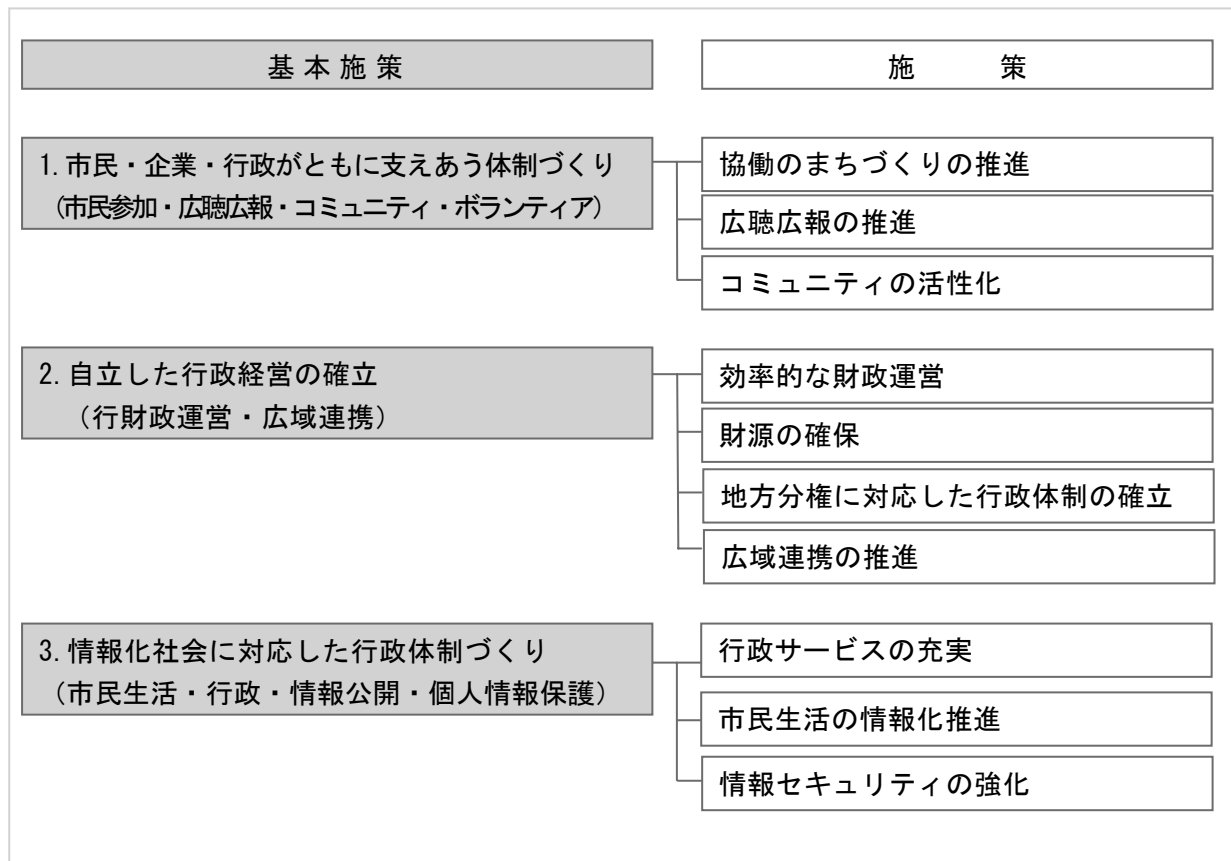
事業内容 市在住外国人のための行政通訳，各種行政情報の翻訳				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
通訳・翻訳対応件数	210 件	340 件	企画政策課	継続

■友好都市交流事業

事業内容 友好都市福井市との小学校6年生による相互訪問事業の実施				
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
参加児童数	8 人	10 人	生涯学習課	継続
相互交流・事前研修等実施回数	9 回	9 回		

4.5 協働で進める持続可能なまちの実現 (自治・行財政運営)

施策体系

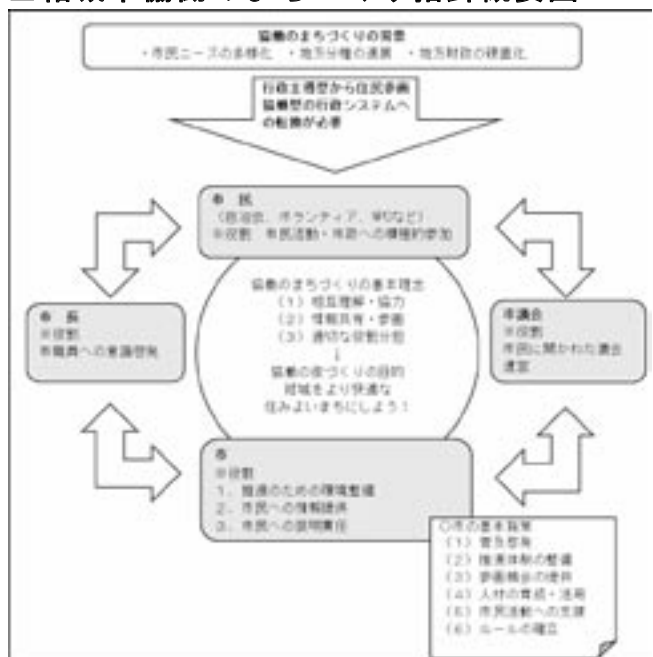


基本施策 1：市民・企業・行政がともに支えあう体制づくり (市民参加・広聴広報・コミュニティ・ボランティア)

●現状と課題

- 市民と行政がまちづくりについて共通の認識を持ち、相互の役割とまちづくりのかかわり方を明確にし、行政への市民参加を進めるしくみを確立することが必要です。
- 市民ボランティア団体の活動を引き続き支援していくとともに、多様化、高度化する市民ニーズに対応するため、市民と行政が協働*で活動の活性化を図っていく必要があります。
- 多くの自治体では、イメージや知名度を高め、地域活性化につなげるため、シティセールス*に取り組んでいます。本市でも魅力ある地域資源*を活用して積極的に PR*を行う必要があります。
- 市民ニーズの把握や市民の行政参加の機会の拡充を図るため、経常的に要望を受け付けるとともに、市政懇談会、市長と市政について語る日など、市長、行政が直接地域に出向き広聴活動を行っています。
- 本市の行政情報を分かりやすく、正確に全市民に伝えるために、広報結城と広報結城お知らせ版を発行しています。また、市ホームページに広報紙の最新版とバックナンバーを掲載し、市内公共施設及び全コンビニエンスストアに広報紙の最新版を設置しています。
- 協働*のまちづくりを推進するため、広聴活動の充実はもとより情報の共有化を図る情報発信の機会を拡大する必要があります。広報活動については、行政の一方向的な情報の発信から、市民と行政の双方向の情報発信が求められています。
- 近年の都市化、価値観の多様化、核家族の進行、個人世帯の急増などの社会環境の変化により、地域コミュニティ活動を敬遠する傾向が強く、自治会*運営に支障をきたしているとともに、地域における連帯感が薄れ、コミュニティの弱体化が懸念されています。地域の連帯感を維持するためには、様々な活動の場をつくるとともに、地域リーダーの育成やボランティアグループへの支援を推進していく必要があります。
- 市民生活の基盤は各町内会、自治会*であり、これらの地域コミュニティ活動が円滑に運営されることが重要です。町内会、自治会*は全戸加入が望ましく、他市と比較して本市の加入率は92.5%と高いものの、地域差があるのが現状です。

■結城市協働のまちづくり指針概要図



●基本施策が目指す姿

協働のまちづくりの推進

- 地域コミュニティを活性化し、市民参加のまちづくり推進体制を確立して、市民・企業・行政がともに問題解決と公共サービスの提供にかかわる協働*のまちづくりを目指します。

広聴広報の推進

- 市民・企業・行政が協働*で本市の魅力を発信し、知名度及びイメージの向上を図り、地域活性化につなげます。
- 市民・企業・行政が情報を共有したパートナーシップにより、市民の市政への参画と運営の実現を目指します。

コミュニティの活性化

- 地域コミュニティの強化・再構築による、住みよいまちの実現を目指します。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
NPO*数	7団体	12団体
市政懇談会などの開催数	14回	20回
自治会*加入率	92.5%	95%

●施策

■協働のまちづくりの推進

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
市民参加の体制強化	環境美化パートナーシップ事業の推進	協働推進課 関連部署	継続
市民参加の機会充実	啓発コーナーの設置、講演会及び市民会議の開催、ふれあい出前講座の実施、公募型補助金*制度の活用、協働事業提案制度の導入検討	協働推進課 関連部署	継続
市民が行うまちづくり活動の支援	(仮称)まちづくり支援センター設置の検討	協働推進課 関連部署	継続
ルールづくりの確立	協働*のまちづくり推進計画の進行管理	協働推進課	継続
	新たなルールづくりの検討	協働推進課	中期

■ 広聴広報の推進

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
対外広報活動の充実	対外 PR* 活動の実施, PR* 広報手法の検討, 市勢要覧の発行	企画政策課 秘書課	継続
広聴活動の推進	要望の受付, 市政懇談会の開催	秘書課	継続
	パブリックコメントの実施	各課 企画政策課	継続
広報活動の推進	広報紙の発行, 市民記者の充実	秘書課	継続
	ホームページの充実, コミュニティチャンネル*の活用	秘書課 情報化推進室	継続

■ コミュニティの活性化

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
コミュニティ活動の充実	コミュニティ助成事業の活用, コミュニティビジネス*の支援	協働推進課 関連部署	継続
コミュニティセンターの運営	コミュニティ活動・交流の機会拡充	秘書課	継続
コミュニティの強化・再構築	自治会*活動の支援, 自治会*未加入者の加入促進	秘書課 協働推進課	継続

● 主要事業

■ 市民参画・市民活動支援事業

事業内容	ふれあい出前講座, 講演会の開催, 公募型補助金*制度の実施			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
出前講座の開催数	67 回	70 回	協働推進課	継続

■ 市PR*事業

事業内容	本市の魅力を発信する活動と効果的な PR* 手法の検討			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
アンケートによる知名度	70%	75%	企画政策課	継続

■ 広報活動事業

事業内容	広報結城・広報結城お知らせ版の発行			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
広報発行数	24 回	24 回	秘書課	継続

■ コミュニティビジネス*支援事業

事業内容	地域の課題解決につながるコミュニティビジネス*の立ち上げの支援			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
法人設立	—	1 社	協働推進課	継続

基本施策2：自立した行政経営の確立（行財政運営・広域連携）

●現状と課題

- 長引く景気の低迷や団塊世代の大量退職に伴い、市税収入は減る傾向にある一方、社会保障関連の扶助費*は年々増加する傾向にあります。公債費*や扶助費*などの義務的経費が歳出の大部分を占める歳出構造を変えない限り、多様化する市民ニーズへの対応が難しい状況です。
- 公共事業における透明性の確保や品質向上、コスト削減、行政サービスの提供を効率的に推進するために、積極的に情報化の推進を図っています。電子入札システム*についても、県と調整し今後、導入の検討が必要です。
- 財政健全化計画（平成19年3月策定）中の公有財産の処分・適正運用計画に基づき短期、中・長期の数値目標達成のため計画的に公有財産の払い下げ事務を行っていますが、十分に進んでいないのが現状です。
- 市税収入は、市政運営のうえで重要な自主財源であり、財源確保は全庁的課題となっています。特に、平成19年度から所得税の一部が地方税に税源移譲されたことに伴い、税源移譲分を確実に確保しなければ市政運営に大きく影響することから、税収の確保は不可欠です。
- 行政手続法及び行政手続条例の施行から10年以上が経過し、この間、地方分権改革*の進展などにより地方行政を取り巻く環境は激変し、基礎自治体である本市には、より一層の行政運営の透明性の確保や行政サービスの質の向上が求められています。この状況に対応するためには、行政手続制度の確実な実施が不可欠です。
- 行財政改革*により職員数が削減される一方で、地方分権に基づく権限委譲が進んだことから、今まで以上に本市の行う業務が増加することが予想されます。さらに市民のニーズの多様化、高度化により業務が多岐に渡り、質、量ともに増大しています。増大する業務を現員で行うために、事務の無駄を省き、効率的な事務を行うよう常に改革・改善していく必要があります。
- 交通網の進展などにより、日常生活の範囲が行政区域を越え広域化しており、広域化した市民ニーズに対応することが必要です。
- 平成11年から続いた「平成の大合併」は10年が経過し、今後は、市町村自らが市町村合併や市町村間の広域連携などの中から最も適した仕組みを選択し、市民サービスと行財政基盤の強化を進めることが求められています。本市は、当面は合併を選択せず、自立したまちづくりを進めているところであり、行財政基盤の充実、強化は重要な課題です。
- 現在、筑西市、桜川市と筑西広域市町村圏事務組合を組織し、消防、ごみ処理、火葬場の運営などのサービスを協力して実施しています。

■財政状況の推移（普通会計）

区 分	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 19 年度	平成 21 年度
財政力指数	0.629	0.677	0.728	0.742
実質収支比率	3.9	4.8	3.2	6.2
公債費比率	15.2	15	15.9	13.5
経常収支比率 (%)	84	89.8	97	94.6
経常一般財源比率 (%)	101.9	102.3	100	92.7
標準財政規模 (千円)	9,396,267	9,435,726	9,488,081	10,212,536
経常一般財源 (千円)	9,571,377	9,655,529	9,489,509	9,465,081
実質単年度収支 (千円)	413,542	91,274	△ 449,665	88,258
公債費 (千円)	1,948,284	1,835,267	1,993,932	1,850,537
地方債現在高 (千円)	18,086,210	17,922,085	17,502,636	16,658,744
地方債依存度 (%)	19.3	8.1	5.7	9.3

注) 普通会計・・・地方財政の統計上、全国統一的に使われる会計のことで、結城市では一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計・住宅資金等貸付事業特別会計の全部、結城南部土地区画整理事業（第1～4）の一部を合算し、会計間の繰入、繰出金の重複額を控除したもの。

資料：財政課

●基本施策が目指す姿

効率的な財政運営

- 徹底した行財政改革*や行政事務の効率化、計画的な財政運営により自主財源を確保し、自立した行政運営を確立します。

財源の確保

- 課税対象や申告内容を的確に把握し、公平・公正な課税に努め、徴収率の向上を図るとともに、計画的な公有財産の処分を行い、財源の確保を図ります。

地方分権に対応した行政体制の確立

- 行政手続制度の整備により、行政運営における公正さの確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資することを目指します。
- 限られた財源を効率的・効果的に活用するために、事業実施の必要性の検証や効果測定による施策の選択と集中を図ります。あわせて、質の高い行政経営を進めるうえで不可欠な職員の資質の向上を図ります。

広域連携の推進

- 市町村間の広域連携を推進し、各種行政サービスを協力して実施します。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成27年)
経常収支比率*	94.6%	90%(H26)
実質公債費比率*	16.1%	15%(H26)
市税徴収率	88.4%	92%
近隣市町村との連携事業数	11件	13件

●施策

■効率的な財政運営

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
計画的な財政運営	財政計画の策定	財政課	継続
行政評価の推進	施策評価*及び外部評価の導入	企画政策課	短期
	事務事業評価の実施	企画政策課	継続
計画的な行政運営	総合計画実施計画の策定	企画政策課	継続
公共事業再評価の実施	公共事業再評価委員会の運営, 制度見直しの検討	企画政策課	継続
電子入札システム*導入	電子入札システム*導入の検討	契約管財課	中期

■財源の確保

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
納税意識の啓発	納期ごとの周知, 税を知る週間のPR*	収税課	継続
滞納整理・処分の強化	特別滞納整理, 茨城租税債権機構の活用, 預貯金などの差押, 動産・不動産の公売*, 休日・夜間納税相談窓口の開設	収税課	継続
納税窓口の拡大	口座振替・特別徴収の推進, 電子納税の検討	収税課	継続
寄付の受け入れ	ふるさと納税のPR*	企画政策課	継続
計画的な公有財産の処分	不動産鑑定の実施, 規則の制定	契約管財課	継続

■ 地方分権に対応した行政体制の確立

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
行政手続制度の整備	審査基準及び標準処理期間・不利益処分ごとの処分基準の設定、公開のための管理	総務課	継続
人材育成	地方分権の時代に対応できる職員の能力開発と評価システムの確立	総務課	継続
行政改革の推進	行政改革への取り組みの指標・目標を定めた効率的な行政運営の実現	総務課	継続
組織的な政策形成能力の向上	組織的な政策形成の体制づくり	企画政策課	中期

■ 広域連携の推進

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
広域行政の推進	筑西広域市町村圏事務組合の活用、筑西地方拠点都市整備推進計画の推進、新たな広域連携の検討	企画政策課 関連部署	継続
電子行政の広域連携化	地域住民の目線に立ったシステムの共同化及び運用形態の見直し	情報化推進室	継続

● 主要事業

■ 施策評価*事業

事業内容	事務事業の重点化や優先順位の明確化を図るため、新たに施策評価*を導入			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
施策評価*の実施	—	開始	企画政策課	短期

■ 滞納処分の強化

事業内容	預貯金等差押、不動産の公売*			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
差押件数	622件	750件	収税課	継続
公売*件数	2件	7件		

■ 人材育成事業

事業内容	人材育成基本方針に基づき、人を育てる職員研修、人を育てる人事制度を実施			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
研修実施件数	12件	24件	総務課	継続

■ 広域連携の推進

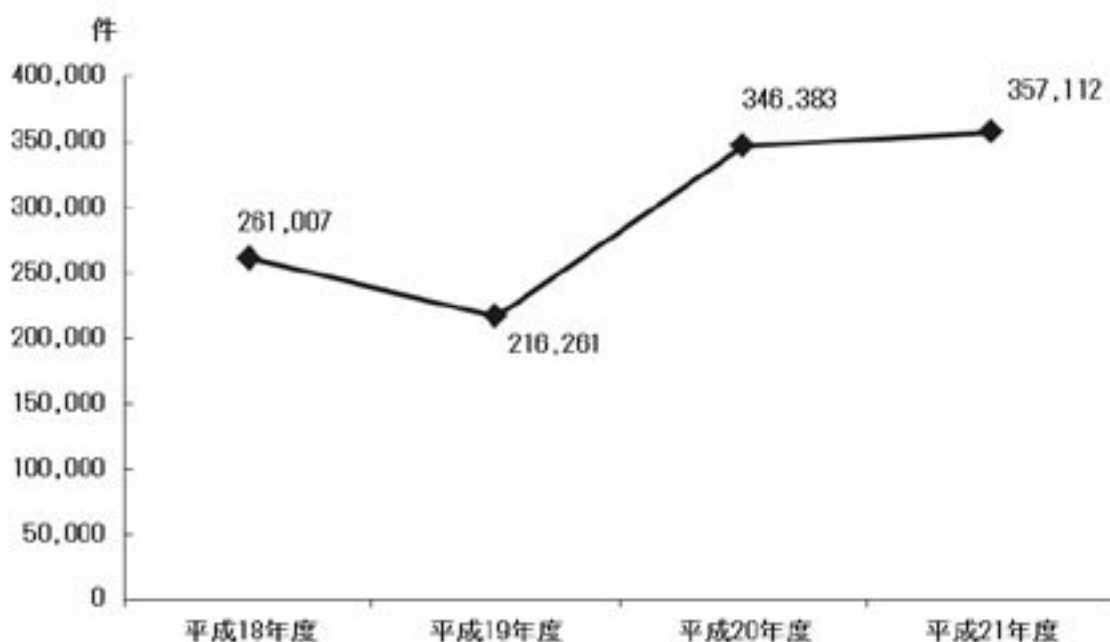
事業内容	近隣市町との事務事業の共同実施、新たな広域連携の検討			
指標	現況	平成27年度	主体	実施時期
近隣市町との連携事業数	11件	13件	企画政策課 関連部署	継続

基本施策3：情報化社会に対応した行政体制づくり (市民生活・行政・情報公開・個人情報保護)

●現状と課題

- さらなる行政サービスの向上には、行政システムのIT化を図り、ペーパーレス化などにより効果的・効率的に簡素化を進める必要があります。
- 現在、本市が発行する証明書のうち、住民票、印鑑登録証明書などは市役所、江川出張所、山川出張所、市民情報センターの4ヶ所で発行しています。
- 現在、開庁時間外の住民票などの発行は市民情報センターで行われていますが、結城駅南地域での証明書発行窓口の開設の要望が多いため、平成23年度からの実施に向けて検討を進めています。さらに、コンビニエンスストアでの発行開始に向けて準備を進めていく予定です。
- 新たな行政需要に対応し、市民にとって便利な市庁舎のあり方を検討する必要があります。
- 出資法人*(本市が出資、出せん*または援助をしている公益的法人など)は、本市とは独立した法人のため情報公開条例上の実施機関ではないものの、本市が出資その他の財政上の支出を行っており、その保有する情報の公開を進めていく必要があります。
- 平成23年1月から所得税確定申告書データについて国税連携が予定されていること、個人住民税や償却資産など地方税にかかる電子申告(e-Tax)が普及し始めていることなど、税行政にかかる事務は徐々に電子化が図られています。
- 情報セキュリティ*対策は、個人情報保護対策とともにますます重要となっています。職員の情報セキュリティ*に対する意識を高め、対策のレベルの向上を図る必要があります。また、情報セキュリティ*対策の実効性を確保し、実施状況を検証することで、情報セキュリティ*事故の未然防止にも役立つ情報セキュリティ*監査を導入する必要があります。

■ホームページアクセス件数



●基本施策が目指す姿

行政サービスの充実

- 行財政改革*を推進しながら、市民の多様なニーズなど今後の行政需要に対応し、市民に便利さをもたらす行政体制を確立することを目指します。

市民生活の情報化推進

- 市民と行政が情報を共有したパートナーシップを構築し、市政への参画と運営を実現します。
- 出資法人*が情報公開に関する規程を設けるなど、運営に関する透明性の確保や市民への理解を図り、保有する情報を自主的に公開するための情報公開制度を積極的に推進することを目指します。
- 全国自治体の電子申告への取り組みを注視しつつ、費用対効果や電子化への対応時期についての検討を継続します。

情報セキュリティの強化

- 情報セキュリティ*対策を実施したうえで電子行政を推進し、地域の情報化と行政サービスの充実を図ることで、情報化社会に対応した地域を目指します。

●基本施策の目標

施策指標	現状値 (基準年)	目標値 (平成 27 年)
証明書発行窓口数	4ヶ所	13ヶ所
市ホームページアクセス数	24,500 件/月	25,000 件/月
情報セキュリティ* 監査実施数	—	38ヶ所

●施策

■行政サービスの充実

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
外国人住民の住民基本台帳* 制度への移行	新制度に対応したシステムの改修, 住民票の作成	市民課	短期
証明書発行窓口の多様化	市民文化センターアクロスへの証明書発行窓口の新設	市民課	短期
	コンビニエンスストアでの証明書発行の検討	市民課	中期
業務の見直しと改善	事務改善委員会の運営	企画政策課	継続
市庁舎の検討	市庁舎建設検討委員会の設置	企画政策課	中期
IT化による業務改革の推進	業務プロセスを見直した業務改革実施	総務課 情報化推進室	継続
電子行政の推進	費用対効果を考慮した新たなシステムの導入	情報化推進室	継続
統合型GIS*の充実	地理空間情報*のデジタル化と統合型GIS*の連携	情報化推進室	継続
グリーンIT*の推進	IT*製品導入時などに環境面での影響に配慮した製品の導入を推進	情報化推進室	継続

■市民生活の情報化推進

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
出資法人*の情報公開規程の整備	出資法人*管理の文書などの公開に対し必要事項を定めた規程の整備指導	総務課	継続
情報公表の充実	広報媒体を活用した情報公表の推進	総務課各課	継続
市ホームページの充実	行政が保有する情報の公開・提供の推進	秘書課 情報化推進室	継続
電子申請の推進	情報通信技術を活用したサービスやシステムの整備	情報化推進室	継続
住民基本台帳*カードの利活用推進	住民基本台帳*カードを活用した統一的サービスの実現	市民課 情報化推進室	継続

■情報セキュリティの強化

施策内容	主な取り組み	主体	実施時期
情報セキュリティ*体制の強化	個人情報を含む情報資産管理の徹底, セキュリティ監査の実施	総務課 情報化推進室	継続
情報セキュリティ*対策人材の育成	階層ごとの人事教育と一体となった教育研修の実施	総務課 情報化推進室	継続
情報統括責任者(CIO)の招致	IT*に関する専門的な知識を活用した業務改革や情報システムの全体最適化などのシステム強化	情報化推進室	中期

●主要事業

■市庁舎建設検討事業

事業内容	検討委員会を組織し, 庁舎建設についての検討を実施			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
報告書作成	—	1件	企画政策課	中期

■住民基本台帳*カード利活用推進事業

事業内容	住民基本台帳*カードの機能の拡充, 普及促進			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
発行数	1,447 枚	3,000 枚	市民課 情報化推進室	継続

■情報セキュリティ*監査の実施

事業内容	市役所の情報セキュリティ*に関する内部監査の実施			
指標	現況	平成 27 年度	主体	実施時期
監査実施数	—	38ヶ所	情報化推進室	短期

5. 用語集

用語集

あ

石綿セメント管

石綿繊維の重量1に対してセメント5を混合した材質で製造された水道管のこと。厚生労働省では、アスベストは、呼吸器からの吸入に比べ経口摂取に伴う毒性はきわめて小さく、また、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルにないことから、水質基準の設定はない。

AED (Automatic External Defibrillators)

心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器のこと。

NPO (Non Profit Organization : 民間非営利団体)

特定非営利活動促進法に基づき認証された特定非営利活動法人及び法人格の有無にかかわらず一定の公益的な目的を有する社会貢献活動団体のこと。

宗教活動や政治活動を主な目的として行う団体、特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含めない。

污水管渠

下水を流下させる管渠。適切な勾配により、よどみなく下水処理場まで下水を送る。マンホール、雨水ます、汚水ます等の付属設備をもつ。

温室効果ガス

二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O)、フロンなどのこと。

温室効果ガスが大気中に大量に放出されることで、地球全体の平均気温が上昇し地球温暖化が進行しているといわれている。

か

介助

そばに付き添って動作などを手助けすること。

かかりつけ医

日頃から健康相談をしたり、病気になったときは初期の医療を行う、地域の診療所や医院の医師のこと。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。

合併特例法

市町村の合併の特例に関する法律のこと。

市町村の自主的な合併を促進するため、昭和 40 年に 10 年間の時限立法として制定され、その後、数度の改正が行われ、平成 17 年 3 月 31 日で失効した。地方交付税の額の算定の特例、地方債の特例などといった市町村合併に関する財政支援措置等が盛り込まれ、市町村合併が推進された。

虐待

自分の保護下にある者に対し、長期間にわたって暴力をふるったり、世話をしない、いやがらせや無視をするなどの行為を行うこと。

キャンペーン

一定の目的をもった各種の組織的な運動や働きかけ。宣伝活動。

共助

課題等を地域や NPO などの助け合いで解決すること。

行財政改革

政府や地方自治体の行政機関において組織や機能を改革すること。

協働

市民と市が互いに特性を尊重しあえる良きパートナーとなり、より快適な住みよいまちを創造するため、地域の公共的課題の解決に向けてともに考え協力していくこと。

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

企業や行政などが自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

グリーン IT

省電力化など、地球環境への負荷を低減できる IT 関連機器や IT システムなどの総称。

グループホーム

病気や障害などで生活に困難を抱えた人達が、専門スタッフ等の援助を受けながら、少人数、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のこと。

グローバル化

社会的あるいは経済的な連関が、国や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化をもたらす現象をいう。

ケアホーム

日中活動している精神障害者・知的障害者の方を対象に、夜間や休日、共同生活を営む住居において、入浴、排せつまたは食事などの介護、調理などの家事生活等に関する相談、助言等の日常生活上の援助を提供する施設。

経常収支比率

経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）が、経常一般財源（一般財源総額のうち地方税、普通交付税のように毎年度経常的に収入される一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に対し、どの程度の割合となっているかをみることにより財政構造の弾力性を判断する指標のこと。

健康寿命

平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のこと。WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標で、平均寿命から、衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いた寿命を指す。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障害者の代わりに代理人が権利を表明すること。

合計特殊出生率

一人の女性が一生に産む子どもの平均数のこと。

公債費

地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入れ金の利息の合計。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、この数年の間に再び耕作する意思のない土地のこと。

公売

税金や社会保険料などを滞納した場合に、市などが滞納者の不動産などを差し押さえて、入札等の方法により売却する制度。

公募型補助金

市民の多様な発想を活かし、市民活動の活性化を促すため、市民団体等が自主的・自発的に行う公益的な事業に対し、経費の一部を補助する制度。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

国民皆保険

国民すべてが何らかの医療保険制度に加入し、病気やけがをした場合に医療給付が得られること。

国連環境計画（UNEP）

環境分野を対象に国連活動・国際協力活動を行う国連の機関のこと。取り扱う分野は、オゾン層保護、有害廃棄物、海洋環境保護、水質保全、化学物質管理や重金属への対応、土壌の劣化の阻止、生物多様性の保護等多岐にわたる。

国庫補助金

国の施策を執行または奨励するため、国が地方公共団体に交付する補助金。

コミュニティチャンネル

ケーブルテレビ自主制作番組、行政情報番組などを放送しているチャンネルのこと。

コミュニティビジネス

地域の抱える課題を市民が主体となりビジネスの手法を活用し、解決していくこと。

コンパクトな都市構造

高度成長期以降、モータリーゼーションの進展により、外延部への市街化が急速に進行したことにより発生した中心市街地の空洞化、環境問題などの都市問題に対して、持続可能な都市を形成するため市街地を集約化した都市構造のこと。

コンピュータウイルス

電子メールやホームページ閲覧などによってコンピュータに侵入する特殊なプログラムのこと。

さ

GIS（Geographic Information System：地理情報システム）

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。

自助

課題等を個人や家族の助け合いで解決すること。

自然共生型社会

健全な生態系とそれを可能とする健全な水環境及び大気環境の実現により、人間と自然の共生する社会のこと。

自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのこと。自然増加数として表す。

自然増加数＝出生数－死亡数

自治会

地域住民の自主的な意思による総意に基づき、地域を快適で住みよくするために結成された任意の団体であり、コミュニティづくりの中心的な担い手となる。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金や準元利償還金（特別会計や一部事務組合の元利償還金のうち一般会計が負担するもの）の標準財政規模を基本とした額に対する比率のこと。

出資法人

市が資本金、基本財産その他これらに準ずるものを出資している法人。

出えん

金銭や品物を寄付すること。

シティセールス

都市が自らの特色や魅力などを他の地域や企業に売り込むことによって、その知名度や好感度を上げていくこと。

市内総生産

一定期間（通常1カ年）において、市内での生産活動によって新たに生み出された財貨・サービスを市場価格によって評価したもの。

市内全体の経済活動を総括するものであり、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の生産を統合したもの。

構成項目としては、雇用者所得、営業余剰、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金からなっている。

シビックセンターゾーン

公共公益施設や商業・業務施設などが一体的に集約整備された地区のこと。

市民所得

一定期間（通常1カ年）において、市内居住者の生産活動により新たに生産された純生産物（最終生産物）を貨幣価値で評価したもの。

社会資本

道路・鉄道・港湾・空港などの交通基盤施設、電話・衛星通信・コンピュータ通信を支える光ファイバーネットなどの通信基盤施設、上下水道・都市公園・教育・文化・福祉厚生施設などの生活基盤施設、河川・砂防・海岸などの国土保全防災施設、石油・ガス・電力の生産及び供給のエネルギー関連施設、農林漁業基盤施設、工業団地・オフィス街等の生産基盤施設などのこと。

社会動態

一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのこと。社会増加数で表す。

社会増加数＝転入数－転出数＋その他増減

住民基本台帳

市において、住民の居住関係の公証，選挙人名簿の登録，その他住民に関する記録を正確かつ統一的に行うために整備された台帳。

生涯学習

一人ひとりが自己の充実と自らの生活の向上をめざし，自己に，もっとも適した手段・方法で，生涯にわたって自発的に行う学習活動のこと。

情報セキュリティ

電子的な手段を利用した情報のやり取りに関する安全性や信頼性の情報の機密性，完全性，可用性を維持すること。確保のこと。

消費生活センター

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの消費者からの相談を専門の相談員が受け付け，公正な立場で処理をする体制・施設のこと。

新エネルギー

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーのうち，地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく，エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。

水質汚濁

公共用水域（河川・湖沼・港湾・沿岸海域など）の水の状態が，主に人の活動（工場や事業場などにおける産業活動や，家庭での日常生活ほかすべて）によって損なわれる事やその状態を指す。

スクールソーシャルワーカー

学校と関係機関との仲介，深刻な問題を抱えた保護者や子どもの実態を把握し，関連諸機関と連携しながら子どもが抱えている問題の包括的な解決を支援をする仕事のこと。

生活困窮者

病気や失業などで生活が困難になった人。

世界同時不況

2008年9月の米証券大手リーマン・ブラザーズ経営破綻(はたん)をきっかけに，世界的に波及した不況のこと。

施策評価

施策を評価の対象として，それぞれの達成目標を的確に管理して，施策の推進計画，進行管理，成果の確認，改善などを行うための仕組み。

た

第1次産業（第2次産業，第3次産業）

クラーク（C. Clark）によって始められた産業分類。

第1次産業は農業・林業・水産業・牧畜業，第2次産業は製造業・建設業，第3次産業はそれ以外の運輸・通信・電気・ガス・水道・商業・金融・公務・各種サービスなどの産業を指す。

耐震診断

既存の建築物の構造的強度を調べ，想定される地震に対する安全性（耐震性），受ける被害の程度を判断すること。

宅地開発指導要綱

開発行為等について，関係機関及び地元住民との事前調整，公共公益施設の整備及び管理について基本的事項を定めること。無秩序な宅地開発及び災害を防止し，美しいゆとりある快適環境と景観づくりを進めることを目的に制定する。

男女共同参画社会

男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，ともに責任を担うべき社会のこと。

地域ケア体制

要援護者が安心して暮らせるように，地域で総合的な福祉サービスを提供する体制のこと。

地域資源

自然資源のほか，特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え，人的・人文的な資源をも含む広義の総称のこと。

地域ブランド

地域発の商品・サービスのブランド化と，地域イメージのブランド化を結び付け，好循環を生み出し，地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ること。

地球温暖化対策地方公共団体実行計画

都道府県及び市町村に策定を義務づけられた地域の温室効果ガス排出の抑制等のための総合的な計画。

地産地消

地元で生産されたものを地元で消費すること。

地方分権一括法

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律のこと。

地方分権改革の柱として、平成9年7月の国会により、475本の法律改正案からなる法案として可決成立し、平成12年4月1日から施行された。

主な目的は、住民にとって身近な行政は、できる限り地方が行うこととし、国が地方公共団体の自主性と自立性を十分に確保することとされる。

地方分権改革

国に集中している権限や財源を地方自治体（県や市町村）に移すことにより、中央集権型の行政システムを地方分権型の行政システムに転換すること。

昼間人口

常住人口に他の地域から通勤してくる人口を足し、さらに他の地域へ通勤する人口を引いたもの。

地理空間情報

空間上の特定の地点若しくは区域の位置を示す情報またはそれに関連付けられた情報。

TMO (Town Management Organization)

まちづくりをマネジメント（運営・管理）する機関のこと。様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースする。

デイサービス

介護の一形態。日帰りで、高齢者や障害者を通所させて行われるもの。

低炭素社会づくり

あらゆる社会活動に伴う温室効果ガスの排出量が現状よりも大幅に減少した社会のこと。

まちの構成や基盤から移動の仕方に至るまで、まちづくりの様々な施策によって、エネルギーの供給と利用の両面において、大幅な削減を目的としている。

ティームティーチング

複数の教師による指導法のこと。一人の教師が全面的に指導するより、多角的・多面的な指導ができる。

電子商取引

インターネットなどのネットワークを利用して、契約や決済などを行う取引形態のこと。

電子入札システム

入札に伴う「資格確認申請」から、「決定通知書の受理」までをインターネット上で実現するシステムをいう。

都市計画マスタープラン

1992年（平成4年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のこと。

閉じこもり

高齢者が身体的・心理的その他の要因からほとんど外出せず、自宅に閉じこもり気味になること。

土地区画整理

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

な

認知症

後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が低下した状態のこと。

農業集落排水

農業振興地域内の集落を対象とした浄化施設。農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、また農村生活環境の改善と公共用水域の保全を目的としたもの。

ノーマライゼーション

「社会で日々を過ごす一人の人間として、障害者の生活状態が、障害のない人の生活状態と同じであることは、障害者の権利である。障害者は、可能な限り同じ条件のもとに置かれるべきであり、そのような状況を実現するための生活条件の改善が必要である。」とする考え方のこと。

は

ハザードマップ

災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。水害予測図・地すべり危険区域マップ・液状化予測図等、それぞれの災害に応じて各種ある。

ハッキング

高度なコンピュータ技術を利用して、システムに侵入したり、プログラムを改ざんしたりする行為のこと。

バリアフリー

障害者や高齢者の交通などに関する障壁（バリア）を取り除くこと。

フィルムコミッション

映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする機関のこと。地方自治体か、観光協会の一部署が事務局を担当していることが多い。

PIO-NET システム

国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムのこと。

PR

パブリック・リレーションズの略で、個人や組織体の存在あるいはめざしている方向に対して、世論や一般消費者から支持を得られるように活動すること。

ファミリーサポートセンター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整する組織のこと。

扶助費

社会保障制度の一環として、現金・物品を問わず、対象者に対して支給される経費。

防疫

感染症（伝染病）の発生・流行を予防すること。感染症患者の早期発見・隔離、消毒や媒介動物の駆除、予防接種などを行う。

防災行政無線

災害時に、災害の規模、危険な場所の位置や状況を把握し、いち早く正確な災害情報を住民などに伝達するためのシステム。平常時では、子どもたちに帰宅を促す時報や、住民に役立つ行政情報を定期的に放送する。

防災備蓄

災害時において、必要最小限の食糧や日用品などを備蓄していること。

補装具

身体障害者が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。

保留地

土地区画整理事業の施行により整備された宅地のうち、一部を換地として定めず、事業費に充当するために売却したり、一定の目的に使用するために施行者が確保する土地のこと。



夜間人口

常住地の人口のこと。人が寝泊まりする場所での人口となるので、「夜間人口」と呼ばれる。

UJI ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

有機肥料

動植物質の肥料。緑肥・堆肥・糞尿・魚肥など。化学肥料に対していう。

遊休化

設備や土地などが利用されずに放っておかれること。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすること。その対象は、ハード（都市施設や製品など）からソフト（教育や文化、サービスなど）に至るまで多岐にわたる。

要約筆記者

聴覚障害者に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。

予防医学

疾病の発生・経過・分布・消長とそれに影響をおよぼす原因を研究し、疾病の予防を行うことや病気になりにくい心身の健康増進を図るための学問のこと。狭義には、「病気になってしまったからそれを治すことより、病気になりにくい心身を作る。病気を予防し、健康を維持する。」という考え方に基づいている医学。

ら

療育

障害をもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

レファレンスサービス

利用者の研究や調査のために、どのような資料を使えばよいのかを案内し調査の支援を行うこと。

労働力人口

労働力調査においては、満 15 歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者（就業していないが、就職活動をしている失業者）の合計を指す。

資料編

- 1 第5次結城市総合計画策定の経緯
- 2 第5次結城市総合計画策定の各種会議の名簿
- 3 結城市総合計画審議会条例
- 4 第5次結城市総合計画審議会 諮問・答申
- 5 第5次結城市総合計画策定市民まちづくり委員会設置要項
- 6 第5次結城市総合計画に関する提言書

1 第5次結城市総合計画策定の経緯

(1) 総合計画審議会

回	月 日	内 容
1	平成22年 5月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・会長及び副会長の選出 ・第5次総合計画策定の進め方の説明 ・審議スケジュールの説明
2	平成22年 7月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画基本計画の諮問
3	平成22年 9月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の答申案の審議
4	平成22年12月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画基本計画の諮問, 審議 ・パブリックコメントの実施の説明

(2) 総合計画策定市民まちづくり委員会

回	月 日	内 容
1	平成22年 1月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・委員自己紹介 ・委員長及び副委員長の選出 ・第5次総合計画策定の進め方の説明
2	平成22年 3月 4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・結城市の現況及び社会状況の説明 ・市民アンケートの結果の説明 ・結城市の課題を考える1(ワークショップ)
3	平成22年 3月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・結城市の課題を考える2(ワークショップ)
4	平成22年 4月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・結城市の施策を考える1(ワークショップ)
5	平成22年 5月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・結城市の施策を考える2(ワークショップ)
6	平成22年 6月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書の内容を考える(ワークショップ)

(3) 総合計画策定委員会

回	月 日	内 容
1	平成22年 1月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会及び専門部会の役割説明 ・専門部会部会長及び副部会長の選出 ・第5次総合計画策定の進め方説明 ・スケジュールの説明
2	平成22年 7月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民まちづくり委員会からの提言の確認 ・基本構想案の確認
3	平成22年12月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画案の確認

(4) 総合計画策定専門部会

回	月 日	内 容
1	平成22年 1月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会及び専門部会の役割説明 ・専門部会部会長及び副部会長の選出 ・第5次総合計画策定の進め方の説明 ・スケジュールの説明
2	平成22年 4月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・職員アンケート結果及び懇談会での意見について説明 ・社会情勢分析結果の説明 ・施策大綱(骨子)の説明 ・政策課題の検討 ・第4次総合計画後期基本計画主要事業実績調査の説明
3	平成22年6月中旬 (部会毎に実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・施策大綱(骨子)修正案の確認 ・基本施策の集約, 分割, 追加等の検討 ・基本目標及び基本施策の文言の検討

4	平成22年7月上旬 (部会毎に実施)	・市民まちづくり委員会からの提言書確認 ・基本構想の検討
5	平成22年8月下旬 (部会毎に実施)	・基本計画案の作成
6	平成22年11月下旬 (部会毎に実施)	・基本計画案の検討
7	平成22年12月中旬 (部会毎に実施)	・基本計画案の検討

(5) 地区別懇談会

月 日	学 区 名	場 所
平成22年 2月 2日 (火)	結城小	市公民館
平成22年 2月 4日 (木)	上山川小	上山川就業改善センター
平成22年 2月 8日 (月)	城南小	南部中央コミュニティセンター
平成22年 2月10日 (水)	山川小	山川文化会館
平成22年 2月12日 (金)	結城西小	四ツ京ふれあい館
平成22年 2月15日 (月)	城西小	小田林コミュニティセンター
平成22年 2月17日 (水)	江川北小, 江川南小	江川地区多目的集会施設
平成22年 2月19日 (金)	絹川小	絹川地区多目的集会施設

(6) 団体別懇談会

月 日	団 体 名
平成22年 1月21日 (木)	小中学校家庭教育学級
平成22年 1月26日 (火)	NPO 法人結城まちづくり研究会
平成22年 2月 2日 (火)	市内中学校生徒会
平成22年 2月 4日 (木)	市内高校生徒会
平成22年 2月 5日 (金)	結城看護専門学校
平成22年 2月 9日 (火)	ゆうき女性会議
平成22年 2月12日 (金)	結城市ボランティア連絡協議会
平成22年 2月16日 (火)	農業関係者
平成22年 2月22日 (月)	子育てサークル
平成22年 2月23日 (火)	結工懇話会
平成22年 2月25日 (木)	結城商工会議所

(7) パブリックコメント手続

月 日	内 容
平成22年 8月11日 (水) ～ 9月 7日 (火)	基本構想パブリックコメント意見募集期間
平成22年 8月22日 (日)	基本構想パブリックコメント説明会 場所：市民文化センターアクロス展示室
平成22年 8月26日 (木)	基本構想パブリックコメント説明会 場所：市民情報センター
平成23年 1月 4日 (火) ～ 1月31日 (月)	基本計画パブリックコメント意見募集期間
平成23年 1月19日 (水)	基本計画パブリックコメント説明会 場所：市民情報センター
平成23年 1月23日 (日)	基本計画パブリックコメント説明会 場所：市民情報センター, 山川文化会館 江川多目的集会施設

2 第5次結城市総合計画策定の各種会議の名簿

(1) 結城市総合計画審議会委員名簿

選出区分	役 職	氏 名
市議会議員	議長	孝井 恒一
	副議長	鈴木 孝一
	総務委員長	金子 健二
知識経験者	県議会議員	白井 平八郎
	市代表監査委員	◎亀岡 邦夫
市民代表	自治協力員連合会会長	広瀬 清
	環境衛生協議会会長	近藤 一衛
	消防団団長	館野 祐二郎
	(社)結城市医師会会長	稲葉 直樹
	民生委員児童委員協議会会長	鈴木 直美
	結城商工会議所会頭	中山 徹雄 (安藤 嘉胤)
	北つくば農業協同組合結城支店店長	北條 次男
	教育委員会委員長	柴 正
	結城信用金庫本店営業部長	吉村 克司
第5次結城市総合計画策定市民まちづくり委員会委員代表	○新澤 一夫	

◎：会長 ○：副会長 ()内は前任者

(2) 第5次結城市総合計画策定市民まちづくり委員会委員名簿

選出区分	所 属 等	氏 名
学識経験者	白鷗大学教育学部教授	◎結城 史隆
団体推薦	北つくば農業協同組合結城青年部	稲葉 賢一
	結城市工場協会	栗原 勝彦
	子育てサークル	永田 真己子
	結城市商業地域づくり連合会	初美 寿秋
	結城市小中学校PTA連絡協議会	岩崎 勤
	ゆうき女性会議	古山 八重子
	(社)結城青年会議所	清本 正治
	結城市体育協会	○新澤 一夫
	ゆうきボランティア・ネットワーク	渡辺 美佐子
	結城市文化協会	稲葉 昭二郎
	結城市ボランティア連絡協議会	雨谷 節子
市民(公募)		飯島 浩明
		木村 祐子
		石島 孝雄
		富田 博
		湯本 武利
		池田 喜代二
		小貫 隆嗣
		土田 構治
		角田 亮子
		外山 好夫
		倉持 儀明
	石井 千代子	

◎：委員長 ○：副委員長

(3) 総合計画策定委員会委員名簿

①平成21年度

役 職	氏 名
副市長	◎飯島 圭介
教育長	○木村 裕
市長公室長	大越 洋一
市民生活部長	鈴木 忠
保健福祉部長	河田 良一
産業経済部長	菅谷 惠一
都市建設部長	金子 照男
上下水道部長	伊佐岡 岳
教育次長	岡本 光寿
議会事務局長	奥村 広志
会計管理者	矢口 俊雄
秘書課長	滝澤 正好
総務課長	戸田 裕
人事課長	柴山 孝一
企画政策課長	佐藤 修一
協働推進課長	石塚 安男
財政課長	篠崎 秀夫
市民課長	金子 秀子
社会福祉課長	宮田 まち子
農政課長	宮本 敏男
都市計画課長	谷沢 忠
下水道業務課長	池田 通
学校教育課長	岩田 明久
女性政策室長	湯本 芳江

◎：委員長 ○：副委員長

②平成22年度

役 職	氏 名
副市長	◎飯島 圭介
教育長	○木村 裕
市長公室長	菅谷 惠一
市民生活部長	鈴木 忠
保健福祉部長	河田 良一
産業経済部長	戸田 裕
都市建設部長	篠崎 秀夫
上下水道部長	野澤 英夫
教育次長	岩田 明久
議会事務局長	奥村 広志
会計管理者	宮田 まち子
秘書課長	宮本 敏男
総務課長	柴山 孝一
企画政策課長	佐藤 修一
協働推進課長	石塚 安男
財政課長	落合 聡
市民課長	江原 繁
社会福祉課長	林 繁夫
農政課長	稲葉 清進
都市計画課長	谷沢 忠
下水道業務課長	加藤 直敏
学校教育課長	滝澤 正好
女性政策室長	生沼 八重子

◎：委員長 ○：副委員長

(4) 総合計画策定委員会専門部会委員名簿

①平成21年度

部 等	選出区分	氏 名
市長公室	市長公室長	◎大越 洋一
	総務課長	○戸田 裕
	秘書課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	佐藤 栄一
	総務課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	広瀬 文彦
	人事課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	増山 智一
	協働推進課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	飯島 敏雄
	財政課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	大武 英二
市民生活部	契約管財課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	塚原 隆
	市民生活部長	◎鈴木 忠
	市民課長	○金子 秀子
	市民課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	江原 繁
	生活環境課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	中塚 富雄
	防災交通課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	鈴木 昭一
	税務課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	関根 智
	収税課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	谷中 里子
保健福祉部	人権推進課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	渡辺 高夫
	保健福祉部長	◎河田 良一
	社会福祉課長	○宮田 まち子
	社会福祉課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	山中 健司
	介護福祉課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	戸田 一美
	保険年金課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	酒寄 克一
産業経済部	健康増進センターの係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	小池 広
	産業経済部長	菅谷 惠一
	農政課長	宮本 敏男
	農政課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	小林 忠
	耕地課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	笠倉 雅弘
都市建設部	商工観光課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	小野澤 利光
	都市建設部長	◎金子 照男
	都市計画課長	○谷沢 忠
	都市計画課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	野寺 政男
	土木課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	木村 健一
	区画整理課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	枝 康夫
上下水道部	企業立地推進課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	田中 智
	上下水道部長	◎伊佐岡 岳
	下水道業務課長	○池田 通
	下水道業務課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	宮田 勝利
部に属さない課	下水道施設課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	壁谷 守男
	水道課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	遠井 二郎
	会計課、議会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局の係長以上の職員のうち、議会事務局長の推薦する者1人	曾雌 敦
教育委員会	教育次長	◎岡本 光寿
	学校教育課長	○岩田 明久
	学校教育課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	鶴見 俊之
	指導課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	松本 亨
	生涯学習課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	叶谷 正
	社会体育課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	駒井 勝男
	ゆうき図書館の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	新井 芳明
学校給食センターの係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	田崎 敏夫	

※ ◎=部会長 ○=副部会長

②平成22年度

部 等	選出区分	氏 名
市長公室	市長公室長	◎菅谷 惠一
	総務課長	○柴山 孝一
	秘書課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	佐藤 栄一
	総務課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	広瀬 文彦
	協働推進課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	西村 規利
	財政課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	大武 英二
	契約管財課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	塚原 隆
市民生活部	市民生活部長	◎鈴木 忠
	市民課長	○江原 繁
	市民課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	平井 とも子
	生活環境課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	酒寄 克一
	防災交通課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	鈴木 昭一
	税務課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	関根 智
	収税課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	藤沼 康夫
	人権推進課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	渡辺 高夫
保健福祉部	保健福祉部長	◎河田 良一
	社会福祉課長	○林 繁夫
	社会福祉課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	山中 健司
	介護福祉課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	中塚 富雄
	保険年金課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	白石 勝巳
	健康増進センターの係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	沼田 哲
産業経済部	産業経済部長	◎戸田 裕
	農政課長	○稲葉 清進
	農政課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	増山 誠
	耕地課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	笠倉 雅弘
	商工観光課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	小野澤 利光
都市建設部	都市建設部長	◎篠崎 秀夫
	都市計画課長	○谷沢 忠
	都市計画課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	野寺 一徳
	開発指導課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	堀江 辰治
	土木課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	大羽 康浩
	区画整理第一課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	枝 康夫
	区画整理第二課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	大塚 一郎
	企業立地推進課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	田中 智
上下水道部	上下水道部長	◎野澤 英夫
	下水道業務課長	○加藤 直敏
	下水道業務課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	伊東 靖子
	下水道施設課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	壁谷 守男
	水道課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	瀬戸井 武志
部に属さない課	会計課、議会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局の係長以上の職員のうち、議会事務局長の推薦する者1人	曾雌 敦
教育委員会	教育次長	◎岩田 明久
	学校教育課長	○滝澤 正好
	学校教育課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	鶴見 俊之
	指導課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	渡辺 信之
	生涯学習課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	叶谷 正
	社会体育課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	駒井 勝男
	ゆき図書館の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	新井 芳明
	学校給食センターの係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	石川 好次

※ ◎=部会長 ○=副部会長

(5) 総合計画策定事務局名簿

職 名	氏 名
市長公室 市長公室長	菅谷 惠一 (大越 洋一)
市長公室 企画政策課長	佐藤 修一
市長公室 企画政策課 政策調整係長	森山 敏幸
市長公室 企画政策課 政策調整主幹	船水 由美
市長公室 企画政策課 政策調整主幹	湯山 友和

※ () 内は前任者

3 結城市総合計画審議会条例

○結城市総合計画審議会条例

昭和46年7月1日
条例第13号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、結城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、結城市総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 市民代表者

(昭63条例12・平21条例9・一部改正)

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 審議会の事務は、市長公室企画政策課において処理する。

(平12条例3・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

付 則 (昭和63年9月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日条例第3号) 抄

(施行期日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月30日条例第9号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

4 第5次結城市総合計画審議会 諮問・答申

(1) 第5次結城市総合計画基本構想諮問文

企政諮問第1号

結城市総合計画審議会

第5次結城市総合計画基本構想（案）について、結城市総合計画審議会条例第2条の規程により答申を求める。

平成22年7月26日

結城市長 小西 栄造

平成22年9月28日

結城市長 小西 栄造 殿

結城市総合計画審議会
会長 亀岡 邦夫

第5次結城市総合計画基本構想について（答申）

平成22年7月26日付け結企政諮問第1号で当審議会に諮問された第5次結城市総合計画基本構想（案）について、審議した結果、下記事項の趣旨を十分に尊重され計画が進められることを要望し、原案のとおり答申する。

今次総合計画については、我が国が本格的な少子高齢、人口減少社会を迎える中における、本市の指針として、市民一人ひとりが安心して暮らせる活気ある地域社会を目指して、諸施策を推進されたい。

記

- 1 子育て支援や高齢者福祉の充実などの行政サービスを充実させた上で、それらを定住促進策としてパッケージ化するとともに、東北新幹線で東京まで60分といった交通利便性を生かした施策を立案し、人口を減らさないまちづくりを推進されたい。
- 2 行政サービスの充実化と効率化を両立するため、県境を越えた市町村間の連携を進められたい。特に交通面、医療面の施策の連携を図られたい。
- 3 都市計画道路について、その必要性を再検証するとともに、必要な路線の整備を推進されたい。
- 4 農業は、本市の基幹産業であるものの、耕作放棄地の拡大や担い手の減少といった課題が山積しているため、地産地消や地域ブランド化などを進め、元気あふれる農業の振興を図られたい。
- 5 結城駅北側の市街地は商店が減少して空洞化が進んでおり、高齢者をはじめとする交通弱者にとって不便な地域になっているので、そうした交通弱者にとっても住みよいまちづくりを進められたい。
- 6 伝統産業について、後継者育成にとどまらず、新たな需要を開拓する取り組みを支援されたい。また、伝統産業や見世蔵、寺社仏閣などを活用した観光を振興し、交流人口の増加を目指されたい。
- 7 少子化が教育に与える悪影響を緩和するとともに、少人数教育等により教育内容の充実に努められたい。

(3) 第5次結城市総合計画基本計画諮問文

企政諮問第2号

結城市総合計画審議会

第5次結城市総合計画基本計画（案）について，結城市総合計画審議会条例第2条の規定により答申を求める。

平成22年12月22日

結城市長 小西 栄造

(4) 第5次結城市総合計画基本計画答申文

平成23年2月7日

結城市長 小西 栄造 殿

結城市総合計画審議会

会長 亀岡 邦夫

第5次結城市総合計画基本計画について（答申）

平成22年12月22日付け結企政諮問第2号で当審議会に諮問された第5次結城市総合計画基本計画（案）について、審議した結果、下記事項の趣旨を十分に尊重され計画が進められることを要望し、原案のとおり答申する。

第5次結城市総合計画基本計画で掲げた目標の進捗状況を随時把握した上で、その情報を市民と共有し、市民との協働により効率的・効果的な施策の推進を図り、将来都市像「みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城」の実現を目指されたい。

記

- 1 限られた社会資源との認識のもと、救急車の適正利用について、市民への啓発を図られたい
- 2 消防団員の確保について十分に取り組みたい
- 3 地域教育やスポーツ・レクリエーションの充実に取り組みたい

5 第5次結城市総合計画策定市民まちづくり委員会設置要項

(設置)

第1条 市民参画により第5次結城市総合計画を策定するため、市民まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、前条の設置目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市のまちづくりに関する様々な課題を抽出し、検討すること。
- (2) 第5次結城市総合計画策定について市民の目線から意見・提言を行うこと。
- (3) その他第5次結城市総合計画策定に当たって必要と認められること。

(委員)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者等
- (3) 市内に在住又は在勤する者（公募）

(任期)

第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じ随時開催する。

- 2 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(提言)

第7条 委員長は、委員会で検討したことについて、第5次結城市総合計画策定委員会に随時提言するものとする。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、平成21年10月27日から施行する。

6 第5次結城市総合計画に関する提言書

第5次結城市総合計画に関する提言書（平成22年7月5日市民まちづくり委員会）

はじめに

現在、どの地域の自治体においても、総合計画策定に大変苦勞しています。それは、10年後の日本社会や地域がどのようになっていくか、明確な予想がつかないからです。日本は、明治維新以降、産業を育て経済を活性化させ、物質的生活水準をあげることを目標としてきました。しかし、このモデルがまったく通用しない時代に入ってきました。

国立社会保障・人口問題研究所では、30年後には日本の人口は1億1000万人前後となり、現在から約13%減少すると推計しています。このことは成長・拡大型社会から飽和・濃縮型社会へと移行していくことを意味し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の競争社会を変えていかなければならないということです。この時代の流れからはどの地域も逃れることはできません。

また、自治体のありかたも変わりつつあります。地域の人口が停滞し、経済成長を大幅に求めることができなくなり、財政の逼迫や硬直化に直面する一方で、市民たちが安心して暮らせる場所を創出していくことが求められるようになってきています。これから自治体はハコものをつくったり、インフラ整備に邁進したり、補助金をばらまくような施策は困難となってくるでしょう。それよりも、整合性が取れ体系化された大きなビジョンの中で、市民が生活をしやすいように枠組みを構築したり制度を整備したりして、市民の活動を活性化させるほうに重点が移ってくると思われます。

市民も自治体からのサービスを要求するだけでなく、社会をより良くするための視点を持ち、積極的に責任をもって活動することが求められるようになるでしょう。地域の事を熟知している市民たちが連携して主体的に活動し、それを自治体が支えていくという場面が今後多くなってくると思われます。

このような背景のもとに、市では、第5次総合計画策定方針において、「市民参画による総合計画づくり」を掲げています。この方針に沿って、市民まちづくり委員会は設置され、私たちは委員として集まることになりました。市民まちづくり委員会では様々な課題を抽出し、分野別に意見を交換し、議論を積みかさねて検討しました。その議論のなかから、第5次総合計画に必要な施策をまとめ、今回の提言書の内容となりました。

市では、この提言書を十分に検討したうえで、第5次総合計画を策定し、私たちが安心して暮らすことが出来るまちづくりを進められるよう期待いたします。

市民まちづくり委員会委員一同

1 将来子どもたちに残したい結城像

第1回委員会において、委員それぞれが思い描く「将来子どもたちに残したい結城像」を発表し、お互いの思いを共有しました。

【将来子どもたちに残したい結城像】

- ・ 安全で安心な住みやすいまち
- ・ 歴史や文化，自然を誇りに思えるまち
- ・ 様々な人が交流できるまち

2 市の課題

第2回，第3回の委員会では，市民目線で市の課題を抽出しました。更にその課題について，10年後の結城市を見据えながら優先度を検討し，「医療・福祉」「観光・地場産業」「防災・防犯」「高齢者・介護」「子育て・教育」を重点課題としました。委員会で考えた市の課題は，以下のとおりです。

(1) 医療・福祉

- ・ 市内に小児科が少ない
- ・ 救急医療体制に不安を感じる
- ・ 福祉の窓口が分散している

(2) 観光・地場産業

- ・ 結城駅北側の商店街が寂しい
- ・ 市民に市の歴史や伝統産業が知られていなく，活用もされていない
- ・ 観光客の受け入れ態勢が十分でない
- ・ 農業，地場産業，商業の後継者が少ない
- ・ 農業，地場産業の販売やPRが十分でない

(3) 防災・防犯

- ・ 街灯が少なく，暗くて危険である
- ・ 災害時，避難場所が少ない
- ・ サイレンは鳴るが火事がどこか分からない

(4) 高齢者・介護

- ・ 一人暮らし高齢者が増加している
- ・ 高齢者の生活支援が不足している
- ・ 高齢者の生きがいづくり対策が不足している

(5) 子育て・教育

- ・ 子どもが外で遊んでいない
- ・ 通学路が危険である
- ・ 子ども同士の交流が少ない
- ・ 子育て支援が不足している
- ・ 先生の指導力が不足している
- ・ 学校施設が古い
- ・ 空き教室が活用されていない

(6) その他

- ・ 水戸線の北側と南側の市民のコミュニケーションがとれていない
- ・ 地域のコミュニティセンターが活用されていない
- ・ 道路が狭い
- ・ 働く場が少ない
- ・ 公共交通の便が悪い
- ・ 買い物できる場が不足している
- ・ 公園にごみが目立つ

3 市と市民との協働の重要性

市の課題を考える中で、施設や制度の欠如や不備についての意見が数多くありました。そうした意見が数多くある理由を委員間で話し合うなかで、既存の施設が十分に利活用されていないかったり、情報が市民に浸透していないことが明確になりました。

こうしたことから市の施策が市民生活に十分に寄与するためには、市民側の積極的な受け入れが必要であることが確認できました。

ハコモノ行政の限界と地方分権の更なる進展が明確になった現在、このような市と市民の認識の差を埋め、より良い市政運営を進めるためには、従来の機能に加えて以下の施策を2本柱として、市は「協働のまちづくり」を推進する必要があると考えます。

- ・ 市民生活の課題解決のための制度の整備とシステムの構築
- ・ 市民による地域の課題解決のための活動を支援するシステムの構築

一方、市民も主体的に地域の課題に取り組む姿勢が求められます。その際には、市の持つ施設、情報、ノウハウを十分に利用することが必要になってきます。

これらにより、現在、市で推進する「協働のまちづくり」が更に推進されると考えます。

4 重点施策

重点課題の「防災・防犯」「医療・福祉」「高齢者・介護」「子育て・教育」「観光・地場産業」に対応する施策として市民まちづくり委員会では、以下のことを重点施策として提言します。

なお、上記3のとおり、委員間で議論するなかで「協働のまちづくり」推進の重要性を認識することができたので、「行政でやるべきこと」にとどまらず、「協働でできること」についても提言することになりました。

(1) 防災の情報が市民に広く行き渡り、災害時には適切に対応できるシステムの確立

【行政がやるべきこと】

- ・ 水害・震災危険箇所の対策
- ・ 防災無線の拡充
- ・ 防災意識の啓発とハザードマップ・避難場所の市民への周知と支援

【協働でできること】

- ・ 自主防災組織の結成
- ・ 防災意識に対する啓発活動と防災訓練の実施
- ・ ハザードマップ・避難場所の市民への周知
- ・ 水害・震災危険箇所のチェック
- ・ 消防団の充実
- ・ 災害ボランティアの整備

(2) 犯罪や事故を起こさないようにするための設備の充実やシステムの確立

【行政がやるべきこと】

- ・ 防犯灯設置の補助
- ・ 防犯パトロール拡充のための支援
- ・ 危険な道路のチェックと対策
- ・ 歩道の整備

【協働でできること】

- ・ 防犯灯の管理
- ・ 防犯パトロールの実施
- ・ あいさつ運動の強化
- ・ 交通安全教育の実施

(3) 誰もが適切な医療を受けることができる制度とシステムの確立

【行政がやるべきこと】

- ・ 総合医療や救急医療に対応する医療連携体制の整備と情報発信
- ・ 医療福祉費制度の見直しと適切・公平な制度の整備
- ・ 医療知識普及に関する活動の支援
- ・ 健康増進やスポーツ普及のための活動の支援

【協働でできること】

- ・ 医療知識，健康知識の普及のための活動
- ・ 健康イベントや総合型スポーツクラブの実践

(4) 高齢者が行きたいところに行け、やりたいことのできる仕組みづくり

【行政がやるべきこと】

- ・ 巡回バスの運営の改善
- ・ 独居高齢者の見守りシステム構築の支援
- ・ 介護に関する知識の普及と介護者に対する支援
- ・ 高齢者向け生涯学習の整備

【協働でできること】

- ・ 高齢者介護・福祉に関する啓発活動
- ・ 高齢者の見守りシステムの構築と運用
- ・ 高齢者の生活利便性向上のための活動
- ・ 高齢者の生きがいの場の創出
- ・ 既存公共施設・組織の利活用の推進

(5) 子どもたちが健やかに育つためのシステムと場の確立

【行政がやるべきこと】

- ・ 学校施設の点検と充実化
- ・ 子ども関連施設の利用状況の調査とそれに基づく改善点の対応
- ・ 外国人子弟の教育支援のためのプログラムや枠組みの設定

【協働でできること】

- ・ 地域市民による子どもの居場所作り
- ・ 学校の先生との連携による活動の創出
- ・ ひきこもり，不登校生徒のための交流の場の創出
- ・ 伝統文化を子どもたちに伝承するための場の創出
- ・ 登下校時の子どもの見守り活動の充実化
- ・ 外国人子弟に対する教育や生活の支援
- ・ 親同士の交流，親の学び場の創出

(6) 観光の振興と地場産業の活性化のための設備の整備と利活用方法の確立

【行政がやるべきこと】

- ・ 各種観光施設の案内とアピール

- ・ 有料トイレの設置
- ・ 物産品のブランド化の仕組みづくり
- ・ 新規就農希望者への支援
- ・ 中心市街地活性化基本計画の見直し

【協働でできること】

- ・ 「“市民一人ひとりがおもてなし”の街」創出のための活動
- ・ インターネット発信の工夫
- ・ 市民のための観光勉強会や受け入れ態勢の研修会の実施
- ・ 新しい観光ルートの開発
- ・ 地域ブランド品の開発
- ・ 伝統産業の新しい商品開発，利用法，使用機会の検討と実践
- ・ 新規就農希望者に対する農業技術の提供
- ・ イベント，祭りの活性化

第5次結城市総合計画

平成23年3月発行

発行／結城市 〒307-8501 茨城県結城市大字結城1447

Tel 0296-32-1111 (代表)

<http://www.city.yuki.lg.jp/>

編集／結城市市長公室企画政策課



第5次結城市総合計画

